

## 【6編 資料編】

1-1 防災関係機関一覧表	6-1
1-2 県内市町村	6-7
1-3 消防機関	6-8
2-1 射水市主要災害史	6-9
3-1 気象観測施設	6-15
3-2 水位観測所・流量観測所	6-15
3-3 検潮波高風向観測所	6-16
3-4 地震観測点	6-16
4-1 災害危険箇所地域一覧	6-17
4-2 防災重点農業用ため池危険箇所	6-18
4-3 重要水防箇所	6-19
4-4 雪崩危険箇所	6-21
4-5 浸水想定区域(洪水・津波)	6-22
5-1 防災行政無線設備設置状況	6-29
5-2 防災相互通信無線局	6-33
6-1 消防体制等の概況	6-34
6-2 消防本部・署所及び消防団の現況	6-36
6-3 救助活動のための機械器具等の保有状況	6-36
6-4 消防水利の現況	6-37
6-5 婦人防火クラブの現況	6-37
6-6 自主防災組織の現況	6-38
6-7 水防管理団体組織	6-38
6-8 水防用資機材備蓄状況	6-39
7-1 関係医療機関、研究機関、厚生センターのリスト(高岡医療圏)	6-40
8-1 富山県トラック協会加盟事業者一覧(射水市)	6-46
8-2 市有車両一覧表	6-48
8-3 場外離着陸場一覧	6-48
8-4 緊急輸送道路	6-49
8-5 物資拠点場所・活動拠点施設	6-51
8-6 漁港の現況	6-51
8-7 港湾施設(岸壁等)の現況	6-52

9-1 市指定緊急避難場所一覧	6-53
9-2 市指定避難所一覧	6-60
9-3 浸水想定区域内における要配慮者関連施設	6-70
9-4 備蓄物品等の状況	6-75
9-5 指定文化財一覧	6-77
10-1 電力施設(富山新港火力発電所)	6-82
10-2 都市ガス施設	6-84
10-3 簡易ガス施設	6-84
10-4 給水車両等保有状況及び災害時利用可能水量等の状況	6-85
11-1 市内ごみ処理施設一覧	6-86
11-2 し尿処理施設	6-86
11-3 し尿収集業務受託者及び車両等	6-86
11-4 防疫用機材	6-86
11-5 薬剤所要量の算出方法	6-87
11-6 埋・火葬施設	6-87
12-1 相互応援協定等一覧表	6-88
12-2 高岡市と射水市との防災相互応援協定	6-94
12-3 災害時の相互応援協定(千曲市)	6-96
12-4 災害時における相互応援に関する協定書(荒川区)	6-98
12-5 災害時における相互応援に関する協定書(稲沢市)	6-100
12-6 大規模災害時における「チームとやま」による相互応援等に関する協定書	6-102
13-1 被害認定基準	6-105
13-2 激甚災害指定基準	6-109
13-3 局地激甚災害指定基準(局激)	6-112
14-1 射水市防災会議条例	6-114
14-2 射水市防災会議運営規程	6-116
14-3 射水市防災会議部会設置規程	6-118
14-4 射水市災害対策本部条例	6-119
14-5 射水市災害対策本部の組織及び運営に関する規程	6-120
14-6 射水市災害対策本部運営要綱	6-123
14-7 射水市河川等巡視規則	6-142
14-8 射水市防災行政無線運用要綱	6-143
14-9 射水市防災行政無線戸別受信機の取扱いに関する要綱	6-154
14-10 射水市自主防災組織補助金交付要綱	6-160
14-11 射水市雪対策連絡調整会議設置要綱	6-162
15-1 原子力防災用語集	6-164

## 1-1 防災関係機関一覧表

(国関係機関)

機 関 名	所 在 地	電話番号	F A X
警察庁 中部管区警察局	〒460-0001 愛知県名古屋市中区三の丸 二丁目1番1号	052-951-6000	
総務省 北陸総合通信局	〒920-8795 石川県金沢市広坂二丁目2番 60号	076-233-4412	076-233-4419
財務省 北陸財務局 富山財務事務所	〒930-8554 富山市丸の内一丁目5番13号 富山丸の内合同庁舎	076-432-5521	076-432-5779
厚生労働省 東海北陸厚生局	〒461-0011 愛知県名古屋市中区白壁 一丁目15番1号 名古屋合同庁舎第3号館3階	052-971-8831	052-971-8861
厚生労働省 富山労働局	〒930-8509 富山市神通本町一丁目 5番5号 富山労働総合庁舎	076-432-2727	076-432-6471
農林水産省 北陸農政局 富山地域センター	〒930-0856 富山市牛島新町11番7号 富山地方合同庁舎	076-441-9318	076-441-9328
林野庁 中部森林管理局 富山森林管理署	〒939-8214 富山市黒崎字塚田割 591番地2	050-3160-6080	076-424-4934
経済産業省 中部経済産業局 電力・ガス事業北陸支局	〒930-0856 富山市牛島新町11番7号 富山地方合同庁舎3階	076-432-5588	076-432-5526
経済産業省 中部近畿産業保安監督部 北陸産業保安監督署	〒930-0856 富山市牛島新町11番7号 富山地方合同庁舎3階	076-432-5580	076-432-0909
国土交通省 北陸地方整備局 富山河川国道事務所	〒930-8537 富山市奥田新町2番1号	076-443-4701	076-443-4703
国土交通省 富山河川国道事務所 富山国道維持出張所	〒930-0801 富山市中島一丁目2番16号	076-438-5101	076-438-5103
国土交通省 富山河川国道事務所 高岡国道維持出張所	〒939-0132 高岡市福岡町大滝12	54-5731	64-5921
国土交通省 富山河川国道事務所 大門出張所	〒939-0234 射水市二口2547番地3	52-1573	52-4329
国土交通省 北陸地方整備局 伏木富山港湾事務所	〒930-0856 富山市牛島新町11番3号	076-441-1901	076-443-1408
国土交通省北陸地方整備局 伏木富山港湾事務所 新湊出張所	〒934-0021 射水市堀岡新明神字西浜 205番地150	84-4106	82-1062

## (国関係機関)

機 関 名	所 在 地	電話番号	F A X
国土交通省北陸地方整備局 伏木富山港湾事務所 伏木分室	〒934-0001 射水市庄西町二丁目18番 3号	84-5228	82-1052
国土交通省北陸地方整備局 伏木富山港湾事務所 新湊東分室	〒933-0222 射水市海竜町5番1号	86-8910	86-8900
国土交通省 北陸信越運輸局 富山運輸支局	〒930-0992 富山市新庄町馬場82番地	076-423-0894	076-423-5509
国土交通省 北陸信越運輸局 富山運輸支局伏木庁舎	〒933-0105 高岡市伏木錦町11番15号 伏木港湾合同庁舎	44-1367	44-1368
国土交通省 大阪航空局 小松空港事務所	〒923-0993 石川県小松市浮柳町目21番地	0761-24-0828	0761-22-4632
国土交通省 大阪航空局 富山空港出張所	〒939-8252 富山市秋ヶ島35番地	076-495-3088	076-429-6762
東京管区气象台 富山地方气象台	〒930-0892 富山市石坂2415番地	076-432-2331	076-442-4260
伏木特別地域気象観測所	〒933-0114 高岡市伏木古府12番5号	44-0161	
第九管区海上保安本部 伏木海上保安部	〒933-0105 高岡市伏木錦町11番15号	44-0197	44-0197
防衛省自衛隊 富山地方協力本部	〒930-0856 富山市牛島新町6番24号	076-441-3271	076-441-3273
陸上自衛隊 金沢駐屯地 第14普通科連隊	〒921-8520 金沢市野田町1番8号	076-241-2171	
陸上自衛隊 富山駐屯地 第382施設中隊	〒939-1338 砺波市鷹栖出935番地	0763-33-2392	
海上自衛隊 舞鶴地方総監部	〒625-8510 京都府舞鶴市字余部下 1190番地	0773-62-2250	
航空自衛隊 小松基地 第6航空団	〒923-8586 小松市向本折町戊267番地	0761-22-2101	
総務省 消防庁	〒100-8927 東京都千代田区霞が関二丁目 1番2号	03-5253-5111	03-5253-7531
総務省 中部管区行政評価局 (富山行政監視行政相談 センター)	〒930-0856 富山県富山市牛島新町11-7 富山合同庁舎	076-432-6337	

## (原子力関係機関)

機 関 名	所 在 地	電話番号	F A X
原子力規制委員会	〒106-8450 東京都港区六本木1丁目 9番9号	(代)03-3581-3352	
原子力災害対策本部事務局	〒106-8450 東京都港区六本木1丁目 9番9号	03-5114-2114	
独立行政法人 放射線医学総合研究所	〒263-8555 千葉県千葉市稲毛区穴川 4丁目9番9号	(代)043-251-2111 043-206-3004	043-256-8301

## (県関係機関)

機 関 名	所 在 地	電話番号	F A X
富山県	〒930-8501 富山市新総曲輪1番7号	(代)076-431-4111	
富山県防災・危機管理課	〒930-8501 富山市新総曲輪1番7号	(直)076-444-3187	076-432-0657
富山県河川課	〒930-8501 富山市新総曲輪1番7号	(直)076-444-3324	076-444-4417
総合県税事務所	〒930-8548 富山市舟橋北町1番11号 富山総合庁舎内	(直)076-444-4503	
高岡土木センター	〒933-0806 高岡市赤祖父211番地	(代) 21-9411 (直) 26-8419	26-8465
高岡農林振興センター	〒933-0806 高岡市赤祖父211番地	(直) 26-8440	
高岡厚生センター 射水支所	〒939-0351 射水市戸破1875番地1	56-2666	56-5494
射水警察署	〒934-0046 射水市今井170番1	83-0110	83-0127
富山新港管理局	〒934-0031 射水市奈呉の江7番地	(直)84-8292	84-8294
伏木港事務所	〒933-0104 高岡市伏木湊町5番15号	44-0277	44-0502
和田川ダム管理事務所	〒939-1402 砺波市増山1491番地	0763-37-0286	0763-37-8002

## (公共の関係機関)

機 関 名	所 在 地	電話番号	F A X
日本郵便株式会社 北陸支社	〒920-8797 石川県金沢市尾張町一丁目1番 1号	076-220-3011	076-232-3892
日本郵便株式会社 小杉郵便局	〒939-0399 射水市戸破1195番地	56-9200	
日本郵便株式会社 新湊郵便局	〒934-8799 射水市本町三丁目17番10号	82-2100	
日本銀行 富山事務所	〒930-0046 富山市堤町通り一丁目2番26号	076-424-4471	076-494-1158
西日本旅客鉄道(株) 金沢支社	〒920-0005 石川県金沢市高柳町九丁目1番 1号	076-253-5204	076-253-5207
西日本旅客鉄道(株) 小杉駅	〒939-0341 射水市三ヶ4156番地2	55-0065	55-0102
日本貨物鉄道(株) 高岡貨物駅	〒933-0002 高岡市吉久一丁目1番120号	82-2312	
中日本高速道路(株) 金沢支社	〒920-0365 金沢市神野町東170番地	076-240-4930	076-240-4991
中日本高速道路(株) 富山保全・サービスセンター	〒939-8214 富山市黒崎439番地	076-421-9048	076-491-7529
NTT 西日本(株) 富山支店	〒930-0017 富山市東田地方町一丁目1番30号	076-439-4560	076-439-4530
(株)NTTドコモ 北陸支社	〒920-8630 石川県金沢市西都一丁目5番地 ドコモ金沢西都ビル6階	076-225-2065	076-225-2178
日本赤十字社 富山県支部	〒930-0859 富山市牛島本町二丁目1番38号	076-441-4885	076-433-2657
KDDI (株) 北陸総支社	〒920-0853 石川県金沢市本町一丁目5番2号	076-261-4077	076-233-2077
ソフトバンクテレコム (株)	〒920-0865 石川県金沢市昭和町16番1号 ヴィサージュ14階	平日 076-236-4080	
ソフトバンクモバイル (株)	〒920-0865 石川県金沢市昭和町16番1号 ヴィサージュ14階	休日・夜間 03-6234-3265	
独立行政法人国立病院機構 本部	〒152-0021 東京都目黒区東が丘二丁目5番 21号	03-5712-5050	03-5712-5081
独立行政法人国立病院機構 本部東海北陸ブロック事務所	〒460-0001 愛知県名古屋市中区三の丸 四丁目1番1号 名古屋医療センター内	052-968-5171	052-968-5168
北陸電力(株) 高岡支社	〒933-0057 高岡市広小路7番15号	22-2027	22-9890
北陸電力(株) 富山新港火力発電所	〒933-0226 射水市堀江千石1番地	86-1511	86-3940
関西電力(株) 北陸支社	〒930-0017 富山市東田地方町一丁目2番13号	076-432-6111	076-442-8219
日本通運(株) 富山支店	〒930-0996 富山市新庄本町二丁目8番59号	076-452-5522	076-452-5520

## (公共の関係機関)

機 関 名	所 在 地	電 話 番 号	F A X
富山地方鉄道(株) 本社	〒930-0003 富山市桜町一丁目1番36号	076-432-3456	
富山地方鉄道(株) 富山自動車営業所	〒930-0971 富山市双代町2番20号	076-424-3661	076-424-3663
加越能バス(株)	〒933-0062 高岡市江尻1243番地1	22-4886	27-1621
公益社団法人富山県バス協会	〒930-0992 富山市新庄町馬場24番地2	076-424-9317	076-492-3168
万葉線(株)	〒933-0073 高岡市荻布字川西68	25-4139	25-4119
日本海ガス(株)西部支社	〒934-0042 射水市作道691番地	84-8118	84-6642
一般社団法人日本コミュニティーガス協会北陸支部	〒930-0857 富山市奥田新町8番1号 ボルファートとやま8階	076-441-3241	076-441-3244
一般社団法人富山県エルピーガス協会	〒930-0004 富山市桜橋通り6番13号 富国生命ビル内	076-441-6993	076-441-6996
富山県LPガス保安センター 射水・高岡支所	〒933-0941 高岡市内免三丁目3番12号	25-2957	
一般社団法人富山県トラック協会高岡地区支部	〒933-0073 高岡市荻布川西115	24-3207	
富山エフエム放送(株)	〒930-8567 富山市奥田町2番11号	076-432-5566	076-431-7777
高岡地域農業共済組合	〒933-0838 高岡市北島325番地2	28-0200	28-0202
公益社団法人射水市医師会	〒939-0351 射水市戸破1032番地3	56-6005	56-6671
一般社団法人富山県看護協会	〒930-0885 富山市鶴島字川原1907番地1	076-433-5680	076-433-6428
一般社団法人富山県薬剤師会	〒930-0018 富山市千歳町一丁目4番1号 薬業会館4F	076-432-2577	076-442-3308
一般社団法人富山県歯科医師会	〒930-0887 富山市五福五味原2741番地2	076-432-4466	076-442-4013
社会福祉法人 射水市社会福祉協議会	〒939-0274 射水市小島700番地1	52-5010	52-6190
射水平野土地改良区	〒939-0341 射水市三ヶ624番地	55-2511	55-4000
牛ヶ首用水土地改良区	〒930-0107 富山市大塚東32番地	076-427-2722	
金山土地改良区	〒939-0321 射水市青井谷1812番地	56-6938	73-6938
黒河土地改良区	〒930-0165 射水市黒河3106番地	56-6765	
呉羽射水山ろく用水 土地改良区	〒930-0042 富山市西押川1571番地2	076-434-3366	
いみず野農業協同組合	〒939-0276 射水市北野1555番地1	52-0023	52-5955
新湊漁業協同組合	〒934-0025 射水市八幡町一丁目1100番地	82-7707	84-7707

機 関 名	所 在 地	電話番号	F A X
射水商工会議所	〒934-0011 射水市本町二丁目 10 番 35 号	84-5110	84-5245
射水市商工会小杉本所	〒939-0351 射水市戸破 4229 番地	55-8023	55-3177
射水市商工会大門支所	〒939-0232 射水市大門 67 番地	52-3510	52-5345
射水市商工会大島支所	〒939-0274 射水市小島 703 番地	52-1329	52-4725
射水市商工会下支所	〒933-0204 射水市加茂中部 893 番地	59-2325	59-2558
庄川右岸水害予防組合	〒939-0234 射水市二口 1081 番地	52-7394	52-6976
庄川左岸水害予防組合	〒939-0192 高岡市福岡町大滝 12	64-1452	64-8012

## (射水市市政記者クラブ)

名 称	所 在 地	電話番号	F A X
北日本新聞社射水総局	〒939-0341 射水市三ヶ 1216 番地	55-8070	55-8071
北日本新聞社高岡支社	〒933-0911 高岡市あわら町 13 番 50 号	22-2222	25-7775
富山新聞射水支局	〒939-0351 射水市戸破 1552 番地 1	57-3312	57-3322
北陸中日新聞高岡支局	〒933-0039 高岡市大手町 16 番 6 号	22-0676	26-3074
読売新聞高岡支局	〒933-8543 高岡市下関町 4 番 5 号	26-6833	22-0140
朝日新聞社高岡支局	〒933-0902 高岡市向野町三丁目 43 番 10 号	22-0397	22-0394
毎日新聞社富山支局	〒930-0003 富山市桜町二丁目 2 番 24 号	076-432-3311	076-442-1643
射水ケーブルネットワーク(株)	〒934-0012 射水市中央町 17 番 1 号	82-7320	82-7923
北日本放送(株)高岡支社	〒933-0023 高岡市末広町 1 番 8 号 ウイングウイング 高岡 4F	21-2277	076-433-8560 (富山)
富山テレビ放送(株)高岡支社	〒933-0912 高岡市丸の内 1 番 40 号 高岡商工ビル 9F	24-3434	21-3947
(株)チューリップテレビ	〒933-0912 高岡市丸の内 1 番 40 号 高岡商工ビル 3F	26-6000	26-4674
一般社団法人共同通信社 富山支局	〒930-0094 富山市安住町 2 番 14 号	076-432-6901	076-433-8581
日本放送協会富山放送局	〒930-8502 富山市新総曲輪 3 番 1 号	076-444-6613	076-442-6092
日本放送協会高岡報道室	〒933-0912 高岡市丸の内 1 番 40 号 高岡商工ビル 8F	22-1747	
(株)エフエムいみず	〒939-0363 射水市中太閤山 1-1-1	56-0793	56-9922

## 1-2 県内市町村

市町村名	所在地	防災担当課	電話 (内線)直通 衛星通信	F A X 衛星通信
富山市	〒930-8510 富山市新桜町7番38号	建設部 防災対策課	076-431-6111 (3077)443-2181 201-18	076-443-2039 201-10
高岡市	〒933-8601 高岡市広小路7番50号	総務部総務課 危機管理室	20-1111 (308)20-1229 202-308	20-1325 202-306
魚津市	〒937-8555 魚津市釈迦堂一丁目 10番1号	企画総務部 地域協働課	0765-23-1010 (263)23-1078 204-263	0765-23-1182 204-510
氷見市	〒935-8686 氷見市丸の内1番1号	企画振興部 地域協働課	74-8100 (8021)74-8021 205-11	74-8255 205-10
滑川市	〒936-8601 滑川市寺家町104番地	総務部総務課	076-475-2111 (217)475-3311 206-11	076-475-6299 206-10
黒部市	〒938-8555 黒部市三日市725番地	総務企画部 総務課	0765-54-2111 (133・134) 207-134	0765-54-4461 207-460
砺波市	〒939-1398 砺波市栄町7番3号	企画総務部 総務課	0763-33-1111 (211) 208-13	0763-33-5325 208-10
小矢部市	〒932-8611 小矢部市本町1番1号	総務部総務課	67-1760 (233) 209-231	68-2171 209-620
南砺市	〒939-1596 南砺市苗島4880番地	総務部総務課	0763-23-2003 (1236) 408-11	0763-22-1114 408-10
舟橋村	〒930-0295 舟橋村仏生寺55番地	総務課	076-464-1121 (21) 321-21	076-464-1066 321-10
上市町	〒930-0393 上市町法音寺1番地	総務課	076-472-1111 (215) 322-214	076-472-1115 322-219
立山町	〒930-0292 立山町前沢2440番地	総務課	076-463-1121 (214) 323-214	076-463-1254 323-177
入善町	〒939-0693 入善町入膳3255番地	総務課	0765-72-1100 (213) 342-213	0765-74-0067 342-550
朝日町	〒939-0793 朝日町道下1133番地	総務課	0765-83-1100 (225) 343-11	0765-83-1109 343-10

## 1-3 消防機関

市 町 村 名	所 在 地	電話番号 衛星通信	F A X 衛星通信
富山市消防局	〒939-8075 富山市今泉 191 番地 1	076-493-4141 501-251	076-493-5665 501-268
高岡市消防本部	〒933-0057 高岡市広小路 5 番 10 号	22-3131 511-245	26-7002 511-358
富山県東部消防組合 消防本部	〒937-0805 魚津市本江 3197 番地 1	0765-24-0119 521-400	0765-23-9178 521-413
魚津消防署	〒937-0805 魚津市本江 3197 番地 1	0765-24-0119 521-400	0765-23-9178 521-413
滑川消防署	〒936-0053 滑川市上小泉 24 番地	076-475-0180 522-11	076-475-7719 522-10
上市消防署	〒930-0362 上市町稗田 36 番地	076-472-2244 524-11	076-473-0055 524-10
氷見市消防本部	〒935-0063 氷見市加納 387 番地 1 号	74-8300 513-11	74-8338 513-10
新川地域消防組合	〒938-0014 黒部市植木 761 番地 1	0765-54-0119 523-11	0765-54-3992 523-10
黒部消防署	〒938-0014 黒部市植木 761 番地 1	0765-54-0119 523-11	0765-54-3992 523-10
入善消防署	〒939-0626 入善町入膳 3520 番地 1	0765-72-0135 527-11	0765-72-0937 527-10
朝日消防署	〒939-0731 朝日町東草野 1608 番地	0765-83-0009 528-11	0765-83-1867 528-10
宇奈月消防署	〒938-0282 黒部市宇奈月温泉 322-3	0765-62-1226 526-11	0765-62-2010 526-10
砺波地域消防組合 消防本部	〒939-1328 砺波市大辻 501 番地	0763-32-4957 531-210	0763-32-2230 531-290
砺波消防署	〒939-1328 砺波市大辻 501 番地	0763-32-4957 531-210	0763-32-2230 531-290
小矢部消防署	〒932-0052 小矢部市泉町 2 番 37 号	67-0119 532-11	67-5108 532-10
南砺消防署	〒939-1661 南砺市天神 242 番地	0763-52-0119 531-8233	0763-52-4496 531-8290
立山町消防本部	〒930-3265 立山町米沢 36 番地	076-463-0005 525-11	076-463-1610 525-10

## 2-1 射水市主要災害史

災害発生年月日（西暦）	災害	災害被害の内容
貞観 5（863）年 6月 17日	地震	越中に大地震
寛喜 2（1230）年 9月	洪水	雄神川（庄川）大洪水
文永 4（1267）年 5月	洪水	雄神川大洪水
天正 12（1584）年	洪水	雄神川大洪水
天正 13（1585）年 11月 29日	地震	越中に大地震
文禄 2（1593）年	洪水	雄神川大洪水。本流と千保川が合流
寛永 7（1630）年	洪水	雄神川、大洪水により流路が変化。以後庄川と呼ばれる。
承応 元（1652）年 5月中旬	洪水	庄川大洪水。二塚村全滅。広上村西東に分村
明暦 元（1655）年 8月	洪水	庄川大洪水。本流と千保川が合流
万治 2（1659）年 5月 1日	地震	越中に大地震
寛文 2（1662）年 5月 1日	地震	越中に大地震
8（1668）年 5月 5日	洪水	庄川で大洪水。西側に俣川が生じ 40 余間が舟越となる。
元禄 14（1701）年	火災	小杉の茶屋町で 17 戸焼失
宝永 元（1704）年 11月 22日	地震	越中に大地震、11 月に富士山大爆発
3（1706）年 9月 9日	地震	越中に大地震
4（1707）年 10月 3日	地震	越中に大地震
享保 4（1719）年	水害	薬勝寺池の堤防決壊。日の宮社の雑木を伐って水防
宝暦 元（1751）年 2月 29日	地震	越中に大地震
宝暦 13（1763）年 5月	洪水	庄川洪水。土合から二口まで被害発生
安永 元（1772）年	洪水	下条川が大洪水ではん濫
6（1777）年 6月	洪水	庄川に洪水発生。土合まで入川
天明 3（1783）年 6月 5日	洪水	庄川で洪水発生。広上まで入川し、水勢は串田まで打ち込む。
天明 3（1783）年 7月 6日	地震	越中に大地震
文化 3（1806）年	火災	小杉の乗舟町で 17 戸焼失
文政 8（1825）年 4月	洪水	和田川洪水
天保 3（1832）年 8月	洪水	和田川洪水
7（1836）年 8月	洪水	和田川洪水
天保 13（1842）年 1月	洪水	和田川洪水
嘉永 4（1851）年 7月 13日	洪水	諸川の洪水により田畑水損。土合村浸水
安政 5（1858）年 2月 25日	地震	越中に大地震
安政 5（1858）年 7月	洪水	和田川洪水。円池村で民家浸水、田畑流失
安政 6（1859）年 5月	洪水	和田川洪水。円池村で約 53 a の耕地被害発生
文久 3（1862）年 6月	洪水	和田川洪水
文久 3（1862）年 8月	洪水	和田川洪水
明治 2（1869）年 3月 19日	火災	川原町の火事が庄川を越えて飛火し、大門の大半を焼失
明治 3（1870）年 9月 18日	洪水	和田川で洪水が発生し、大戸水門を破壊して大損害発生

災害発生年月日（西暦）	災害	災害被害の内容
明治 6（1873）年 9月 21日	洪水	庄川出水で大門の浅井地内で堤防約 144m 決壊。田畑 30 町に被害。家屋 2 戸流失
明治 6（1873）年 10月 3日	洪水	庄川洪水のため堤防を破り、和田川に流入。大門の叶川岸の人家に被害発生
明治 14（1881）年 5月 5日	洪水	庄川出水で浅井地内の堤防 2 間壊。大門で家屋 2 戸流失
明治 18（1885）年 4月 21日	洪水	庄川洪水のため浅井地内で堤防決壊。人家 41 戸流失
明治 19（1886）年 4月 2日	火災	新湊の中町、山王町、紺屋町で民家 200 戸、小学校 1 校焼失
明治 24（1891）年 9月 30日	洪水	庄川から出水し堤防 370m 決壊、放生津渦周りの堤防も 800m にわたり決壊し、水田 10ha を流失
明治 28（1895）年 5月 22日	火災	水戸田大火で、集落のうち 53 戸を焼失
明治 29（1896）年 8月 2日	洪水	新湊で高波と庄川からの出水により川口堤防決壊。内川付近では浸水家屋 1,036 戸、浸水農地 144ha、波所堤破損 540m
明治 32（1899）年 9月 8日	洪水	台風による下条川の洪水で小杉の 72 戸が浸水。新湊では 1,719 戸が浸水。大門では浅井地内の堤防決壊。田畑 30 町に被害
明治 36（1903）年 7月 9日	洪水	庄川・大門川が出水し田畑の被害多数
明治 45（1912）年 2月 26日	火災	新湊の三日曾根他で 272 戸焼失。死者 1 名、重傷者 1 名
明治 45（1912）年 3月 19日	波浪	波浪により新湊で 540m にわたり護岸堤防決壊
大正 3（1914）年 8月 14日	洪水	前日の夜以来の豪雨で和田川洪水。小杉では下条川がはん濫し 700 戸が床上浸水、ほとんどの家が床下浸水
大正 10（1921）年 3月 26日	波浪	新湊で漁船 25 隻、乗組員 150 名が行方不明
大正 12（1923）年 9月 1日	地震	関東大震災の余波で強震
大正 12（1923）年 12月 19日	波浪	新湊で波浪により浸水 20 戸、堤防決壊 16 箇所 135m、亀裂 8 箇所 360m
昭和 2（1927）年 3月 7日	地震	奥丹後地震の余波で強震
昭和 5（1930）年 9月 5日	火災	新湊の東町、荒屋を中心に約 5 時間で 560 戸を焼失
昭和 7（1932）年 2月 12日	波浪	新湊の海老江海岸で沿岸堤防を乗り越え 270m にわたって決壊。人家破損 2 戸、浸水家屋 60 戸
昭和 8（1933）年 9月 21日	地震	七尾地震の余波で強震
昭和 9（1934）年 7月 11日	洪水	飛騨地方で未曾有の豪雨が発生。庄川下流で急激に増水したため、広上地内の堤防が 5 箇所、130m にわたって決壊。射水平野は湖のようになった。現市域の被害は死者 20 名、負傷者 240 名、流失家屋 94 戸、家屋破損 5,418 戸、浸水家屋 4,009 戸。庄川の最高水位 13.1m

災害発生日(西暦)	災害	災害被害の内容
昭和 10 (1935) 年 11月 11日	波 浪	新湊において、富山湾の寄り回り波のため負傷2名、家屋全壊20戸、半壊30戸、浸水100戸
昭和 15 (1940) 年 9月 12日	波 浪	高波により堤防根固等が決壊
昭和 16 (1941) 年 4月 16日	火 災	長徳寺、古新町等で家屋528戸、土蔵30棟、漁船49隻、漁舎136棟、会社・工場4棟、その他2棟を焼失
昭和 20 (1945) 年	火 災	小杉小学校焼失
昭和 23 (1948) 年 6月 28日	地 震	福井地震の余波で強震
昭和 23 (1948) 年 7月 25日	波 浪	アレン台風の余波を受け、新湊では高波のため8棟が半壊、非住宅4棟破壊、約1,500戸が床下浸水、船舶流失22隻、護岸堤の亀裂10箇所等
昭和 24 (1949) 年 11月 24日	洪 水	下条川のはん濫により、小杉町で床上浸水1,100戸、床下浸水400戸、木橋5橋が流出
昭和 25 (1950) 年 9月 3日	台 風	ジェーン台風の影響により、大きな被害発生
昭和 25 (1950) 年 10月 31日	波 浪	ルビー台風の余波を受け、新湊で浸水285戸、船舶破損8隻
昭和 27 (1952) 年 7月 1日	水 害	顕著な寒冷前線の通過により県内全域で大被害
昭和 27 (1952) 年 11月 29日	波 浪	高波のため新湊では家屋浸水等の被害発生
昭和 28 (1953) 年 9月 24日	台 風	台風に伴う大雨により小杉では33戸が全半壊、他地域でも被害発生
昭和 29 (1954) 年 9月 26日	台 風	台風第13号により下条川がはん濫し、被害発生
昭和 34 (1959) 年 9月 27日	波 浪	台風第15号(伊勢湾台風)の影響により新湊市を中心に県下全域大きな損害が発生
昭和 36 (1961) 年 9月 16日	台 風	台風第18号(第2室戸台風)により被害発生。小杉では家屋半壊4戸
昭和 38 (1963) 年 1月 8日	波 浪	低気圧が能登沖を通過し、新湊では寄り回り波の発生に伴い家屋の全半壊66戸、浸水100戸以上
昭和 38 (1963) 年 1月～2月	雪 害	昭和38年豪雪。3mを超える積雪により各地で大被害発生。新湊では家屋全壊31戸、床下浸水400戸、その他の大きな損害
昭和 38 (1963) 年 9月 26日	台 風	台風第15号により、県西部の各河川は危険水位を突破し、新湊では15mの高波により民家61戸が全半壊、石油の大タンクも倒壊するなどの被害発生
昭和 39 (1964) 年 7月 18日	洪 水	下条川洪水。小杉では床上浸水1,356戸、家屋倒壊2戸等の被害
昭和 41 (1966) 年 1月	雪 害	大雪
昭和 54 (1979) 年	洪 水	下条川はん濫
昭和 56 (1981) 年 1月	雪 害	昭和56年豪雪により各地で被害発生。新湊では水道管の破裂による浸水や除雪によるガスホースの破損によるガス爆発も発生

災害発生日月日（西暦）	災 害	災 害 被 害 の 内 容
昭和 58（1983）年 7月 21日	水 害	豪雨により小杉で床上浸水 30 棟、農地冠水 125ha、崖崩れ 3 箇所
昭和 58（1983）年 8月 22日	水 害	豪雨により小杉で床上浸水 18 棟
昭和 58（1983）年 9月 29日	台 風	台風第 10 号による豪雨のため小杉で床下浸水 11 棟
昭和 59（1984）年 12月 60（1985）年 7月 1日	雪 害 水 害	昭和 59 年豪雪 集中豪雨のため小杉で家屋全壊 1 戸、床上浸水 47 戸、床下浸水 112 戸、作業所浸水 45 戸、その他農地冠水の被害
昭和 63（1988）年 9月 2日	水 害	小杉で豪雨のため数戸が浸水被害
平成 2（1990）年 9月 20日	台 風	台風第 19 号により倒木多数、水稻・果樹落下多数、ビニールハウス倒壊多数の被害
平成 3（1991）年 6月 29日	水 害	小杉で住宅破損 1 戸、床上浸水 1 戸、床下浸水 26 戸、公共土木施設 11 箇所、崖崩れ 6 箇所、農地冠水 14ha 等の被害
平成 3（1991）年 9月 28日	台 風	台風第 19 号により樹木倒壊、農作物などに大きな被害発生
平成 5（1993）年 2月 7日	地 震	能登半島沖地震により市内で震度 4 を観測
平成 7（1995）年 1月 17日	地 震	阪神大震災により市内で震度 3 を観測
平成 7（1995）年 7月 20日	水 害	豪雨により、小杉で薬勝寺池南公園のブロック塀 40m 崩壊、水田 70ha 冠水
平成 8（1996）年 6月 26日	水 害	豪雨により、太閤山小学校西側ブロック壁が 100m にわたって崩壊
平成 14（2002）年 7月 14日	水 害	大雨のため新湊で 5 棟、小杉で 1 棟が床下浸水
平成 15（2003）年 9月 1日	水 害	大雨のため小杉で 1 棟が床下浸水
平成 16（2004）年 7月 25日	水 害	大雨のため新湊で床下浸水 7 棟
平成 16（2004）年 8月 19日	水 害	台風第 15 号及び第 18 号通過後の異常潮位の発生により 8 月 19 日から、新湊で断続的に道路冠水が発生（8 月 20、21、26、27 日、9 月 1、8 日）。8 月 20 日には 4 町内で床下浸水 59 戸の被害が発生
平成 16（2004）年 10月 20日	台 風	台風第 23 号により、市域各地で樹木倒木や建物損壊等の被害が発生。新湊、大門では庄川の危険水位を超えたため避難勧告を発令。また、農作物被害、新湊漁港内の流木散乱。新湊で負傷者 3 名
平成 17（2005）年 12月～ 平成 18（2006）年 1月	雪 害	平成 18 年豪雪により、市内では雪降ろし時の転落等で死亡 1 名、重傷 6 名、軽傷 10 名の人的被害。建物では 2 戸が全壊
平成 19（2007）年 3月 25日	地 震	能登半島地震により市内で震度 5 弱を観測。市内では軽傷 2 名の人的被害
平成 19（2007）年 7月 16日 平成 20（2008）年 2月 24日	地 震 波 浪	新潟県中越沖地震により市内で震度 3 を観測 高波（寄り回り波）により、死者 1 名、軽傷者 1 名のほか、公共土木・漁港・水産施設に被害が発生

災害発生年月日（西暦）	災 害	災 害 被 害 の 内 容
平成 20（2008）年 8月 16日	水 害	大雨により市内で98棟の床下浸水、市道アンダーパス部分2箇所通行止、その他道路冠水28路線などの被害が発生
平成 21（2009）年 9月 4日	水 害	雷を伴う局地的な豪雨により市内で44棟の床下浸水、落雷による火災1軒、道路冠水23路線などの被害が発生
平成 21（2009）年 10月 8日	台 風	台風第18号により人的被害2名（軽傷）のほか、停電6,924戸、倒木42件、ブロック塀・屋根破損など14件、県道など通行止3箇所、ビニールハウス全壊4棟などの被害が発生
平成 22（2010）年 8月 10日	水 害	大雨により市内で2棟の床下浸水が発生
平成 22（2010）年 12月 3日	暴 風	沿岸部を中心とした暴風により建設作業員2名が死亡したほか、納屋全壊1棟、ビニールハウス一部破損5棟などの被害が発生
平成 23（2011）年 3月 11日	地 震	東日本大震災発生。震源は東北地方三陸沖で地震の規模はM9.0（宮城県北部で震度7）、市内では震度3を観測。富山県内に津波注意報発表が発表。
平成 23（2011）年 3月 12日	地 震	長野県北部地震発生。震源は長野県北部で地震の規模はM6.7（長野県北部で震度6強）、市内では震度3を観測。
平成 24（2012）年 4月 3日	暴 風	暴風により人的被害6名（重症2名、中等症1名、軽症2名）のほか、停電104戸、倒木等による住家の一部損壊10件、ビニールハウス全半壊161棟、倒木などの被害が発生
平成 24（2012）年 7月 21日	水 害	大雨により、市内で床上浸水1棟、床下浸水43棟、土砂崩れ1件、道路法面一部崩落6件などの被害が発生
平成 24（2012）年 9月 1日	水 害	大雨により市内で床下浸水4棟のほか、道路冠水が多数発生
平成 25（2013）年 8月 23日	水 害	大雨により市内で床下浸水26棟のほか、道路冠水が多数発生
平成 25（2013）年 8月 30日	水 害	大雨により市内で床下浸水2棟のほか、道路冠水が多数発生
平成 26（2014）年 6月 12日	水 害	大雨により市内で床下浸水6棟のほか、道路冠水が多数発生
平成 29（2017）年 7月 25日	水 害	大雨により市内で床下浸水1棟のほか、道路冠水、法面の崩壊等が発生
平成 29（2017）年 8月 25日	水 害	大雨により市内で床下浸水1棟が発生
平成 30（2018）年 8月 31日	水 害	大雨により市内で床下浸水3棟のほか、道路冠水が多数発生
平成 30（2018）年 10月 17日	水 害	大雨により市内で床下浸水4棟が発生
令和 3（2021）年 1月 7日	雪 害	大雪により人的被害7件のほか、家屋等倒壊被害9件等が発生

災害発生年月日（西暦）	災 害	災 害 被 害 の 内 容
令和 5 (2023) 年 7月 12日	水 害	大雨により市内で床上浸水 3 棟、床下浸水 45 棟のほか、土砂崩れや道路冠水が多数発生
令和 6 (2024) 年 1月 1日	地 震	能登半島地震発生。震源は石川県能登地方で地震の規模は M7.6、市内では震度 5 強を観測。富山県内に津波警報が発表
令和 7 (2025) 年 8月 7日	水 害	大雨により市内で床下浸水 15 棟のほか、法面崩れや道路冠水が多数発生
令和 7 (2025) 年 9月 20日	水 害	大雨により土砂崩れ 1 件や道路冠水が発生

(資料：市防災・資産管理課)

3-1 気象観測施設

地区名	所在地	観測機関	観測の種類							観測時刻	種類	管理者	連絡先	
			風	気温	湿度	降雨	降雪	積雪	天気				名称	電話番号
新湊	本町 2-10-30	市	○	○	○	○			○	毎時	人直	射水市新湊消防署	0766-82-8333	
	庄川本町	県		○				○	○	9:00 (冬期)	人委	日本気象協会富山事業所	076-441-9112	
	海老江	市	○							1時間ごと	自直	射水市環境課	0766-52-7967	
	堀岡古明神	県		○				○	○	毎時 (冬期)	自直	高岡土木センター	0766-26-8429	
	三日曾根	〃		○				○	○	毎時 (冬期)	自直	〃	0766-26-8429	
	鏡宮	国土交通省		○					○		自直	富山河川国道事務所	076-443-4701	
	草岡町	市							○	10分ごと	自委	射水市新湊消防署 東部出張所	0766-57-1628	
小杉	橋下条 1522	市	○	○	○	○		○	○	毎時	自委	射水市消防本部	0766-56-9483	
	〃	県		○				○	○	9:00 (冬期)	人委	日本気象協会富山事業所	076-441-9112	
	上野	〃					○				自直	高岡土木センター	0766-26-8432	
	五歩一	〃		○				○	○	毎時 (冬期)	自直	〃	0766-26-8429	
	上野	中日本高速道路						○			人委	富山保全サービスセンター	076-421-9048	
	平野	中日本高速道路	○	○				○	○		人委	富山保全サービスセンター	076-421-9048	
大門	浅井 2547	国土交通省							○		自直	大門出張所	0766-52-1573	
	浅井	市							○	10分ごと	自委	射水市防災・資産管理課	0766-57-1628	

(注) 種類欄 自…機械で観測記録しているもの  
 人…人が目視観測しているもの  
 管理欄 直…観測機関が直接観測しているもの  
 委…個人や事業所等に委託して観測しているもの

(資料：市防災・資産管理課)

3-2 水位観測所・流量観測所

(1) 水位観測所

関係土木センター	所管事務所	河川名	市町村名	観測所		平水位 m	水防団待機水位 m	氾濫注意水位 m	避難判断水位 m	氾濫危険水位 m	種類
				場所	観測所名						
高岡	国富	庄川	射水市	西町	大門	2.92	5.00	5.50	7.40	7.70	テレメータ
	高土	下条川	射水市	三ヶ	駅南大橋	0.50	1.50	2.60	3.10	3.80	〃
	〃	和田川(庄川)	射水市	大門本江	本江観測局	2.50	3.00	3.50	3.70	4.40	〃

(2) 流量観測所

水系別	河川名	観測位置	管理者	指定流量 m <sup>3</sup> /S	警戒流量 m <sup>3</sup> /S
庄川水系	庄川	鳩ヶ谷ダム	関西電力	300	460
〃	〃	成出ダム	〃	350	550
〃	〃	小牧ダム	〃	600	1,000
〃	和田川	和田川ダム	富山県	40	60
〃	利賀川	利賀川ダム	〃	40	60
〃	境川	境川ダム	〃	20	50

(市防災・資産管理課)

## 3-3 検潮波高風向観測所

## (1) 検潮所

観測所名	管理者	所在地	観測施設
新 湊	国土交通省 (伏木富山港湾事務所)	射水市堀岡新明神 (富山新港)	潮位 アナログ式フース型

## (2) 波高、風向観測所

観測所名	管理者	所在地	観測施設
新 湊	国土交通省 (伏木富山港湾事務所)	射水市堀岡 (富山新港)	風向、風速計

(資料：市防災・資産管理課)

## 3-4 地震観測点

注) ◎印は、富山県震度情報ネットワークシステムを構成するもの

富山県 震度計	文部科学省 加速度計	設置場所	
		富山県 震度計	文部科学省 加速度計
◎射水市 本町	○新 湊	新湊消防署 ・射水市本町 2-13-1	新湊総合体育館 ・射水市久々湊 467 番地
◎射水市 橋下条		射水市消防本部 ・射水市橋下条 1522 番地	
◎射水市 二口		射水市消防署大門出張所 ・射水市二口 1081	
◎射水市 加茂中部		下村小学校 ・射水市加茂中部 1051	
◎射水市 小島		射水市役所 大島分庁舎 ・射水市小島 703	

(資料：市防災・資産管理課)

## 4-1 災害危険箇所地域一覧

区域の名称	所在地	自然現象の種類	指定年月日	警戒区域	特別警戒区域
平野	平野、黒河、南太閤山	急傾斜地の崩壊	平成24年5月31日	○	○
上野(1)	上野、南太閤山	急傾斜地の崩壊	平成24年5月31日	○	○
上野(4)	上野、南太閤山、入会地	急傾斜地の崩壊	平成24年5月31日	○	○
上野(5)	上野、南太閤山	急傾斜地の崩壊	平成24年5月31日	○	○
東谷(2)	浄土寺、入会地	急傾斜地の崩壊	平成24年5月31日	○	○
東谷(3)	浄土寺、入会地	急傾斜地の崩壊	平成24年5月31日	○	○
東谷(4)	浄土寺、入会地	急傾斜地の崩壊	平成24年5月31日	○	○
東谷(5)	浄土寺、入会地	急傾斜地の崩壊	平成24年5月31日	○	○
上浄土寺	浄土寺、入会地	急傾斜地の崩壊	平成24年5月31日	○	○
上浄土寺(2)	浄土寺、入会地	急傾斜地の崩壊	平成24年5月31日	○	○
青井谷(1)	青井谷、入会地	急傾斜地の崩壊	平成24年5月31日	○	○
青井谷(2)	青井谷、入会地	急傾斜地の崩壊	平成24年5月31日	○	○
青井谷	青井谷、入会地	急傾斜地の崩壊	平成24年5月31日	○	○
水上谷	青井谷	急傾斜地の崩壊	平成24年5月31日	○	○
新屋敷	青井谷、入会地	急傾斜地の崩壊	平成24年5月31日	○	○
生源寺(1)	青井谷、生源寺	急傾斜地の崩壊	平成24年5月31日	○	○
生源寺(2)	生源寺	急傾斜地の崩壊	平成24年5月31日	○	○
西谷(1)	青井谷、入会地	急傾斜地の崩壊	平成24年5月31日	○	○
西谷(2)	青井谷、入会地	急傾斜地の崩壊	平成24年5月31日	○	○
西谷(3)	青井谷、入会地	急傾斜地の崩壊	平成24年5月31日	○	○
山ノ谷	串田	急傾斜地の崩壊	平成24年5月31日	○	—
浄土寺	浄土寺、入会地	急傾斜地の崩壊	平成24年5月31日	○	○
宮ヶ谷(4)	入会地 富山市婦中宮ヶ谷	急傾斜地の崩壊	平成24年5月31日	○	○
宮ヶ谷(3)	浄土寺、入会地 富山市婦中宮ヶ谷	急傾斜地の崩壊	平成24年5月31日	○	○
浄土寺	浄土寺	土石流	平成24年5月31日	○	—
水上谷	野手、青井谷	土石流	平成24年5月31日	○	○
水上谷下	野手、青井谷	土石流	平成24年5月31日	○	—
新屋敷谷下	青井谷、入会地	土石流	平成24年5月31日	○	○
新屋敷谷	青井谷、入会地	土石流	平成24年5月31日	○	○
串田	串田	土石流	平成24年5月31日	○	○
上野②	上野、入会地	土石流	平成24年5月31日	○	—
青井谷	青井谷	土石流	平成24年5月31日	○	—
梅の木	梅の木	地滑り	平成24年5月31日	○	—
日ノ宮(1)	日宮	急傾斜地の崩壊	令和3年7月9日	○	○
日ノ宮(2)	日宮、黒河新	急傾斜地の崩壊	令和3年7月9日	○	○
東谷(1)	浄土寺	急傾斜地の崩壊	令和3年7月9日	○	○

(資料：富山県土木部砂防課)

## 4-2 防災重点農業用ため池※危険箇所

名 称	所在地	堤高 (m)	堤頂長 (m)	総貯水量 (m <sup>3</sup> )	かんがい 受益地(ha)
馬洗池	富山県射水市青井谷丸山 894(旧小杉町)	4.2	110.0	19,800	8.0
板谷下堤	富山県射水市青井谷西俣 3998-1(旧小杉町)	10.6	55.6	18,600	10.6
石畑池	富山県射水市青井谷西俣 4469-1(旧小杉町)	4.5	80.0	13,700	47.2
土獅谷池	富山県射水市青井谷西俣 4430(旧小杉町)	4.9	32.5	2,020	2.0
松尾池	富山県射水市青井谷西俣 4832(旧小杉町)	6.3	31.0	4,080	6.7
曲り谷池	富山県射水市青井谷西俣 4661(旧小杉町)	5.0	40.0	4,760	2.0
五ヶ谷池	富山県射水市青井谷西俣 4662-1(旧小杉町)	7.8	50.0	18,400	10.0
小笹尾池	富山県射水市青井谷水上谷 1304(旧小杉町)	11.9	43.5	17,040	10.1
笹尾池	富山県射水市青井谷西俣 4874-1(旧小杉町)	11.7	70.0	59,400	16.0
立神下堤	富山県射水市青井谷西谷 6018-1(旧小杉町)	10.6	127.5	167,000	45.0
立神上堤	富山県射水市青井谷西谷 6032-1(旧小杉町)	4.3	89.0	33,700	45.0
引面池	富山県射水市青井谷鳥越 5686(旧小杉町)	7.3	106.0	41,900	24.0
清蔵林下池	富山県射水市青井谷鳥越 5764(旧小杉町)	5.4	61.0	9,600	1.0
杉山谷下池	富山県射水市青井谷鳥越 5855-1(旧小杉町)	7.5	96.0	7,530	1.5
豆谷池	富山県射水市青井谷干田 2242(旧小杉町)	4.5	26.0	4,660	2.0
御坊山下堤	富山県射水市青井谷鳥越 5984(旧小杉町)	15.5	63.0	34,600	3.0
堀田上堤	富山県射水市浄土寺堀田 1674(旧小杉町)	5.8	52.0	35,500	21.3
堀田下堤	富山県射水市浄土寺堀田 1661(旧小杉町)	6.0	45.0	16,800	20.0
屋敷野池	富山県射水市浄土寺屋敷野 935(旧小杉町)	10.9	125.5	96,000	26.5
福田池	富山県射水市上野滝谷 1213-1(旧小杉町)	4.9	77.0	40,400	11.6
綿打池	富山県射水市上野綿打 180-1(旧小杉町)	7.0	160.0	174,000	43.0
恩坊池	富山県射水市上野恩坊 166(旧小杉町)	12.2	82.5	109,000	36.8
大柳谷下池	富山県射水市平野大柳谷 772-1(旧小杉町)	4.1	95.5	22,280	24.3
向谷池	富山県射水市平野向谷 776(旧小杉町)	3.7	41.7	5,170	7.0
中堤	富山県射水市黒河中堤 4942 外(旧小杉町)	4.4	203.3	73,740	16.0
女池	富山県射水市黒河女池 4940 外(旧小杉町)	3.6	92.0	66,660	30.0
勅使ヶ池	富山県射水市山本新勅使(旧小杉町)	5.0	186.0	49,600	28.0
野田池	富山県射水市山本新奥野田 1471-2(旧小杉町)	7.5	105.0	62,800	12.0
三俵刈池	富山県射水市土代三俵刈 2945(旧小杉町)	3.3	213.9	19,200	27.9
鬼沢池	富山県射水市黒河高山 4751(旧小杉町)	3.9	105.4	29,430	2.5
がめ堤	富山県射水市黒河高山 4747(旧小杉町)	4.2	39.9	10,190	2.0
銀平池	富山県射水市串田(旧大門町)	5.6	53.0	5,160	10.0
鳥越池	富山県射水市串田(旧大門町)	4.0	34.0	4,190	7.0
五合池	富山県射水市竹原(旧大門町)	4.3	58.0	1,360	3.0
御坊谷池	富山県射水市生源寺(旧大門町)	6.0	38.0	8,000	0.0
西願池	富山県射水市水戸田(旧大門町)	2.5	28.5	5,990	0.2
貝掛池	富山県射水市水戸田(旧大門町)	2.5	20.0	2,460	1.1
山ノ谷池	富山県射水市串田(旧大門町)	9.1	100.0	62,900	25.0
葎谷池	富山県射水市青井谷(旧小杉町)	5.3	47.0	10,200	0.0

※防災重点農業用ため池：満水状態のため池が地震や大雨により、決壊した場合の浸水区域に家屋や公共施設等が存在し、人的被害を与える恐れのあるため池

(資料：市農林水産課)

4-3 重要水防箇所  
(1) 河川(国土交通省関係)

番号	水系名	河川名	重要水防箇所							予想される危険	水防工法	担当水防管理団体名	関係機関
			位置			左右岸別	延長(m)	重要度	現況				
			郡市	町村	字								
1	庄川	庄川	射水市		庄西町	左岸 0.0k~0.4k	402	B	基礎地盤漏水	漏水	月の輪シート張	庄川水害予防組合	富山河川高岡土木
2	庄川	庄川	射水市		庄西町	左岸 0.4k~0.8k	386	B	堤体漏水	漏水	月の輪シート張	庄川水害予防組合	富山河川高岡土木
						左岸 0.4k~0.8k	386	B	基礎地盤漏水	漏水	月の輪シート張		
3	庄川	庄川	射水市		庄川本町	0.4k+70m	新庄川橋	B	桁下高不足	越水	天端積土囊	庄川水害予防組合	富山河川高岡土木
4	庄川	庄川	射水市		庄川本町	0.4k+80m	新庄川橋	A	桁下高不足	越水	天端積土囊	庄川水害予防組合	富山河川高岡土木
5	庄川	庄川	射水市		庄川本町	0.4k+120m	私鉄橋梁万葉線	A	桁下高不足	越水	天端積土囊	庄川水害予防組合	富山河川高岡土木
6	庄川	庄川	射水市		庄西町	左岸 0.4k~0.4k+100m	100	A	越水(溢水)	越水	天端積土囊	庄川水害予防組合	富山河川高岡土木
7	庄川	庄川	射水市		庄西町 宮袋 吉久 石瀬 三女子	左岸 0.4k+100m~6.4k	5,847	B	越水(溢水)	越水	天端積土囊	庄川水害予防組合	富山河川高岡土木
8	庄川	庄川	射水市		庄西町	左岸 0.8k~1.0k	211	B	基礎地盤漏水	漏水	月の輪シート張	庄川水害予防組合	富山河川高岡土木
9	庄川	庄川	高岡市 射水市		吉久宮袋	左岸 2.4k+100m~2.8k+20m	342	A	水衝・洗掘	護岸洗掘	天端積土囊	庄川水害予防組合	富山河川高岡土木
10	庄川	庄川	射水市		吉久宮袋	左岸 2.8k~3.8k	966	B	堤体漏水	漏水	月の輪シート張	庄川水害予防組合	富山河川高岡土木
11	庄川	庄川	高岡市 射水市		石瀬川口	4.0k+120m	高新大橋	B	桁下高不足	越水	天端積土囊	庄川水害予防組合	富山河川高岡土木
12	庄川	庄川	高岡市 射水市		三女子北野	6.0k+30m	高岡大橋	B	桁下高不足	越水	天端積土囊	庄川水害予防組合	富山河川高岡土木
13	庄川	庄川	高岡市 射水市		三女子大門	6.6k+49m	あいの風とやま鉄道橋梁(下)	B	桁下高不足	越水	天端積土囊	庄川水害予防組合	富山河川高岡土木
14	庄川	庄川	高岡市 射水市		三女子大門	6.6k+64m	あいの風とやま鉄道橋梁(上)	B	桁下高不足	越水	天端積土囊	庄川水害予防組合	富山河川高岡土木
15	庄川	庄川	射水市		枇杷首二口	6.8k+122m	大門大橋	B	桁下高不足	越水	天端積土囊	庄川水害予防組合	富山河川高岡土木
16	庄川	庄川	射水市		枇杷首二口	6.8k+128m	大門大橋歩道橋	B	桁下高不足	越水	天端積土囊	庄川水害予防組合	富山河川高岡土木
17	庄川	庄川	射水市		庄川本町	右岸 0.2k~0.8k	552	B	堤体漏水	漏水	月の輪シート張	庄川水害予防組合	富山河川高岡土木
18	庄川	庄川	射水市		庄川本町 下牧野 宮袋 川口 北野 大門	右岸 0.4k~6.4-100m	5,548	B	越水(溢水)	越水	天端積土囊	庄川水害予防組合	富山河川高岡土木
19	庄川	庄川	射水市		川口	右岸 4.0k~4.8k	874	B	堤体漏水	漏水	月の輪シート張	庄川水害予防組合	富山河川高岡土木
20	庄川	庄川	射水市		北野	右岸 5.2k~6.6k	1,264	B	堤体漏水	漏水	月の輪シート張	庄川水害予防組合	富山河川高岡土木
21	庄川	庄川	射水市		北野	右岸 5.6k~5.8k+62m	247	B	水衝・洗掘	護岸洗掘	川倉立籠	庄川水害予防組合	富山河川高岡土木

4-3 重要水防箇所

(1) 河川（国土交通省関係）

番号	水系名	河川名	重要水防箇所							予想される危険	水防工法	担当水防管理団体名	関係機関
			位置			左右岸別	延長(m)	重要度	現況				
			郡市	町村	字								
22	庄川	庄川	射水市		大門	右岸 6.0k+100m～ 6.2k+100m	192	B	水衝・洗掘	護岸洗掘	川倉立籠	庄川水害予防組合	富山河川高岡土木
23	庄川	庄川	射水市		大門	右岸 6.2k+100m～ 6.4k+89m	134	B	水衝・洗掘	護岸洗掘	川倉立籠	庄川水害予防組合	富山河川高岡土木
24	庄川	庄川	射水市		大門	右岸 6.4k+100m～ 6.4k+100m	200	A	越水(溢水)	越水	天端積土嚢	庄川水害予防組合	富山土木砺波土木
25	庄川	庄川	射水市		大門	右岸 6.6k+100m～ 6.6k	100	B	越水(溢水)	越水	天端積土嚢	庄川水害予防組合	富山土木砺波土木
26	庄川	庄川	射水市		大門	右岸 7.0k+100m～ 7.2k+100m	315	B	水衝・洗掘	護岸洗掘	川倉立籠	庄川水害予防組合	富山河川高岡土木
27	庄川	庄川	射水市		土合	右岸 7.4k～ 7.8k+100m	513	B	水衝・洗掘	護岸洗掘	川倉立籠	庄川水害予防組合	富山河川高岡土木
28	庄川	庄川	射水市		土合	右岸 7.5k～8.1k	625	B	基礎地盤漏水	漏水	月の輪シート張	庄川水害予防組合	富山河川高岡土木
29	庄川	庄川	射水市		土合	右岸 8.1k～8.3k	202	B	堤体漏水	漏水	月の輪シート張	庄川水害予防組合	富山河川高岡土木
30	庄川	庄川	射水市		土合	右岸 8.6k+125m～ 9.0k	291	A	水衝・洗掘	護岸洗掘	川倉立籠	庄川水害予防組合	富山河川高岡土木
31	庄川	庄川	射水市		土合	右岸 9.0k～9.6k	615	B	水衝・洗掘	護岸洗掘	川倉立籠	庄川水害予防組合	富山河川高岡土木
32	庄川	庄川	射水市		土合	右岸 9.5k～11.1k	1,650	B	堤体漏水	漏水	月の輪シート張	庄川水害予防組合	富山河川高岡土木
33	庄川	庄川	射水市		土合	右岸 10.0k～10.5k	535	A	水衝・洗掘	護岸洗掘	川倉立籠	庄川水害予防組合	富山河川高岡土木
34	庄川	庄川	射水市		西広上下麻生伸町	右岸 11.1k～12.0k	807	B	基礎地盤漏水	漏水	月の輪シート張	庄川水害予防組合	富山河川高岡土木
35	庄川	庄川	射水市		西広上	右岸 11.6k～ 11.6k+60m	60	B	水衝・洗掘	護岸洗掘	川倉立籠	庄川水害予防組合	富山河川高岡土木
36	庄川	庄川	射水市	大門町	広上	右岸 11.0k～11.4k	379	要注意	破堤箇所(S9)	要監視	-	庄川水害予防組合	富山河川高岡土木
37	庄川	庄川	射水市		庄西町	左岸 0.2k+170m	橋梁	要注意	橋梁ゲート無し	浸水	積土嚢	庄川水害予防組合	富山河川高岡土木
38	庄川	庄川	射水市		広上	右岸 10.2k+50m	北野牧野用水樋管	要注意	ゲート不良 管渠破損	浸水	積土嚢	庄川水害予防組合	富山河川高岡土木
39	小矢部川	小矢部川	射水市		庄西町	左岸 0.0k～ 0.0k+100m	100	A	越水(溢水)	越水	天端積土嚢	高岡市	富山河川高岡土木
40	小矢部川	小矢部川	射水市		庄西町	左岸 0.0k+100m～ 0.2k+100m	196	B	越水(溢水)	越水	天端積土嚢	高岡市	富山河川高岡土木
41	小矢部川	小矢部川	射水市 高岡市		庄西町 吉久 荻布 米島	左岸 0.2k+100m～ 2.4k+100m	3,128	A	越水(溢水)	越水	天端積土嚢	高岡市	富山河川高岡土木

(資料：令和7年度富山県水防計画)

(2) 河川（県関係）

番号	水系名	河川名	重要水防箇所							予想される危険	水防工法	該当水防管理団体名	関係機関
			位置			左右岸別	延長(m)	重要度	現況				
			郡市	町村	字								
1	庄川	和田川	射水市		大門新大門	左岸	300	B	洗掘	護欠	蛇籠	射水市	高岡土木
2	庄川	和田川	射水市		大門新大門	右岸	300	B	洗掘	護欠	蛇籠	射水市	高岡土木
3	庄川	和田川	射水市		二口	左岸	200	B	構造不良	浸水	土のう積	射水市	高岡土木
4	新堀川	新堀川	射水市		八講	左岸	500	B	洗掘	護欠	蛇籠	射水市	高岡土木
5	新堀川	新堀川	射水市		八講	右岸	500	B	洗掘	護欠	蛇籠	射水市	高岡土木
6	新堀川	新鍛冶川	射水市		摺出寺	左岸	800	B	洗掘	護欠	蛇籠	射水市	高岡土木
7	新堀川	新鍛冶川	射水市		摺出寺	右岸	800	B	洗掘	護欠	蛇籠	射水市	高岡土木
8	下条川	下条川	射水市		橋下条	左岸	72	B	法崩れ	護欠	蛇籠	射水市	高岡土木
9	下条川	前田川	射水市		上野	左岸	177	B	堤防高	越水堤欠	土のう積 蛇籠	射水市	高岡土木
10	下条川	前田川	射水市		上野	右岸	177	B	堤防高	越水堤欠	土のう積 蛇籠	射水市	高岡土木

(資料：令和7年度富山県水防計画)

4-4 雪崩危険箇所

(1) 国土交通省

箇所番号	箇所名	位置			地形			人家戸数(戸)	公共的建物		公共施設		備考
		郡市	町村	字	平均傾斜度(度)	斜面の標高差(m)	長さ(m)		種類	数	種類	数	
388	荒屋敷	射水市		青井谷	29	44	180	5			市町村道	160	

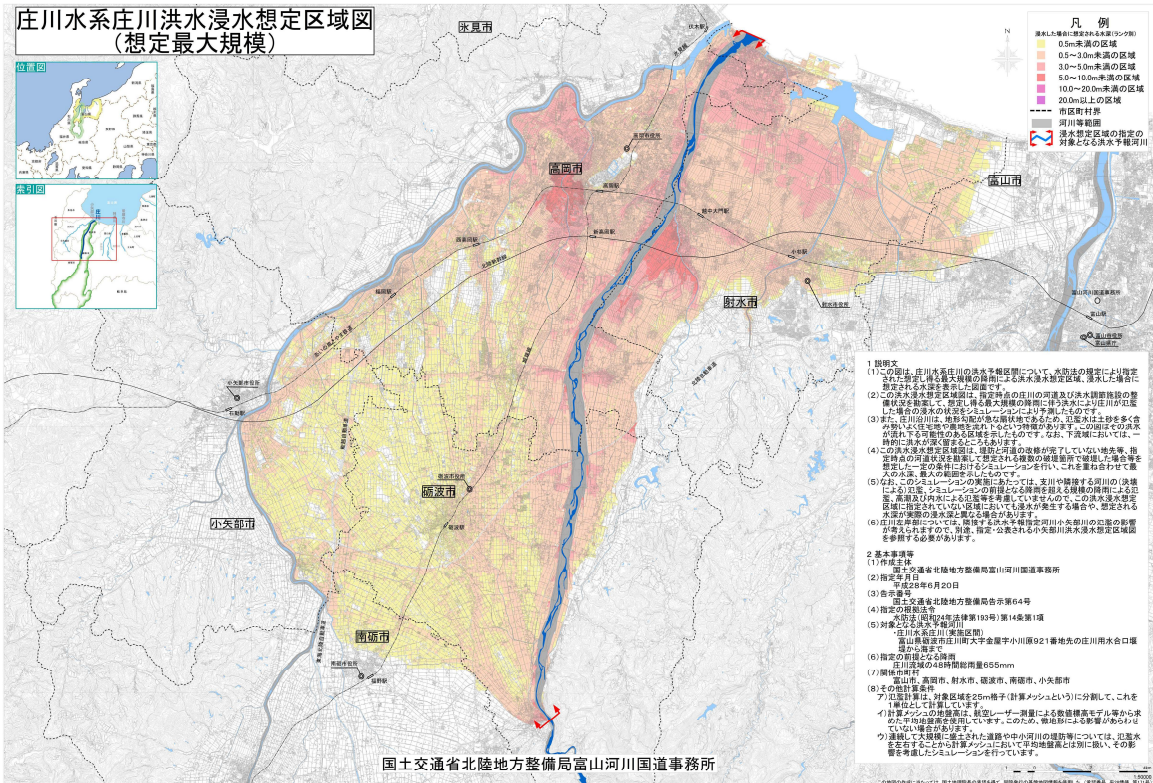
(2) 林野庁

市町村名	市町村番号	調査番号	位置		土地区分		所有区分				危険箇所把握区分				法的規制の状況				施工状況(雪崩防災関係)		危険度等			備考
			大字	字	林地	その他	国有林	民有林	その他	既把握箇所	治山調査等の箇所	新規追加の箇所	保安林等	防止区域	地すべり危険地区	山地災害危険区域	急傾斜地崩壊危険区域	砂防指定地	治山	その他	発生危険度	重要度	保全対象危険度	
射水	381	1	入会地	数後谷	○	○建															a	H	A	
射水	381	2	入会地	水蔵場	○																d	H	C	

(資料：市河川・港湾課)

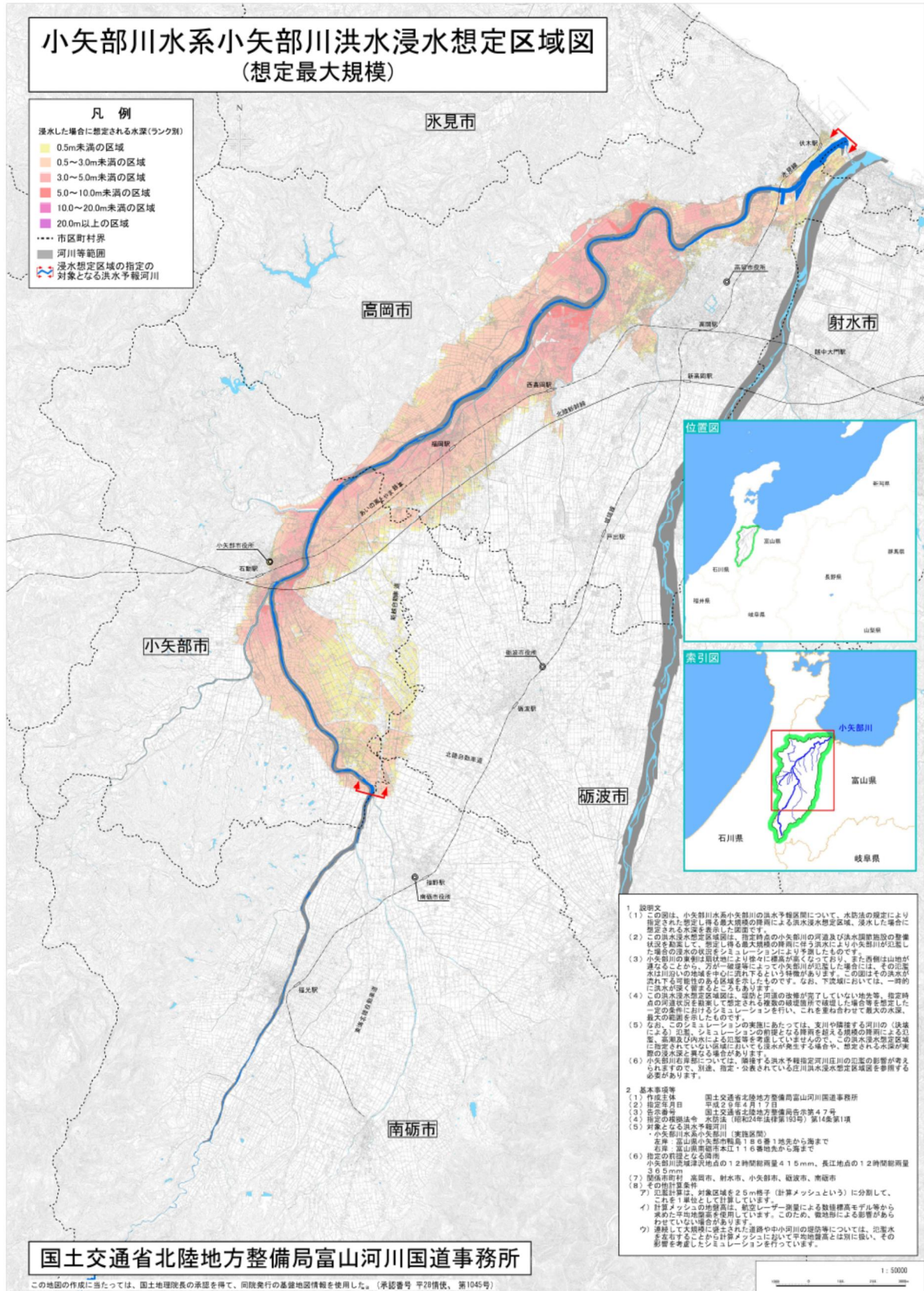
4-5 浸水想定区域(洪水・津波)  
(1) 庄川

庄川水系庄川洪水浸水想定区域図  
(想定最大規模)



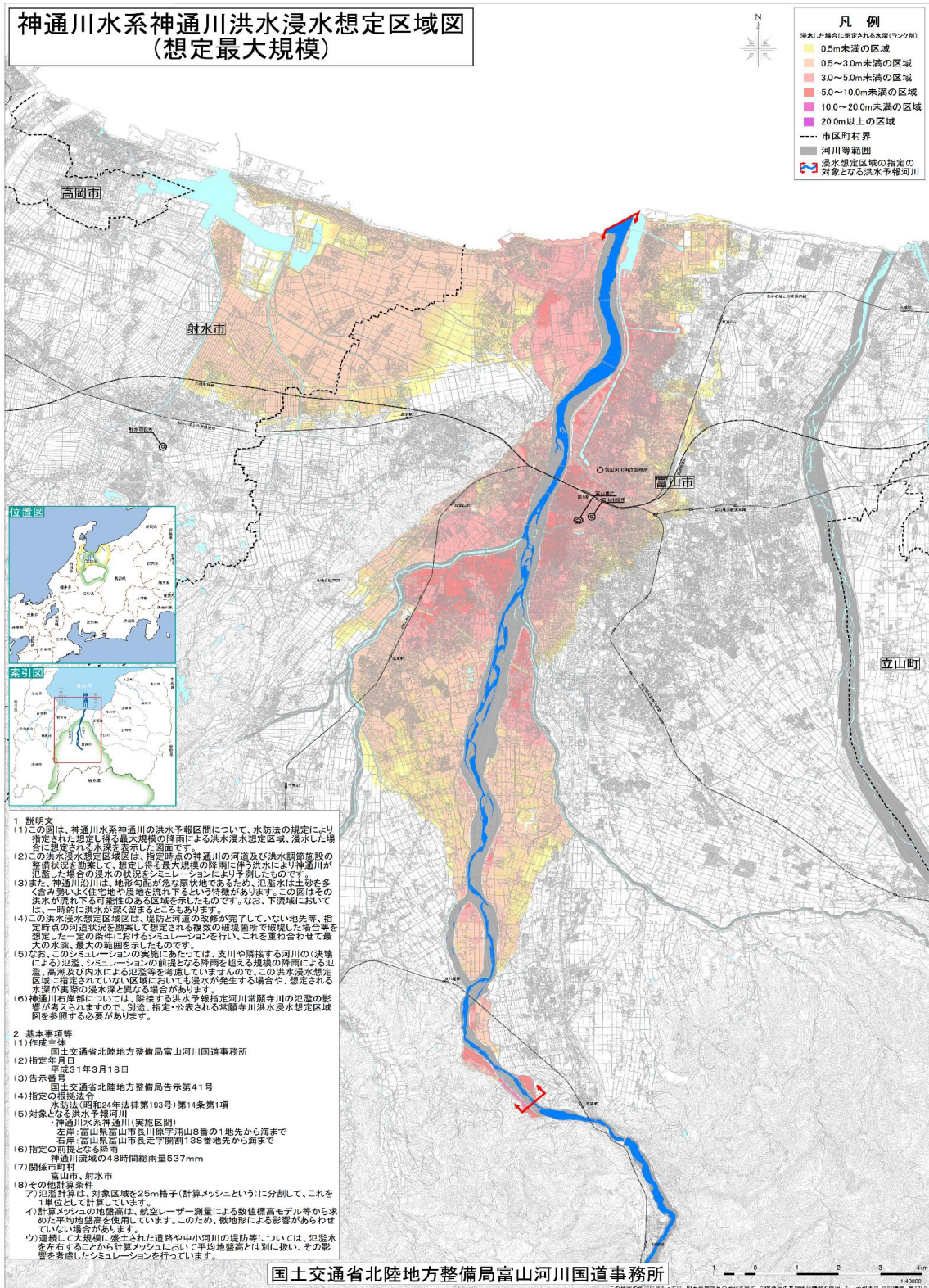
(資料：国土交通省北陸地方整備局 富山河川国道事務所)

(2) 小矢部川



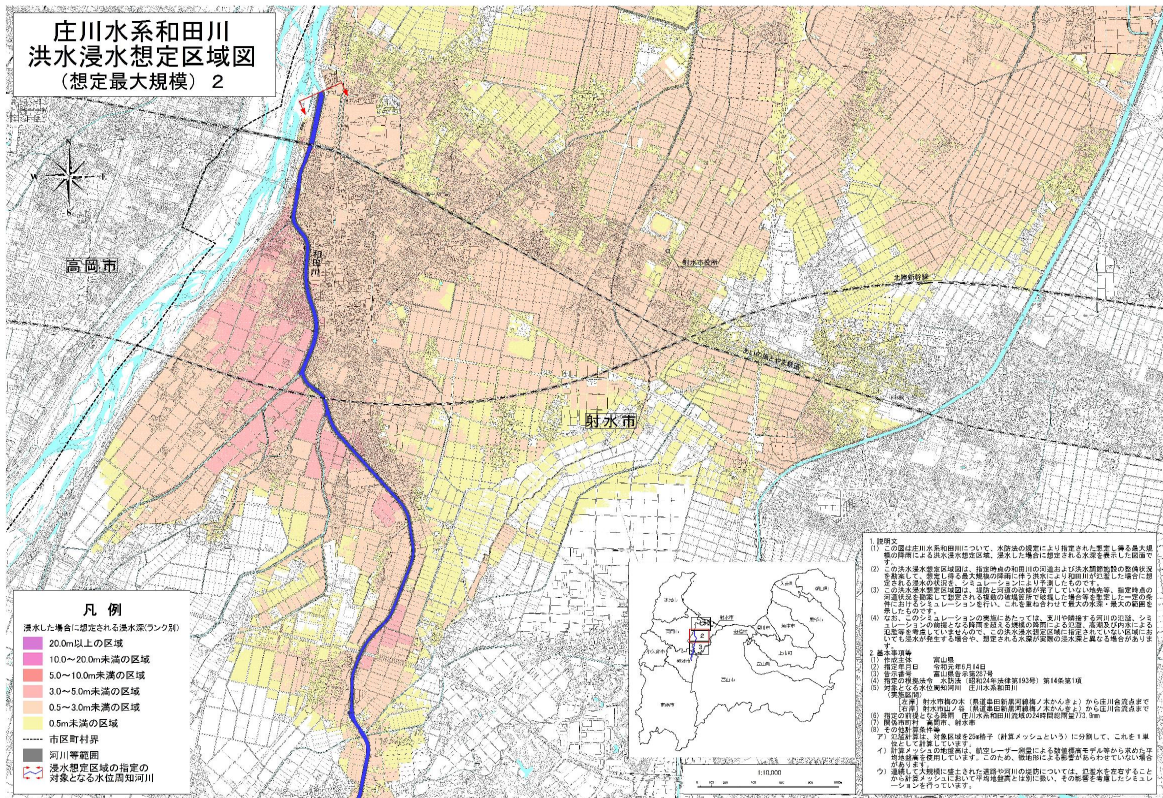
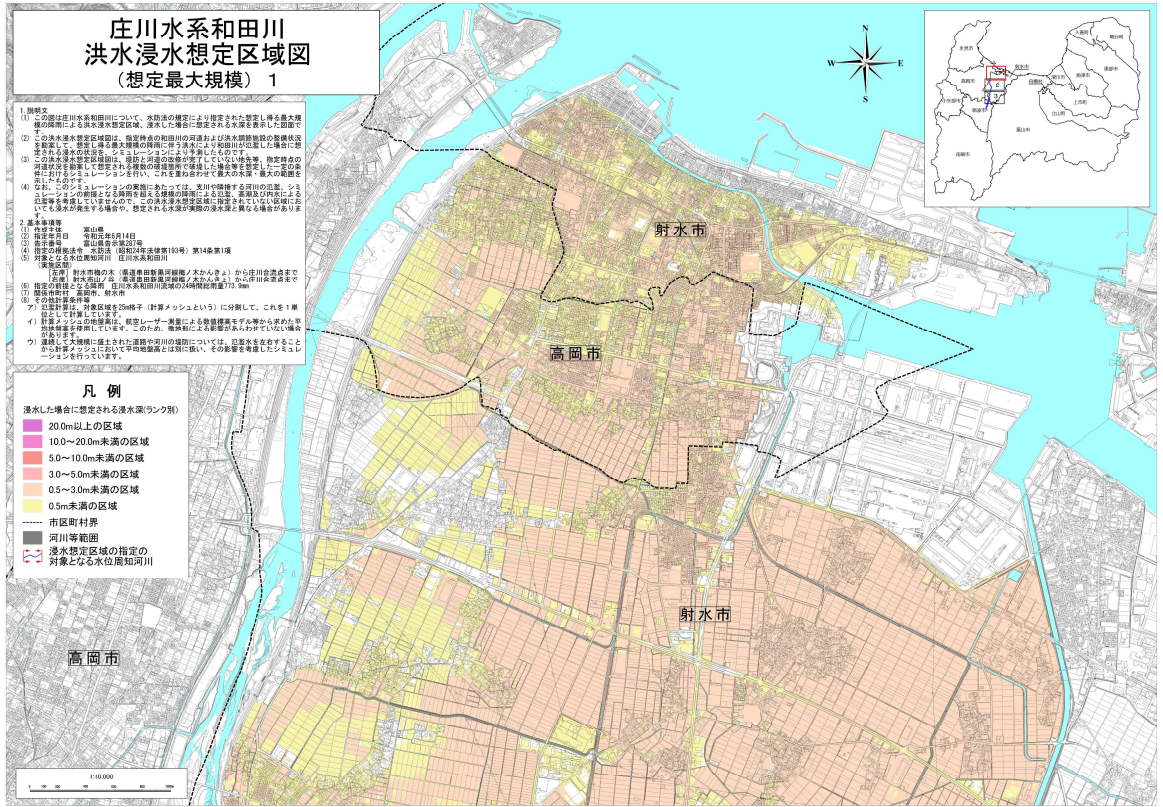
(資料：国土交通省北陸地方整備局 富山河川国道事務所)

(3) 神通川



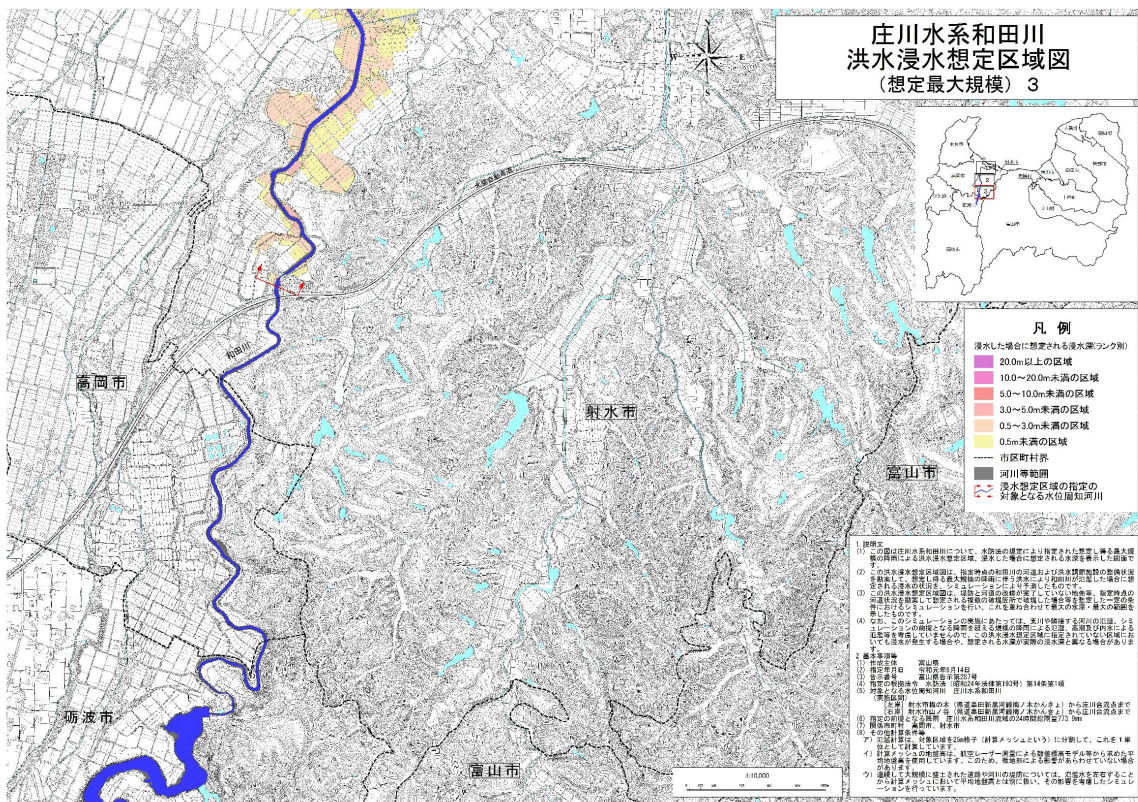
(資料：国土交通省北陸地方整備局 富山河川国道事務所)

(4) 和田川



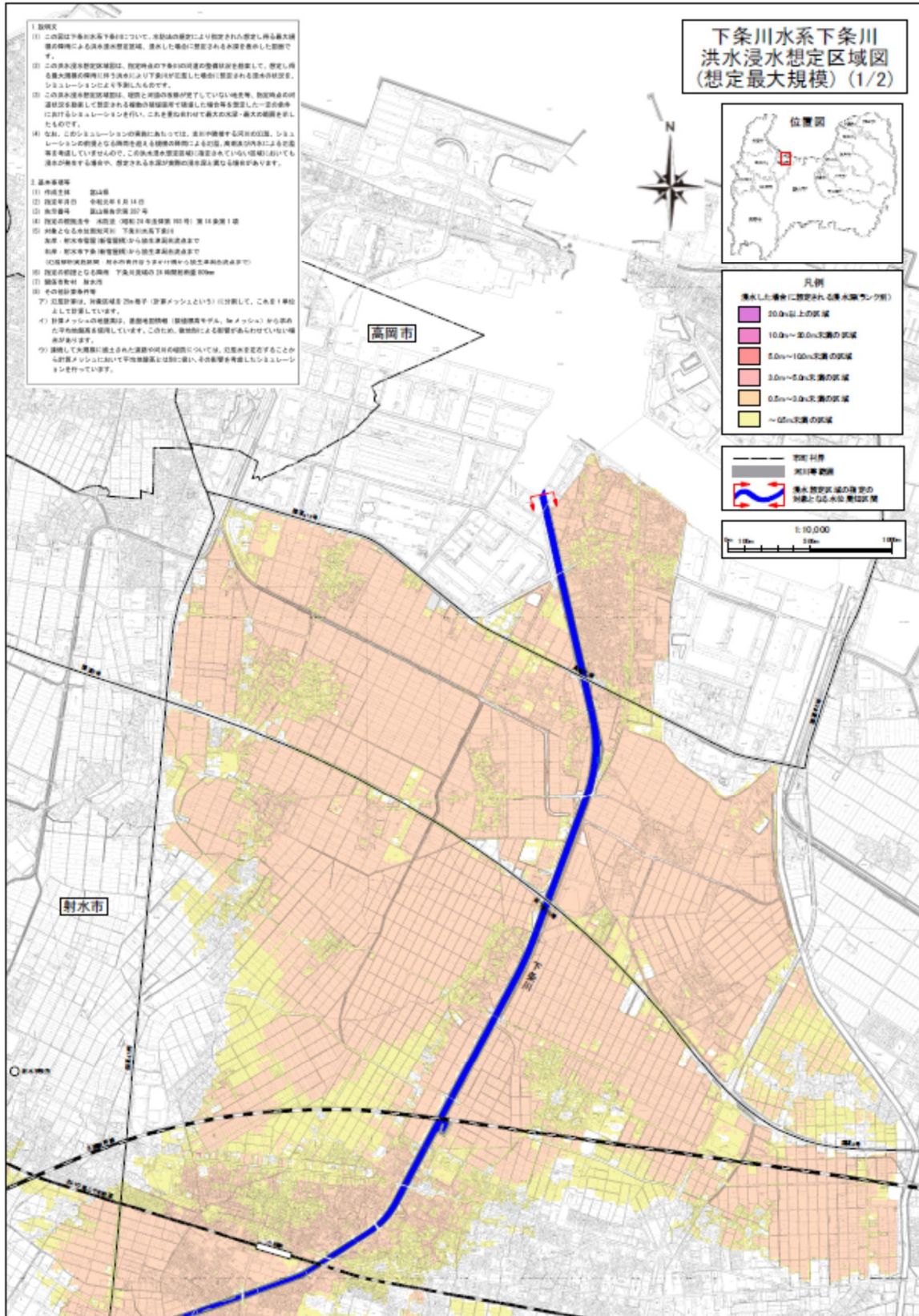
(資料：富山県高岡土木センター)

(4) 和田川



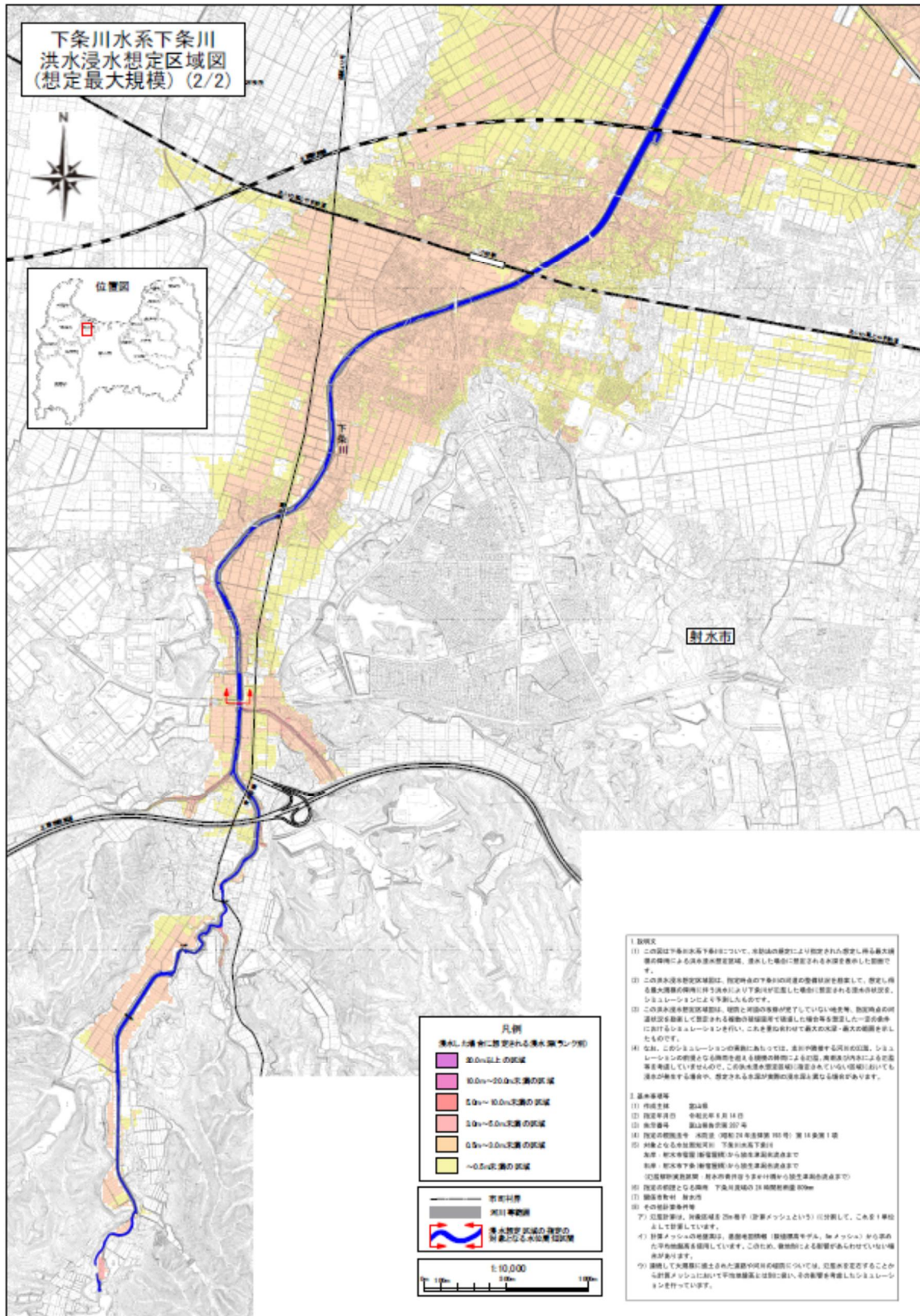
(資料：富山県高岡土木センター)

(5) 下条川



(資料：富山県高岡土木センター)

(5) 下条川



(資料：富山県高岡土木センター)

## 5-1 防災行政無線設備設置状況

## (1) 防災行政無線設備設置状況一覧

(令和7年11月1日現在)

区分  地区別	防災無線に関する調							
	同報系無線設備				移動系無線設備			
	親局	副局	同報系子局	戸別受信機		基地局数	形態別	
	市庁舎	消防	屋外拡声子局	市内指定避難所等	土砂災害警戒区域内の世帯等	市庁舎	車載型	携帯型
新湊地区			40	67			10	47
小杉地区		1	33	54	79		1	36
大門地区			27	19			1	15
下地区			5	5				5
大島地区	1		8	26		1	14	47
計	1	1	113	171	79	1	26	150

(資料：市防災・資産管理課)

## (2) 屋外拡声子局設置場所一覧

地区	番号	名称	住所
庄西	1	庄西コミュニティセンター	庄西町一丁目17番48号
	2	中伏木公園	庄西町二丁目148-1、61-1
新湊	3	新湊コミュニティセンター	本町一丁目12番24号
	4	新湊西漁港	港町地内(新湊漁港内)
	5	新湊小学校	桜町6番1号
放生津	6	山王町公園	放生津町1097-2
	7	八幡公園	八幡町二丁目494
	8	放生津小学校	中新湊23番10号
	9	越の瀉町公民館	越の瀉町811-14
塚原	10	宮袋公民館	宮袋289番地
	11	川口自衛防災隊資機材置場	川口773
	12	松木公民館	松木501番地
	13	坂東公民館	坂東89番地
	14	寺塚原公民館	寺塚原227番地
	15	沖塚原公民館	沖塚原507番
	16	朴木公民館	朴木208番
作道	17	作道西公園	作道679番
	18	新湊南部中学校	鏡宮193番地1
	19	布目公民館	布目96番
	20	久々湊太子堂	久々湊181番
	21	作道自治公民館	作道2044番3
	22	作道コミュニティセンター	作道907番地
	23	今井神社	今井702番地
	24	津幡江公民館	津幡江308番
	25	沖集落センター	沖96番
片口	26	片口緑地	片口字浜道970番2
	27	片口コミュニティセンター	片口高場175番地1
	28	久々江公園	片口久々江40
堀岡	29	堀岡西部(ふれあい道路)	堀岡明神新59番4地先
	30	堀岡小学校	海竜町118番地2
	31	草岡西公園	草岡町一丁目2-2
	32	射北中学校	堀岡古明神20番地
七美	33	中野公園	七美中野111、112
	34	二十六町公園	七美229
	35	七美コミュニティセンター	七美898番地
海老江	36	海老江コミュニティセンター	海老江1082番地
	37	練合公民館	海老江練合552番地
	38	東明小学校	海老江七軒1347番地
本江	39	足洗遊園地	本江字足洗2907-3地先
	40	本江コミュニティセンター	本江北142番地
下	41	八講公民館	八講520番地
	42	摺出寺コミュニティセンター	摺出寺91番地
	43	下村三箇公園	下村三箇115
	44	下村小学校	加茂中部1051番地
	45	白石公民館	白石453番地
大島	46	射水市役所	新開発407番地1
	47	大島農村環境改善センター	大島北野252番地

地区	番号	名称	住所
	48	大島北野南部（北野用水）	大島北野字宮腰地内
	49	小島4区自治会 コミュニティセンター	小島21番地4
	50	北高木公民館	北高木311番地
	51	小島一区公民館	小島1042番地1
	52	大島分庁舎	小島703番地
	53	今開発公民館	今開発388番地
大門	54	枇杷首公民館	枇杷首84番地
	55	大門総合会館	大門67番地
	56	土合北部公民館	土合1315番地
浅井	57	土合公民館	土合861番地1
	58	下条構造改善センター	下条243番2
	59	浅井コミュニティセンター	島1394番地1
	60	上条農業構造改善センター	上条205番
	61	ほたる野公民館	広上361-54
	62	広上構造改善センター	広上87-3
	63	広上西部（市道広上西広上線）	広上1705番地
二口	64	大門中学校	二口258番地
	65	二口コミュニティセンター	二口3239番地
	66	あおぼ台一丁目広場	あおぼ台一丁目105
	67	安吉公民館	安吉202
水戸田	68	藤巻公民館	藤巻179
	69	若林公民館	若林230
	70	水戸田コミュニティセンター	生源寺532番地3
	71	水戸田熊野公民館	水戸田字熊野3355-1
	72	パークゴルフ南郷	生源寺1260番地2
櫛田	73	牧田（市道小泉牧田線）	串田1204番地
	74	布目沢集会所	布目沢169番2
	75	円池集会所	円池151番
	76	荒町農村公園	荒町字越田329、334-2
	77	櫛田コミュニティセンター	串田864番地1
	78	宮新田公民館	串田字大沢6827番1
	79	新田公民館	串田新234-2
	80	竹原構造改善センター	荒町260-1
大江	81	西高木コミュニティセンター	西高木619
	82	小杉白石公民館	小杉白石62
	83	稲積（防火水槽502番南側）	稲積607-4地先
	84	大江会館	大江581番1
	85	大江コミュニティセンター	大江201番地
	86	鷺塚公民館	鷺塚553番1
三ヶ	87	富山県立小杉高等学校	三ヶ1520番地1
	88	三ヶコミュニティセンター	三ヶ1045番地1
	89	小杉駅前西自転車駐輪場	三ヶ4140番地
戸破	90	戸破中町児童花壇	戸破4346-7
	91	小杉中学校	戸破2013番地
	92	小杉小学校	戸破4100番地
	93	戸破中央児童遊園地	戸破2902番地
	94	手崎加茂社	手崎字石太郎1000番地

地区	番号	名称	住所
	95	歌の森運動公園	黒河 687 番地
橋下条	96	射水市消防本部	射水市橋下条 1522 番地
	97	橋下条コミュニティセンター	橋下条 1771 番地
	98	五歩一公民館	橋下条 227-2
太閤山	99	富山県立大学前 (市道小杉駅南線)	太閤山 1 丁目 101-1
	100	太閤山コミュニティセンター	太閤山 8 丁目 4 番地 1
中・南 太閤山	101	日の宮公園	中太閤山 4 丁目 82
	102	中太閤山コミュニティセンター	中太閤山 19 丁目 1 番地
	103	天池公園	南太閤山 11 丁目 110
	104	太閤山児童館	中太閤山 13 丁目 3 番地
黒河	105	歌の森小学校	黒河 560 番地
	106	黒河コミュニティセンター	黒河 3106 番地
	107	東太閤山集会所	東太閤山 1 丁目 104
池多	108	土代公民館	土代 1664
	109	池多コミュニティセンター	池多 633 番地
金山	110	上野公民館	上野 221
	111	金山コミュニティセンター	青井谷 1648 番地
	112	浄土寺公民館	浄土寺 160 番地
	113	野手コミュニティバス停	野手 201 番地

## 5-2 防災相互通信無線局

免許人	設置（常置場所）	局種	電力	局数	呼出名称
射水市	射水市草岡町2丁目52 新湊消防署東部出張所	ML	10	1	防相射水消防1
			5	2	防相射水消防101 防相射水消防102
	射水市本町二丁目13番1号 射水市新湊消防署	ML	10	1	防相射水消防2
			5	1	防相射水消防103

(注) 局種番号 ML 陸上移動局

(資料：市消防本部)

6-1 消防体制等の概況

(1) 消防体制

① 消防組織 (令和7年4月1日現在)

消防本部	設置別	消防本部のみ設置	
		消防本部・署併設	○
	消防署数		2
	出張所数		2
	消防職員	消防吏員	114
		その他の職員	1
		計	115
	消防長の専任・兼任の別	専任	○
		市町村長の兼任	
		助役の事務取扱	
組合管理者			

消防団	消防団数		1
	分団数		29
	常備部数		
	常備部出張所数		
	常勤機関員の配置個所数		
	役場消防等の配置数		
	消防団員数	非常勤団員数	645
		うち役場消防等の職	
		常勤団員数	
		計	645

② 消防施設

消防ポンプ等	区分	消防本部・署	消防団
	普通消防ポンプ自動車	5	26
水槽付消防ポンプ自動車	2		
はしご付消防(ポンプ)自動車	1		
大型化学高所放水車	1		
泡原液搬送車	1		
化学消防自動車	1		
救助工作車	2		
救急自動車	5		
指揮車	2		
消防艇			
小型動力ポンプ積載車		2	
小型動力ポンプ	1	13	
電源・照明車			
排煙・高発砲車			
広報車	5	3	
資材搬送車	2	3	

消防水利	消火栓	公設	1,860
		計	1,860
防火水そう	100㎡以上	4	
	40～100㎡未満	620	
	20～40㎡未満	74	
	計	708	
井戸	公設		
	私設		
	計		
消防用無線	固定局		
	基地局	1	
	移動局	51	
	携帯局	34	
火災通報施設	発信機		
	受信機		
	テレビ監視装置		
	火災専用電話	10	
	消防電話	4	

(資料：市消防本部)

## (2) 活動状況 (令和6年1月1日～令和6年12月31日)

区分		出動回数(回)	出動人員(人)
本部・署	全体	5,892	18,787
	うち火災	13	151
	〃 風水害等	4	23
	〃 演習訓練	67	891
	〃 救急業務	4,370	13,114
	〃 救助業務	58	294
	〃 広報指導	241	494
	〃 警防調査	103	383
	〃 火災調査	13	75
	〃 特別警戒	27	44
	〃 捜索	3	22
	〃 予防査察	673	1,733
	〃 誤報	29	251
	〃 その他	291	1,312
消防団	全体	2,645	14,840
	うち火災	7	256
	〃 風水害等	2	8
	〃 演習訓練	350	4,740
	〃 救助業務	0	0
	〃 広報指導	1,254	3,586
	〃 警防調査	2	2
	〃 特別警戒	302	1,982
	〃 捜索	2	6
	〃 誤報	8	32
	〃 その他	718	4,228

(資料：市消防本部)

6-2 消防本部・署所及び消防団の現況

区分	面積 (km <sup>2</sup> )	人口 (人)	世帯数 (世帯)	消防本部・署所			消防団			消防団事務			消防水利事務			摘要
				消防(局)本部設置年月日	消防署数	出張所数	消防団数	分団数	消防団常備部数	市町村	組合	委託	市町村	組合	委託	
射水市	109.44	89,836	37,400	H17.11.1	2	2	1	29			○			○		射水市(新湊地区)は、石油コンビナート等災害防止法の適用を受ける特別防災区域である。

※人口、世帯数は、令和7年4月1日現在

(資料：市消防本部)

6-3 救助活動のための機械器具等の保有状況

(令和7年4月1日現在)

区分	一般救助用器具						重量物排除用器具					切断用器具						破壊用器具				測定用器具					
	かぎ付はしこ	三連はしこ	ワイヤはしこ	救助マット	救命索発射銃	救助用縛帯	平担架	油圧ジャッキ	油圧スプレッター	可搬ウインチ	空気ジャッキ	大型油圧スプレッター	油圧切断器	エンジンカッター	ガス溶断器	チェンソー	鉄線カッター	空気鋸	大型油圧切断器	万能斧	ハンマー	削岩機	ハンマドリル	可燃性ガス測定器	有毒ガス測定器	酸素濃度測定器	放射線測定器
消防本部	9	8	2	0	5	17	6	3	2	5	3	4	3	7	2	4	14	4	3	33	22	3	3	2	1	2	28

区分	呼吸保護用器具				隊員保護用器具						水難救助用器具							山岳救助用器具		その他の救助用器具							
	空気呼吸器	酸素呼吸器	簡易呼吸器	送排風器	耐電手袋	耐電衣	耐電スポン	耐電長靴	防毒衣	防熱服	放射線防護服	潜水器具	救命胴衣	水中投光器	救命浮環	浮標	救命ボート	船外機	水中スクーター	登山器具	バスケット型担架	投光器	携帯拡声器	携帯無線機	応急処置用セット	緩降器	ロープ登降機
消防本部	58	2	0	4	10	7	7	7	9	7	0	28	50	5	25	2	4	3	0	0	6	26	20	36	3	3	3

(資料：市消防本部)

## 6-4 消防水利の現況

(令和7年4月1日現在)

地区名	種別	消火栓			防火水槽			
		適合	適合外	小計	有蓋		無蓋	
					40t 以上	40t 未満	40t 以上	40t 未満
戸 破		128	25	153	24			
三 ケ		85	26	111	20			
橋 下 条		44	13	57	16			
金 山		29	18	47	31			
大 江		44	30	74	25			
黒 河		42	10	52	16			
池 多		9	10	19	10			
太 閤 山		46	14	60	3			
中太閤山		37	7	44	7			
南太閤山		38	1	39	9			
大 門		35	19	54	9			
櫛 田		50	37	87	15			
浅 井		47	45	92	11			
水 戸 田		46	13	59	15	1		
二 口		56	21	77	7			
大 島		111	99	210	48	10		
下 村		22	15	37	26	2		
放 生 津		76	24	100	32	3		
新 湊		86	29	115	38	2		
庄 西		14	12	26	9	1		
塚 原		35	24	59	34	6		
作 道		55	40	95	58	21		
片 口		31	10	41	35	4		
七 美		14	2	16	31	8		
堀 岡		38	11	49	31	3		
海 老 江		49	4	53	39	4		
本 江		7	27	34	25	9		
合 計		1,274	586	1,860	624	74		

(資料：市消防本部)

## 6-5 婦人防火クラブの現況

(令和7年4月1日現在)

区分	計		市街地		農山村地域		漁村地域		その他	
	組織数 (ア)～(イ)	人員数 (カ)～(ケ)	組織数 (ア)	人員数 (カ)	組織数 (イ)	人員数 (キ)	組織数 (ク)	人員数 (ク)	組織数 (エ)	人員数 (ケ)
射水市	7	83	7	83						

(資料：市消防本部)

## 6-6 自主防災組織の現況

## (1) 自主防災組織の数

(令和7年4月1日現在)

区分	管内世帯数 A	自主防災組織数				隊員数	組織されている 地域の世帯数B	組織率 B/A%
		町内会	小学校区	その他	計			
射水市	37,400	168		10	178	88,331	36,884	98.6%

※管内世帯数は、住民基本台帳人口及び世帯数（令和7年4月1日現在）による。

(資料：市防災・資産管理課)

## (2) 地区防災計画の策定状況

(令和8年3月1日現在)

計画名	策定・改定年月
中太閤山地区防災計画	平成28年10月 策定 令和7年2月 改定
橋下条地区防災計画	令和7年1月 策定
櫛田地区防災計画	令和7年2月 策定
大島地区防災計画	令和7年6月 策定
作道地区防災計画	令和7年12月 策定
黒河地区防災計画	令和8年2月 策定
戸破地区防災計画	令和8年2月 策定

(資料：市防災・資産管理課)

## 6-7 水防管理団体組織

水防管理団体	管理者名	構成 市町村名	主要水防区域	所轄土木 センター
庄川 水害予防組合 (指定)	高岡市長	高岡市 砺波市 射水市	庄川の砺波市庄川町小牧えん堤か ら海までの流域	高岡土木 砺波土木
射水市 (非指定)	射水市長	射水市	内川及び下条川流域、新堀川、庄 川の流域及び海岸のうち射水市の 区域（うち庄川水害予防組合の区 域を除く）	高岡土木

(資料：令和7年度富山県水防計画より引用)

## 6-8 水防用資機材備蓄状況

(令和7年4月1日現在)

指定水防 管理団体	水防倉庫 (棟)	主 要 水 防 機 材						所轄土木 センター
		土のう類 (枚)	鉄線籠 蛇籠 (本)	丸太 (本)	杭木 (本)	鉄線 (kg)	縄 (玉)	
庄川水害 予防組合	10	9,150	228	276	860	1,610	0	高岡土木 砺波土木

(資料：令和7年度富山県水防計画より引用)

## 7-1 関係医療機関、研究機関、厚生センターのリスト (高岡医療圏)

【病院】

(令和7年6月17日現在)

病院名	所在地	電話番号	開設者	管理者	病床数計	一般病棟	療養病床	精神病床	結核病床	感染病床	救急指定
医療法人 太閤山病院	射水市橋下条 195	56-5460	医療法人 太閤山病院	沖 敬門	116			116			
グリーンヒルズ 若草病院	射水市藤巻 51-2	53-8811	医療法人 社団仁清会	片町隆夫	172			172			
射水市民病院	射水市朴木 20	82-8100	射水市	深原一晃	199	195			4		○
姫野病院	射水市放生津町 15-4	84-0055	医療法人社 団姫野病院	姫野万里 子	40	40					
大島くるみ 病院	射水市大島北野 48	52-2580	医療法人社 団樫の木会	長堀 毅	99		99				
真生会 富山病院	射水市下若 89-10	52-2156	医療法人 真生会	真鍋恭弘	99	99					○
柴田病院	高岡市永楽町 5-1	22-0705	医療法人 明心会	吉田真由 子	124			124			
川田病院	高岡市京町 8-1	23-3737	医療法人社 団あずさ会	廣保 究	140			140			
矢後病院	高岡市佐野 1535	22-5703	医療法人 社団紫水会	矢後知規	95			95			
駅南あずさ 病院	高岡市二塚 371-1	29-0530	医療法人社 団あずさ会	田尻浩嗣	120			120			
高岡市民病院	高岡市宝町 4-1	23-0204	高岡市	福島 亘	343	283		42	12	6	○
富山県 済生会 高岡病院	高岡市二塚 387-1	21-0570	社会福祉法 人恩賜財団 済生会	川端雅彦	270 251	251					○
富山県厚生 農業協同組合 連合会 高岡病院	高岡市永楽町 5-10	21-3930	富山県厚生 農業協同組 合連合会	柴田和彦	497	497					○
医療法人 社団桑山会 丹保病院	高岡市大坪町 1-1-3	22-3719	医療法人 社団桑山会	丹保 仁	34		34				
医療法人 社団整志会 沢田記念 高岡整志会 病院	高岡市大手町 8-31	22-2468	医療法人 社団整志会	川岸利光	70	70					○
あさなぎ病院	高岡市五福町 1-8	22-5445	医療法人 社団睦心会	黒田昌宏	53	53					○

病院名	所在地	電話番号	開設者	管理者	病床数計	一般病床	療養病床	精神病床	結核病床	感染病床	救急指定
医療法人 光ヶ丘病院	高岡市西藤平蔵 313	63-5353	医療法人 社団紫蘭会	笠島 學	177	67	110				○
医療法人 万葉病院	高岡市西海老坂 字大坪 362	24-2163	医療法人 社団川岸会	山形壽生	40		40				
独立行政法人 地域医療機能 推進機構高岡 ふしき病院	高岡市伏木古府 元町 8-5	44-1181	独立行政法 人地域医療 機能推進機 構	中辻裕司	199	199					○
医療法人高岡 みなみハート センターみな みの杜病院	高岡市戸出町 3- 14-24	63-1113	医療法人高 岡みなみハ ートセンタ ー	吉田渉	95	53	42				○
サンバリー 高岡病院	高岡市鷺北新 477	28-7700	医療法人社 団志貴野会	山本 樹	100		100				
サンバリー 福岡病院	高岡市福岡町大 野 150	64-3535	医療法人社 団志貴野会	青木浩一 郎	118		118				
金沢医科大学 氷見市民病院	氷見市鞍川 1130	74-1900	氷見市	伊藤 透	250	245			5		○
陽和温泉病院	氷見市堀田 4-1	91-2751	医療法人社 団友愛病院 会	倉内 学	60		60				
医療法人 財団正友会 中村記念病院	氷見市島尾 825	91-1307	医療法人 財団正友会	中村國雄	52	52					○
ふるさと病院	氷見市鞍川 1878-1	74-7061	医療法人 社団明寿会	湯浅 悟	45			45			

## 【研究機関】

機関名	所在地	電話番号	F A X 番号
富山県衛生研究所	射水市中太閤山 17-1	56-5506	56-7326

## 【厚生センター】

機関名	所在地	電話番号	F A X 番号
高岡厚生センター	高岡市赤祖父 211	26-8413	26-8464
高岡厚生センター 射水支所	射水市戸破 1875-1	56-2666	56-5494
高岡厚生センター 氷見支所	氷見市幸町 34-9	74-1780	74-0374

(資料：市防災・資産管理課)

## 【病院等の医療機関（射水市医師会所属機関）】

(令和7年12月1日現在)

医療機関名	診療科目	住 所	電話番号
赤江クリニック	内科/脳神経外科	射水市堀岡 310	86-1420
浅山外科胃腸科医院	外科/肛門外科/胃腸外科/胃腸内科/内科	射水市八塚 478-2	52-3553
おばなの里クリニック	内科/麻酔科	射水市中新湊 20-2	82-3710
射水市民病院	内科/小児科/外科/整形外科/ 脳神経外科/皮膚科/泌尿器科/ 婦人科/眼科/耳鼻咽喉科/ 放射線科/麻酔科/ 歯科口腔外科/循環器科	射水市朴木 20	82-8100
いみず内科クリニック	内科/神経内科	射水市鷺塚 57-1	55-3215
梅崎クリニック	内科/呼吸器科/消化器科/ 小児科/放射線科	射水市海老江 1242-1	86-8420
おおがくクリニック	内科/眼科	射水市中太閤 15-2-7	56-4000
大島くるみ病院	脳神経外科/内科/整形外科	射水市大島北野 48	52-2580
おおしま こども クリニック	小児科	射水市戸破 1382-1	56-7087
尾島クリニック	消化器内科/外科/内科	射水市桜町 16-18	84-8552
加藤整形外科 脊椎ス ポーツクリニック	整形外科	射水市橋下条 1447-1	56-1322
北林クリニック	脳神経外科/内科/神経内科/ 整形外科	射水市戸破 1704-1	57-0008
木戸クリニック	神経内科/精神科/内科/ 眼科	射水市朴木 244	82-7300
グリーンヒルズ若草病院	精神科/神経科/内科/心療内科	射水市藤巻 51-2	53-8811
越野医院	内科/糖尿病内科/循環器科/ 胃腸科	射水市立町 2-41	82-2855
こすぎ皮ふ科クリニック	皮膚科	射水市太閤山 1-61-2	57-3711
さくはなファミリーク リニック	内科/小児科/感染症内科	射水市東太閤山 3-87	54-5833
佐野内科クリニック	内科/神経内科	射水市黒河新 4808	57-0811
産科婦人科 藤田クリニック	産婦人科	射水市二口 458-15	52-3515
しまぎきこどもクリニ ック	内科/消化器科/循環器科/小児科	射水市小島 902	52-0173
はぎの里クリニック	内科/麻酔科	射水市加茂西部 63-1	59-2305
真生会富山病院	内科/小児科/消化器内科/ 整形外科/外科/麻酔科/皮膚科/ 泌尿器科/眼科/耳鼻咽喉科/ 心療内科/歯科/人工透析	射水市下若 89-10	52-2156
太閤山病院	精神科/心療内科/神経科	射水市橋下条 195	56-5460
高島皮ふ科クリニック	皮膚科	射水市東明中町 5-2	86-4886
たかはし内科医院	内科/循環器科	射水市三ヶ 1028	55-5522
高橋医院	内科	射水市黒河 2680-1	56-0346
たかはし内科医院	内科/循環器科	射水市三ヶ 1028	55-5522
高島小児科クリニック	小児科	射水市戸破昭和通り 2596-1	55-8117

医療機関名	診療科目	住 所	電話番号
富川クリニック	内科/外科/呼吸器内科/ 消化器内科/循環器内科/肛門科/ 血液内科	射水市南太閤山 3-1-15	56-7373
とよた小児科クリニック	小児科	射水市小島 730-2	52-0288
中新湊内科クリニック	内科/呼吸器内科/消化器内科/ 循環器内科/アレルギー科/ 小児科/皮膚科	射水市中新湊 7-19	82-2000
ながさきクリニック	耳鼻咽喉科/アレルギー科	射水市赤井 40-5	52-8800
蜷川医院	内科/小児科/総合診療	射水市戸破 3537	55-0138
のざわクリニック	外科/内科/胃腸内科/肛門外科	射水市大門 150	51-6051
羽岡内科医院	内科	射水市本町 2-5-20	84-8200
ひのき整形外科	整形外科/リハビリテーション科	射水市善光寺 22-14	84-8800
姫野病院	内科/呼吸器科/胃腸科/循環器科/ 小児科/放射線科	射水市放生津町 15-4	84-0055
ふじた眼科	眼科/小児眼科	射水市二口 3162 番	50-9073
松本医院	内科/呼吸器科/胃腸科/小児科/ 放射線科	射水市三ヶ 3268	55-0057
万葉クリニック	内科/糖尿病内科	射水市七美 880-1	86-8787
道振整形外科医院	整形外科/リハビリテーション科/ リウマチ科	射水市二口 446-1	52-5699
皆川医院	内科/小児科	射水市海老江 232	86-0010
宮林クリニック	内科/小児科/皮膚科	射水市本町 3-12-28	84-8822
もり内科クリニック	内科/糖尿病内科/内分泌内科	射水市新開発 393-4	52-1125
矢野医院	内科/消化器内科/神経内科	射水市本町 1-13-1	82-5150
山田医院	整形外科/内科/ リハビリテーション科	射水市三ヶ 835	55-3322
レディースクリニック むらた	産婦人科	射水市橋下条 1483-1	57-4141

## 【歯科医】

(令和7年4月現在)

医療機関名	住 所	電話番号
青木歯科医院	善光寺 22-8	84-8241
石川歯科クリニック	南太閤山 3-4-3	56-7111
射水市民病院	朴木 20	82-8100
岩井歯科医院	北野 1558-8	52-4567
イワオ歯科医院	三ヶ 2725-4	56-6766
大谷歯科医院	戸破 1750-1	56-3883
おくむら歯科医院	小島 3784	52-7055
片口歯科医院	橋下条 996-1	56-7227
矯正歯科やまぎしクリニック	戸破 3521-1	55-4618
黒川歯科医院	中太閤山 4-44	56-4811
佐野小児歯科医院	三ヶ 2436-2	57-8071
嶋歯科クリニック	中太閤山 15-10-2	56-9222
清水歯科クリニック	大門 62-3	52-5513
真生会デンタルクリニック	下若 89-10	52-6070
たいとう 歯科医院	太閤山 1-92-2	56-3389
たかはた 歯科クリニック	中央町 9-21	82-4848
高畠歯科医院	三ヶ 3336	55-0019
たちなみ 歯科口腔外科クリニック	戸破 3955-1	55-0219
なかおき 歯科医院	戸破 1018-1	57-3488
なかしまスマイル 歯科	小島 649-1	73-2565
なでしこ台 歯科医院	鷺塚 113-18	50-8885
はしもと 歯科クリニック	新片町 5-8-1	50-8913
ほたる野 歯科医院	広上 320-12	51-7744
松木 歯科医院	庄川本町 26-15	82-3020
三崎 歯科医院	海老江七軒 1460-1	86-3111
三島 歯科医院	二口 2364	52-2827
道振 歯科医院	中村 116-1	51-6480
安田 歯科医院	庄川本町 5-11	82-6480
やまざき 歯科医院	二口 438-1	52-7748
山田 歯科医院	本町 1-9-22	84-4885
デンタルオフィス RISEI	三ヶ 835	55-8880
わたなべ 歯科クリニック	大島北野 49-19	52-0550
わだ 歯科医院	手崎 1591-7	55-8677

## 8-1 富山県トラック協会加盟事業者一覧(射水市)

(平成25年4月1日現在)

事業種別	事業者名称	住所	電話番号	FAX番号
一般特積ニ利	センコー株式会社	流通センター青井谷 2-2-1	56-7210	56-7211
一般特積	日通トランスポート株式会社富山支店	流通センター青井谷 2-6	56-8833	56-8834
一般	トミレ運輸株式会社	流通センター水戸田 3-5	56-3888	56-4322
特積ニ利	中越運送株式会社	津幡江 123	83-0011	83-0456
一般	株式会社丹保運送	橋下条 1759	56-0444	56-6746
一般	竹島運送株式会社	有磯 2-4-2	86-1003	86-3526
一般	日本海急送株式会社富山営業所	堀内 81-1	53-1249	53-1283
一般	株式会社大成商運	鷲塚 51-1	55-2365	55-2366
一般	株式会社フェイス	浄土寺堀田 1680	55-4048	55-4044
一般	ヤマトホームコンビニエンス株式会社富山支店	流通センター青井谷 1-8-4	57-1655	57-1657
一般	有限会社谷運送	海老江七軒 1432-6	75-1123	75-1123
一般	射水運輸株式会社	布目沢 336-8	53-1021	53-1023
一般	明德輸送株式会社	高木 336-2	84-8855	82-3199
一般ニ利	中越テック株式会社	広上 2000-1	52-8600	52-8877
一般	吉沢運送株式会社	小杉白石 713	55-4455	55-5445
一般	八代運送株式会社	赤井 194	52-3459	52-3982
一般	メイホ物流株式会社	高木 336-2 明德輸送(株)内	83-7588	82-3199
一般	八嶋合名会社	庄西町 2-4-16	84-3173	82-4770
一般	栄徳運輸株式会社	高木 293	83-0333	82-3188
一般	山森運輸有限会社	高木 272-1	84-0033	84-1882
一般	新湊小型運輸有限会社	今井 79	84-8730	84-8731
一般	オヤマ運輸機工株式会社	殿村 422	73-6122	82-4332
一般	株式会社牧田商事	庄西町 2-9-38 JFE マテリアル内	82-5177	82-5179
霊柩	株式会社越後	善光寺 17-22	82-2710	82-3325
霊柩	株式会社井波	小島 893	52-1199	52-5791
一般	三共土石運輸有限会社	土合 1260-1	52-0046	52-0427
一般	三進運送株式会社	久々湊 62-2	84-8851	84-8510
一般	有限会社田中運送	稲積 73-1	55-1113	55-1897
一般	一宮運輸株式会社	今井 243-1	84-0138	84-8446
一般	シンコー運輸倉庫有限会社	手崎 403	55-1421	55-3368
一般	三島野運送株式会社	土合 1246-1	52-2252	52-6313
一般	有限会社北高運輸	高木 296	82-7600	82-7602
一般	宇高運輸株式会社	奈呉の江 3-2	82-6305	84-3023
一般	大幸運輸株式会社	今井 157	84-1008	82-3418
一般	北陸運送株式会社	小島 3530	52-3282	52-3230
一般	有限会社新富運輸	島 1320	52-5225	52-5393
一般	共同陸運株式会社	七美中野 62-1	86-0788	86-1080
条件	有限会社大門運送店	赤井 383-4	52-0084	52-0093
一般	北陸湊運輸株式会社	今井 125	84-5556	84-8808
一般	日電産業株式会社	小島 710	52-5335	52-5336
一般	金原開発株式会社	沖塚原 134	84-3333	84-4843
一般	有限会社西井商会	西高木 189-1	55-1501	55-1534

事業種別	事業者名称	住所	電話番号	FAX 番号
一般	藤田運送株式会社	本開発 808	55-0225	55-4077
一般	株式会社荒木運輸	松木 335	84-5521	84-9002
一般	森田商運有限会社	白石 937	59-2836	59-2108
一般	河島運輸株式会社	西高木 50	55-0808	55-0500
一般	有限会社丸栄輸送	今井 70	83-7150	83-7152
一般	山本運輸有限会社	今開発 482	55-1757	55-2644
条件	有限会社田畠建設運輸	広上 2000-22	52-7325	52-7326
一般	協進運輸有限会社	小林 15-1	52-4617	52-4617
一般	有限会社村田運送	高木 336-2 明徳輸送(株)内	84-8855	82-3199
一般	有限会社協和興業	津幡江 736-1	83-7309	83-7416
一般	ひばり商事株式会社	鷲塚 142-9	55-3975	55-3936
一利	北洋興産有限会社	松木 233	84-8990	84-3232
一般特積	大東実業株式会社	流通センター青井谷 1-3-1	56-7575	56-6644
一般	北陸名鉄急配株式会社	手崎字針原 356-3	55-3681	55-3682
一般	有限会社大和陸運	殿村 421	84-8900	84-7776
一般特積二利	ヤマト運輸株式会社	本開発 305-1	55-1933	55-4953
一般	河合土石株式会社	広上 1951-1	52-4444	52-5858
一般	三陽陸運株式会社	布目沢 622	53-0034	53-0234
一般	株式会社オーシーシー	有磯 2-33-7	86-3730	86-3735
一般	有限会社タカオ運輸	小杉白石 742-1	55-4800	55-4252
一般	株式会社デリバリー	片口高場 429	84-5605	84-5645
一利	山九株式会社北陸支店	作道 1-1	84-2551	84-2553
一般	有限会社追分工業	本開発 452-3	55-1413	55-2913
一般	株式会社アースクリーン 21	寺塚原 905-3	84-6648	84-3650
一般	有限会社土合興業	橋下条 1070	56-1318	56-7818
一般	城西物流倉庫株式会社	小杉白石 800-1	55-4141	55-4114
一般特積	岡山県貨物運送株式会社富山営業所	大江 1621-1	55-4811	55-4810
一般	有限会社生活環境サービス	新堀 5	86-5516	86-5523
一般	協和運輸株式会社	布目沢 336-2	53-0080	53-1544
一般	姫妃輸送株式会社	松木 22-2	82-6169	82-2840
一般	協和工業株式会社	八幡町 3-10-15 日本高周波鋼業(株)内	84-5088	84-5088
一般	有限会社沢田通運	小泉 33-2	52-1294	52-6295
一般	株式会社石川土石	小杉白石 76	59-2422	59-2402
一般	株式会社近畿オペレーション サービス	稲積 52-27	50-1001	50-1003
一般	株式会社エス・シー・エム商事	高木 280	84-1320	84-1303
一般	有限会社松波運輸	沖塚原 571	84-2732	84-2799
一般	有限会社アルプス	小島 3689 番地	52-7448	52-7449
一般	中央ロジテック株式会社	新堀 6-1	86-8681	86-8685
一般	中倉陸運株式会社富山営業所	橋下条 1926-4	56-1035	56-8665
一般	ヤマトボックスチャーター株式会社 富山営業所	川口宮袋入会地 5844	29-1330	29-1341
一般	株式会社長谷川運輸	青井谷 628-1	56-6878	56-3053
一般	新湊ロジスティクス株式会社	高木 272-1	84-1443	84-1882
一般	有限会社 Y' s company	朴木 3-13	73-2312	84-2101

事業種別	事業者名称	住所	電話番号	FAX 番号
一般	有限会社金松商事	中新湊 17-1 アパガーデン パレスなかしん 605	84-7373	54-5969
一般	和田貿易運送株式会社	小杉町小白石 953-1	55-5152	55-5229
一般	大恵運輸有限公司	小島 647-3	52-2277	52-4182
一般	株式会社富山アクティ	流通センター青井谷 2-3	30-2294	30-2295
一般	株式会社大栄	鏡宮 656 番地 6-2-306	84-8527	84-8803
一般	有限会社山城陸送	小杉白石 988 番地	59-8770	7655-59- 8771
一般	株式会社朝日運輸	赤井 139-7	51-6871	51-6872
一般	有限会社牧野運輸	本開発 794-1	55-4747	55-4711
一般	北陸ローディング株式会社	戸破 69-6	56-5547	56-7789

(資料：市総務課)

## 8-2 市有車両一覧表

(令和6年3月31日現在)

	原付自動車	軽自動車		乗用自動車		小型貨物自動車	普通貨物自動車	特殊自動車								計
		軽乗用車	軽貨物自動車	小型自動車、普通乗用車	中型バス、マイクロバス			スノーロータリー	グレーダー	ホイールローダー	ロータリー除雪車	道路バートル車	救急車	消防車	その他	
車両数	1	38	21	32	5	21	6	59	1	178	4	2	5	54	26	452

(資料：市防災・資産管理課)

## 8-3 場外離着陸場一覧

離着陸場名称	所在地	連絡先	電話番号
下村小学校	射水市加茂中部 1051 下村小学校グラウンド	下村小学校	59-2310
大門	射水市枇杷首地内 庄川左岸河川敷	富山河川国道事務所 大門出張所	52-1573
大島河川公園	射水市北野 大島北野河川公園	富山河川国道事務所 大門出張所	52-1573
小杉	射水市戸破 687 歌の森グラウンド	射水市	57-1300
呉羽 P A	射水市池多地内 呉羽パーキング内ヘリポート	中日本高速道路 (株) 金沢支社	076-240-4930
新港の森	射水市作道地内 新港の森陸上競技場	(財) 富山県民福祉 公園	56-5556

(資料：市防災・資産管理課)

## 8-4 緊急輸送道路

## (1) 緊急輸送道路一覧表 (第一次)

道路種別	路線名	起点	終点	延長 (km)	車線数
自動車専用道	北陸自動車道	—	—	—	4
一般国道	国道8号	—	—	—	4
	国道472号	射水市作道	射水市上野	7.6	4
その他	臨港道路西線	射水市作道	射水市奈呉の江	2.7	6
	臨港道路北線	高岡市石丸	射水市海王町	2.0	2
合計				12.3	

## (2) 緊急輸送道路一覧表 (第二次)

道路種別	路線名	起点	終点	延長 (km)	車線数
一般国道	国道415号	—	—	—	2~4
主要地方道	新湊庄川線	射水市善光寺	射水市坂東	2.5	2
	新湊庄川線	射水市大島北野	射水市小泉	4.3	2
	小杉婦中線	射水市戸破	射水市戸破	0.9	2
	新湊平岡線	射水市海老江	射水市新村	2.4	2
	富山高岡線	射水市鷺塚	高岡市広小路	10.7	2
	高岡小杉線	高岡市末広町	射水市五歩一	9.3	4
その他	港町善光寺線	射水市本町	射水市善光寺	0.7	4
	大門針原線	射水市戸破	射水市下条新	2.2	2
	大島北野鷺塚線	射水市新開発	射水市本開発	0.7	2
	高木新開発線	射水市新開発	射水市新開発	0.3	2
	臨海道路富山新港東西線	射水市海竜町	射水市海王町	3.6	2
合計				37.6	

## (3) 緊急輸送道路一覧表 (第三次)

道路種別	路線名	起点	終点	延長 (km)	車線数
一般国道	国道472号	射水市上野	射水市青井谷	0.8	2
主要地方道	富山戸出小矢部線	射水市塚越	射水市黒河	1.3	4
	富山戸出小矢部線	射水市生源寺	高岡市醍醐	11.6	2
	富山戸出小矢部線	射水市黒河	射水市黒河	0.1	2
	新湊庄川線	射水市坂東	射水市大島北野	2.0	2
	新湊庄川線	射水市小泉	高岡市中田	4.6	2
	小杉婦中線	射水市鷺塚	射水市黒河	2.1	4
	高岡青井谷線	高岡市大野	射水市大門	2.1	2
一般県道	小杉本江線	射水市鷺塚	射水市鷺塚	0.7	4
	串田新黒河線	射水市五歩一	射水市黒河	3.8	4
	小杉吉谷線	射水市青井谷	射水市水上谷	3.9	2

道路種別	路線名	起点	終点	延長 (km)	車線数
その他	大江479号線	射水市鷺塚	射水市小杉白石	0.4	4
	朴木赤井線	射水市沖塚原	射水市北高木	1.1	2
	金山343号線	射水市青井谷	射水市上野	0.6	2
	金山315号線	射水市上野	射水市上野	0.2	2
	金山359号線	射水市上野	射水市上野	0.2	2
	臨港道路東線	射水市摺出寺	射水市小杉白石	2.1	4
合計				37.6	

(資料：市道路課)

## 8-5 物資拠点場所・活動拠点施設

## (1) 物資拠点

内容	物資拠点
陸上輸送	<b>①</b> 道の駅カモンパーク新湊（鏡宮） <b>②</b> 小杉総合体育センター（戸破） <b>③</b> 新湊総合体育館・新湊武道館（久々湊） <b>④</b> トナミ運輸(株)（小杉流通センター）（青井谷） <b>⑤</b> センコー(株)（富山PDセンター）（水戸田） <b>⑥</b> (株)中央倉庫（A号・B号倉庫）（橋下条） <b>⑦</b> 八島合名会社（庄西町） <b>⑧</b> 伊勢湾海運(株)（鷺塚） <b>⑨</b> 中越テック(株)（広上）
海上輸送	<b>⑩</b> 伏木富山港（新湊地区） <b>⑪</b> 富山高等専門学校（新湊地区）

## (2) 活動拠点施設

施設名	所在地	電話番号	敷地面積	備考
県民公園太閤山ランド	射水市黒河4774番地6	56-6116	959,000 m <sup>2</sup>	公園

(資料：市防災・資産管理課)

## 8-6 漁港の現況

漁港名	種別	漁港の所在地	管理者	漁港番号
新湊	第3種	射水市港町～八幡町	富山県	2330010

(注) 漁港の種類は下記により分類（漁港及び漁場の整備等に関する法律5条）

第1種 その利用範囲が地元の漁港を主とするもの

第2種 その利用範囲が第1種よりも広く、第3種漁港に属しないもの

第3種 その利用範囲が全国的なもの

(資料：市農林水産課)

## 8-7 港湾施設(岸壁等)の現況

	延長 (m)	水深 (m)	D. W (t)	数
(公共岸壁)				
1~2号岸壁	560	-14.0	55,000	2
3号岸壁	275	-10.0	15,000	1
5~6号岸壁	260	-7.5	5,000	2
7~8号岸壁	120	-4.5	700	2
北1・4号岸壁 (国際物流ターミナル)	408	-14.0 (暫定-12m)	55,000 (30,000)	2
北2号岸壁	185	-10.0	15,000	1
北3号岸壁	60	-4.5	700	1
海王ドルフィン	60	-7.5	3,000(G. T)	1
海王岸壁(旅客船バース)	220	-7.5	15,000(G. T)	1
東1~2号岸壁	370	-10.0	15,000	2
南水路栈橋	36	-6.0	3,000	1
(専用岸壁)				
北陸電力岸壁	140	-5.0	1,000	2
北陸電力揚炭岸壁	285	-14.0	60,000	1
北陸電力LNG栈橋	450	-14.0	150,000	2
北陸電力A岸壁	373	-10.0	15,000	2
北陸電力B岸壁	180	-10.0	15,000	1
北陸電力C岸壁	175	-8.0	7,000	1
北陸電力D岸壁	210	-8.5	8,000	1
北陸電力E岸壁	140	-8.0	7,000	1
北陸電力F岸壁	90	-6.0	3,000	1
北陸電力G岸壁	150	-5.5	7,000	1
アイテック岸壁	130	-7.5	5,000	1

## 荷役機械

水平引き込み式クレーン	600t/hr	1基
コンテナ専用クレーン	55t	2基
多目的橋形クレーン	44t/20t	1基

## 上屋

くん蒸上屋 1棟

## ※D. W: 重量トン数[dead weight tonnage]

貨物を満載した状態での重量と船舶のみの重量の差で表す。燃料や飲料水等も重量トンに含まれるが、ほぼ船舶が積載できる貨物の重量を示す。

## ※G. T: 総トン数[gross tonnage]

船舶の内部の総容積から、運輸省令で定めた基準に該当する開口容積を除き立方メートルで表した値に、さらに一定の係数をかけて算出した値

※ドルフィン: 海上での船舶係留のために、水中に杭を打ったり柱状体を設置した構造物で、陸から独立している係留施設のこと。

(資料: 市河川・港湾課)

## 9-1 市指定緊急避難場所一覧

## (1) 屋内施設

(令和8年2月1日現在)

番号	名称 ※1	住所	対象とする異常な現象				収容可能 人数※6
			洪水 ※2	崖崩 れ、土 石流及 び地滑 り ※3	地震 ※4	津波 ※5	
1	旧・中伏木小学校（3階以上）	庄西町二丁目12番50号	○		○	○	305人
2	庄西コミュニティセンター（2階以上）	庄西町一丁目17番48号	○		○	○	725人
3	JFE ミネラル（株）クロム & リサイクル事業部管理センター二階屋上（2階以上）	庄西町二丁目9番38号	○		○	○	312人
4	新湊コミュニティセンター（2階以上）	本町一丁目12番24号			○	○	299人
5	クロスベイ新湊（射水市観光交流センター）屋上（3階以上）	本町二丁目10番30号	○		○	○	683人
6	第一イン新湊（別館）（3階以上）	善光寺18番4号	○		○	○	1,746人
7	第一イン新湊（3階以上）	本町二丁目10番35号	○		○	○	1,786人
8	富山県立新湊高等学校（3階以上）	西新湊21番10号	○		○	○	2,590人
9	いきいき長寿館	高岡市下牧野385番地1			○	○	366人
10	新湊うみいろこども園（3階以上）	庄川本町2番35号	○		○	○	108人
11	新湊交流会館	三日曾根9番18号			○	○	516人
12	新湊中央文化会館（3階以上）	三日曾根3番23号	○		○	○	2,060人
13	新湊放生津小学校（3階以上）	中新湊23番10号	○		○	○	1,439人
14	放生津コミュニティセンター（2階以上）	立町10番20号			○	○	456人
15	新湊中学校（3階以上）	八幡町三丁目14番4号	○		○	○	2,597人
16	塚原小学校（2階以上）	松木715番地	○		○	○	2,260人
17	塚原コミュニティセンター	松木761番地			○	○	470人

番号	名称 ※1	住所	対象とする異常な現象				収容可能 人数※6
			洪水 ※2	崖崩 れ、土 石流及 び地滑 り ※3	地震 ※4	津波 ※5	
18	作道小学校（2階以上）	作道913番地	○		○	○	2,274人
19	新湊南部中学校	鏡宮193番地1			○	○	5,256人
20	作道コミュニティセンター	作道908番地			○	○	594人
21	新湊総合体育館・新湊武道館	久々湊467番地			○	○	6,003人
22	射水市役所布目分庁舎別館（2階以上）	布目1番地	○		○	○	624人
23	片口小学校（2階以上）	片口高場48番地	○		○	○	2,603人
24	片口コミュニティセンター（2階以上）	片口高場175番地1			○	○	171人
25	堀岡小学校	海竜町118番地2	○		○	○	3,543人
26	射北中学校（2階以上）	堀岡古明神20番地	○		○	○	3,318人
27	堀岡コミュニティセンター（2階以上）	射水町一丁目17番地1	○		○	○	610人
28	海竜スポーツランド（2階以上）	海竜町29番地	○		○	○	1,225人
29	射水市フットボールセンタークラブハウス棟（2階以上）	射水市海竜町23番地1	○		○	○	422人
30	東明小学校（2階以上）	海老江七軒1347番地	○		○	○	2,950人
31	海老江コミュニティセンター（2階以上）	海老江1082番地	○		○	○	400人
32	富山高等専門学校・射水キャンパス（2階以上）	海老江練合1番地2	○		○	○	5,825人
33	（株）大塚製薬工場富山工場 製剤2号棟屋上部（2階以上）	射水市有磯二丁目27番地1	○		○	○	545人
34	本江コミュニティセンター（2階以上）	本江北142番地	○		○	○	230人
35	七美コミュニティセンター（2階以上）	七美898番地	○			○	336人
36	富山県立小杉高等学校（2階以上）	三ヶ1520番地1	○		○		5,235人

番号	名称 ※1	住所	対象とする異常な現象				収容可能 人数※6
			洪水 ※2	崖崩 れ、土 石流及 び地滑 り ※3	地震 ※4	津波 ※5	
37	三ヶコミュニティセンター(2階以上)	三ヶ 1045 番地 1	○		○		97 人
38	小杉小学校(2階以上)	戸破 4100 番地	○		○		2,978 人
39	小杉中学校(2階以上)	戸破 2013 番地	○		○		5,443 人
40	いみず市民交流プラザ(2階以上)	射水市戸破 4200 番地 11	○		○		936 人
41	戸破コミュニティセンター(2階以上)	戸破 2917 番地 1	○		○		99 人
42	小杉文化ホール(2階以上)	戸破 1500 番地	○		○		1,957 人
43	小杉体育館(2階以上)	黒河 712 番地	○				1,074 人
44	小杉総合体育センター	戸破 3111 番地	○		○		4,589 人
45	橋下条コミュニティセンター	橋下条 1771 番地		○	○		688 人
46	金山小学校	青井谷 1648 番地		○	○		2,089 人
47	金山コミュニティセンター	青井谷 1648 番地	○	○	○		393 人
48	クリーンピア射水(2階以上)	射水市西高木 1150 番地	○		○	○	736 人
49	ミライクル館プラザ棟(2階以上)	射水市西高木 1150 番地	○		○	○	539 人
50	大江コミュニティセンター	大江 201 番地			○		699 人
51	歌の森小学校	黒河 560 番地			○		4,081 人
52	富山県立大学	黒河 5180 番地			○		24,383 人
53	黒河コミュニティセンター	黒河 3106 番地			○		748 人
54	土代公民館	土代 1664 番地			○		167 人
55	太閤山小学校	橋下条 926 番地			○		6,269 人
56	太閤山コミュニティセンター	太閤山 8 丁目 4 番地 1			○		699 人

番号	名称 ※1	住所	対象とする異常な現象				収容可能 人数※6
			洪水 ※2	崖崩 れ、土 石流及 び地滑 り ※3	地震 ※4	津波 ※5	
57	中太閤山小学校	中太閤山 11 丁目 3 番地			○		5,688 人
58	中太閤山コミュニティセ ンター	中太閤山 19 丁目 1 番地			○		497 人
59	南太閤山コミュニティセ ンター	中太閤山 13 丁目 3 番地 1			○		532 人
60	小杉南中学校	南太閤山 1 丁目 2 番地			○		6,027 人
61	大門中学校 (2 階以上)	二口 258 番 地	○		○		3,256 人
62	大門小学校 (2 階以上)	二口 417 番 地 1	○		○		3,395 人
63	二口コミュニティセンタ ー	二口 3051 番 地			○		557 人
64	大門総合体育館 (2 階以 上)	二口 3142 番 地	○		○		682 人
65	富山県立大門高等学校 (2 階以上)	二口 1 番地 2	○		○		5,426 人
66	子ども子育て総合支援セ ンター (3 階以上)	二口 1081 番 地	○		○		661 人
67	大門総合会館 (2 階以上)	大門 67 番地	○		○		2,734 人
68	大門コミュニティセンタ ー	大門 164 番 地 2			○		312 人
69	大門農村環境改善センタ ー・コミュニティセント ー (2 階以上)	串田 1395 番 地	○	○	○		179 人
70	櫛田コミュニティセンタ ー (2 階以上)	串田 864 番 地 1	○	○	○		95 人
71	浅井コミュニティセンタ ー	島 1394 番地 1			○		1,287 人
72	水戸田コミュニティセン ター	生源寺 532 番地 3		○	○		679 人
73	大島コミュニティセンタ ー (2 階以上)	小島 703 番 地	○				878 人
74	アブリオ 3 階屋上駐車場 (2 階以上)	小島 3724 番 地	○				6,500 人
75	大島小学校 (2 階以上)	小島 675 番 地 1	○		○		5,193 人
76	大島農村環境改善センタ ー	大島北野 252 番地			○		662 人

番号	名称 ※1	住所	対象とする異常な現象				収容可能 人数※6
			洪水 ※2	崖崩 れ、土 石流及 び地滑 り ※3	地震 ※4	津波 ※5	
77	特別養護老人ホーム す ずらん4階会議室等(2階 以上)	大島北野33 番地	○		○		64人
78	いみず野農業協同組合 本店3階大ホール(2階以 上)	北野1555番 地1	○		○		205人
79	大島体育館(2階以上)	新開発300 番地	○		○		611人
80	大島くるみ病院 3階北棟 食堂・談話室(2階以上)	大島北野48 番地	○		○		85人
81	下村小学校(2階以上)	加茂中部 1051番地	○		○	○	1,313人
82	下村体育館	加茂中部843 番地			○	○	857人
83	下村コミュニティセンタ ー(2階以上)	加茂中部893 番地	○		○	○	115人

(資料：市防災・資産管理課)

- ※1 施設名に括弧書きで階数が記載してある施設は、想定される災害から安全を確保するための必要な階数とする。
- ※2 洪水による緊急避難が想定される区域における一時的な避難所として、現行の浸水想定に基づき、安全が確保される施設とする。
- ※3 崖崩れ、土石流及び地滑りによる緊急避難が想定される区域における一時的な避難所として、現行の区域指定に基づき、安全が確保される施設とする。
- ※4 地震による緊急避難が想定される区域における一時的な避難所として、現行の想定に基づき、安全が確保される施設とする。
- ※5 津波による緊急避難が想定される区域における一時的な避難所として、現行の浸水想定に基づき、安全が確保される施設とする。
- ※6 収容可能人数は、使用できない箇所、通路等を考慮し、延べ床面積の70%を有効面積とし、一人当たりの専有面積を1㎡とする。ただし、屋上部分がある施設の屋上部分の有効面積については、延べ床面積を有効面積とする。
- 避難場所収容可能人数＝建物延べ床面積×有効面積(70%)÷専有面積(1㎡)

## (2) 津波避難ビル

## ① 公共施設（市営住宅、特定公共賃貸住宅等）

(平成 30 年 3 月 1 日現在)

番号	名称 ※ 1	住所	対象とする異常な現象				収容可能 人数※ 3
			洪水	崖崩 れ、 土石 流及 び地 滑り	地震	津波 ※ 2	
1	庄川本町市営住宅 4 号棟 (2 階以上)	庄川本町 13 番 11 号				○	52 人
2	庄西市営住宅 1・2 号棟 (2 階以上)	庄西町一丁 目 3 番 20 号				○	166 人
3	本江市営住宅 1・2 号棟 (2 階以上)	本江北 379 番地				○	390 人
4	海王町市営住宅 1・2 号 棟 (2 階以上)	海王町 25 番 地				○	526 人
5	海王町市営住宅 3 号棟 (2 階以上)	海王町 21 番 地				○	336 人
6	立町特定公共賃貸住宅 (2 階以上)	立町 10 番 20 号				○	224 人
7	港町市営住宅 (2 階以 上)	港町 1 番 22 号				○	255 人
8	八幡町市営住宅 1 号棟 (2 階以上)	八幡町二丁 目 12 番 26 号				○	40 人
9	八幡町市営住宅 2・3・4 号棟 (2 階以上)	八幡町二丁 目 12 番 38 号				○	120 人
10	川の駅新湊 (2 階以上)	立町 1 番 26 号				○	150 人

(資料：市防災・資産管理課)

## ② 民間施設等

(令和8年1月1日現在)

番号	名称 ※1	住所	対象とする異常な現象				収容可能 人数※3
			洪水	崖崩 れ、 土石 流及 び地 滑り	地震	津波 ※2	
1	ケアハウス万葉(2階以上)	七美882番1				○	1,017人
2	本町サポートセンター(2階以上)	本町三丁目17番8号				○	840人
3	ケアハウス海王(2階以上)	海王町25番地				○	767人
4	アパガーデンパレスなかしんA・C棟(2階以上)	中新湊17番1号				○	1,199人
5	姫野病院(2階以上)	放生津町15番4号				○	1,350人
6	リアン放生津(2階以上)	放生津町9番24号				○	815人
7	ビレッジハウス片口1号棟、2号棟(2階以上)	片口高場242番地2				○	350人
8	ラ・メール放生津(2階以上)	放生津町3番15号				○	461人

(資料：市防災・資産管理課)

- ※1 施設名に括弧書きで階数が記載してある施設は、想定される災害から安全を確保するための必要な階数とする。
- ※2 津波による緊急避難が想定される区域における一時的な避難所として、現行の浸水想定に基づき、安全が確保される施設とする。
- ※3 収容可能人数は、一人当たりの専有面積を1㎡とする。  
 避難場所収容可能人数＝有効面積÷専有面積(1㎡)

## 9-2 市指定避難所一覧

## (1) 屋内施設

(令和8年3月1日現在)

番号	避難対象地域	区分※1	名称	住所	電話番号	緊急避難場所	避難施設の面積		収容可能人数※2
							屋内部分(m <sup>2</sup> )	屋外部分(m <sup>2</sup> )	
1	庄西町一丁目・庄西町二丁目	1次	旧・中伏木小学校	庄西町二丁目12番50号	82-8408	○	2,855	7,093	999
2		1次	庄西コミュニティセンター	庄西町一丁目17番48号	82-8461	○	957		334
3		2次	JFE ミネラル(株) 体育館	庄西町二丁目9番38号	84-4490		1,062		371
4	港町・庄川本町・本町一丁目・本町二丁目	1次	新湊コミュニティセンター	本町一丁目12番24号	82-8464	○	864		302
5		1次	富山県立新湊高等学校	西新湊21番10号	84-2330	○	10,212	24,957	3,574
6		1次	いきいき長寿館	高岡市下牧野385番地1	84-1030	○	523		183
7		2次	新湊うみいろこども園	庄川本町25番35号	92-0606	○	711.25	606.72	460
8	本町三丁目・西新湊・三日曾根・善光寺・緑町	1次	新湊交流会館	三日曾根9番18号	82-8450	○	736		257
9		1次	新湊中央文化会館(高周波文化ホール)	三日曾根3番23号	82-8400	○	10,879		3,807
10	放生津町(中町自治会)(山王町自治会)・立町・中新湊・二の丸町	1次	新湊放生津小学校	中新湊23番10号	82-8020	○	6,174	16,771	2,160
11		1次	放生津コミュニティセンター	立町10番20号	82-8460	○	671		234
12		2次	放生津保育園	中新湊17番10号	82-8011		899	718	314
13	八幡町一丁目・八幡町二丁目・八幡町三丁目・越の潟町・海王町	1次	新湊中学校	八幡町三丁目14番4号	82-8050	○	7,990	18,417	2,796
14		2次	東町東部荒屋東部公民館	八幡町二丁目3番30号			482		168
15	塚原	1次	塚原小学校	松木715番地	82-8040	○	4,863	7,630	1,702
16		1次	塚原コミュニティセンター	松木761番地	82-8463	○	671		235
17		2次	塚原保育園	松木633番地	82-8016		898	3,572	314
18		2次	高岡地区陸運事業協同組合	沖塚原747番地1	82-6060		815		285

番号	避難対象地域	区分※1	名称	住所	電話番号	緊急避難場所	避難施設の面積		収容可能人数※2
							屋内部分(m <sup>2</sup> )	屋外部分(m <sup>2</sup> )	
19	作道	1次	作道小学校	作道 913 番地	82-8035	○	5,224	18,613	1,828
20		1次	新湊南部中学校	鏡宮 193 番地 1	82-8055	○	7,509	11,412	2,628
21		1次	作道コミュニティセンター	作道 908 番地	82-8462	○	849		297
22		1次	新湊総合体育館・新湊武道館(新湊アイシン軽金属スポーツセンター)	久々湊 467 番地	82-8277	○	8,576		3,001
23		1次	射水市役所布目分庁舎別館	布目 1 番地	84-9650	○	1,319		461
24		2次	新湊つくりみちこども園	殿村 115 番地	82-8787		1,352		473
25	片口	1次	片口小学校	片口高場 48 番地	86-1393	○	5,327	8,995	1,864
26		1次	片口コミュニティセンター	片口高場 175 番地 1	86-1006	○	845		295
27		2次	片口保育園	高場新町二丁目 75 番地	86-1392		1,513	2,419	529
28	堀岡	1次	堀岡小学校	海竜町 118 番地 2	86-1026	○	4,776	15,660	1,671
29		1次	射北中学校	堀岡古明神 20 番地	86-0016	○	8,204	12,505	2,871
30		1次	堀岡コミュニティセンター	射水町一丁目 17 番地 1	86-1005	○	1,039		363
31		1次	海竜スポーツランド	海竜町 29 番地	86-8310	○	3,210		1,123
32		2次	堀岡保育園	海竜町 118 番地 4	86-3751		1,206	2,888	422
33	海老江	1次	東明小学校	海老江七軒 1347 番地	86-0050	○	6,003	11,532	2,101
34		1次	海老江コミュニティセンター	海老江 1082 番地	86-0041	○	653		228
35		1次	富山高等専門学校(射水キャンパス)	海老江練合 1 番地 2	86-5100	○	13,515	30,319	4,730
36		2次	海老江児童センター	東明東町 3 番地 5	86-1518		322		112
37		2次	海老江こども園	海老江 1057 番地	86-5050		1,142	3,923	399
38	本江	1次	本江コミュニティセンター	本江北 142 番地	51-6622	○	868		304

番号	避難対象地域	区分※1	名称	住所	電話番号	緊急避難場所	避難施設の面積		収容可能人数※2
							屋内部分(m <sup>2</sup> )	屋外部分(m <sup>2</sup> )	
39	七美	1次	七美コミュニティセンター	七美 898 番地	86-0043	○	929.49		325
40		1次	七美体育館	七美 1014 番地	86-0043		499		174
41		2次	七美幼稚園	七美 1014 番地	86-0048		456	414	159
42	三ケ	1次	富山県立小杉高等学校	三ケ 1520 番地1	55-0043	○	11,099	19,862	3,884
43		1次	三ケコミュニティセンター	三ケ 1045 番地1	55-1214	○	615		215
44		2次	小杉西部こども園	三ケ 933 番地1	55-3330		870	3,106	304
45		2次	三ケ児童館	三ケ 933 番地1	55-0780		194	282	67
46		2次	埋蔵文化財センター	三ケ 1769 番地10	55-2238		647		226
47	戸破	1次	小杉小学校	戸破 4100 番地	55-1055	○	8,229	15,300	2,880
48		1次	小杉中学校	戸破 2013 番地	56-1335	○	11,602	15,993	4,060
49		1次	いみず市民交流プラザ	戸破 4200 番地11	55-1881	○	2084.47		730
50		1次	戸破コミュニティセンター	戸破 2917 番地1	55-3948	○	718		251
51		1次	小杉文化ホール	戸破 1500 番地	56-1515	○	5,714		1,999
52		1次	小杉体育館	黒河 712 番地	56-6443	○	4,294		1,502
53		1次	小杉総合体育センター	戸破 3111 番地	55-3000	○	6,730		2,355
54		2次	小杉東部保育園	戸破 2475 番地	55-0426		883	2,251	309
55		2次	戸破児童館	戸破 2475 番地	55-0154		191	520	66
56		2次	小杉地区センター	戸破 1032 番地3	57-1636		311		109
57		2次	あおい幼稚園	戸破 4401 番地1	55-1157		1,117	1,796	390
58		2次	片山学園初等科(体育館棟アリーナ)	戸破 1511 番地5	92-3300		841		294
59	橋下条	1次	橋下条コミュニティセンター	橋下条 1771 番地	56-0175	○	984	2,442	344
60	金山	1次	金山小学校	青井谷 1648 番地	56-0090	○	2,985	6,912	1,044
61		1次	金山コミュニティセンター	青井谷 1648 番地	56-2649	○	616		215
62		2次	金山保育園	青井谷 8 番地	56-1380		458	600	160

番号	避難対象地域	区分※1	名称	住所	電話番号	緊急避難場所	避難施設の面積		収容可能人数※2
							屋内部分(m <sup>2</sup> )	屋外部分(m <sup>2</sup> )	
63	大江	1次	大江コミュニティセンター	大江 201 番地	55-0703	○	999		349
64		2次	大江保育園	大江 1464 番地	55-0050		578	1,011	202
65	黒河	1次	歌の森小学校	黒河 560 番地	56-0164	○	5,876	10,396	2,056
66		1次	富山県立大学	黒河 5180 番地	56-7500	○	34,834	72,858	12,191
67		1次	黒河コミュニティセンター	黒河 3106 番地	56-0069	○	1,069		374
68		2次	黒河保育園	黒河 3107 番地 6号	56-3312		684		239
69	池多	1次	土代公民館	土代 1664 番地	56-1835	○	239		83
70		2次	池多保育園	池多 641 番地	56-2841		365	950	127
71	太閤山	1次	太閤山小学校	橋下条 926 番地	56-3303	○	8,957	11,603	3,134
72		1次	太閤山コミュニティセンター	太閤山 8 丁目 4 番地 1	56-5381	○	999		349
73		2次	太閤山あおい園	太閤山 8 丁目 4 番地 2	56-1230		1,813		634
74	中太閤山	1次	中太閤山小学校	中太閤山 11 丁目 3 番地	56-3333	○	8,127	11,372	2,844
75		1次	中太閤山コミュニティセンター	中太閤山 19 丁目 1 番地	56-4105	○	729		255
76		2次	千成保育園	中太閤山 11 丁目 2 番地	56-1800		1,070	1,595	374
77		2次	太閤山児童館	中太閤山 13 丁目 3 番地	56-3002		196	287	68
78		2次	杉の子保育園	中太閤山 11 丁目 4 番地	56-5202		898		314
79	南太閤山	1次	南太閤山コミュニティセンター	中太閤山 13 丁目 3 番地 1	56-7823	○	933		326
80		1次	小杉南中学校	南太閤山 1 丁目 2 番地	56-5077	○	8,611	15,197	3,013
81		2次	小杉南福祉交流センター つな〜ぐ	南太閤山 3 丁目 2 番地 1	56-8725		720		252
82		2次	あいあい保育園	南太閤山 17 丁目 1 番地 1	56-4141		1076		376
83		2次	第三あおい幼稚園	南太閤山 12 丁目 22 番地	56-6560		745	3,279	260

番号	避難対象地域	区分※1	名称	住所	電話番号	緊急避難場所	避難施設の面積		収容可能人数※2
							屋内部分(m <sup>2</sup> )	屋外部分(m <sup>2</sup> )	
84	二口・八塚・常磐町・新富町	1次	大門中学校	二口 258 番地	52-0116	○	10,220	42,092	3,577
85	二口	1次	大門小学校	二口 417 番地 1	52-0072	○	10,764	12,651	3,767
86		1次	二口コミュニティセンター	二口 3051 番地	52-0064	○	796		278
87		1次	大門総合体育館	二口 3142 番地	52-4655	○	3,213		1,124
88		1次	富山県立大門高等学校	二口 1 番地 2	52-5572	○	11,219	29,325	3,926
89		1次	子ども子育て総合支援センター	二口 1081 番地	52-7410	○	2,568		899
90		2次	大門わかば幼稚園	二口 427 番地 1	52-1021		1,550	1,882	542
91		2次	保健センター	中村 38 番地	52-7070		1,045		365
92		2次	大門きらら保育園	中村 111 番地 1	52-1303		2,079		727
93		大門	1次	大門総合会館	大門 67 番地	52-0564	○	4,759	
94	1次		大門コミュニティセンター	大門 164 番地 2	52-0558	○	446		156
95	櫛田	1次	大門農村環境改善センター・コミュニティセンター	串田 1395 番地	75-2670	○	2,285		799
96		1次	櫛田コミュニティセンター	串田 864 番地 1	54-1110	○	1,787	7,400	625
97	浅井	1次	浅井コミュニティセンター	島 1394 番地 1	52-4702	○	1,838	16,000	643
98	水戸田	1次	水戸田コミュニティセンター	生源寺 532 番地 3	54-1010	○	970		339
99		2次	水戸田保育園	生源寺 127 番地 1	54-1311		1,072	1,164	375
100	小島	1次	大島コミュニティセンター	小島 700 番地 1	52-6001	○	2,168.9		759
101		2次	射水おおぞら保育園	小島 516 番地 1	51-6262		1,910	5,105	668
102	赤井・北高木・小林・土田・小島	1次	大島小学校	小島 675 番地 1	52-0201	○	10,246	11,220	3,586
103	中野・若杉・大島北野・中野社宅・さくら台・西園	1次	大島農村環境改善センター	大島北野 252 番地	52-8185	○	945		330
104	西園・新町・三島野	2次	大島南部保育園	北野(新町)1494 番地 2	52-0832		636		222

番号	避難対象地域	区分※1	名称	住所	電話番号	緊急避難場所	避難施設の面積		収容可能人数※2
							屋内部分(m <sup>2</sup> )	屋外部分(m <sup>2</sup> )	
105	今開発・本開発・新開発・赤井・鳥取・南高木	1次	大島体育館	新開発 300 番地	52-8611	○	3,967		1,388
106		2次	遊ぼ～館(大島中央公園)	新開発 424 番地	52-2094		480		168
107		2次	大島つばさ保育園	新開発 380 番地1	51-6060		1,143		400
108	下	1次	下村小学校	加茂中部 1051 番地	59-2310	○	3,741	7,066	1,309
109		1次	下村体育館	加茂中部 843 番地	59-2824	○	1,225		428
110		1次	下村コミュニティセンター	加茂中部 893 番地	59-2563	○	780		273
111		2次	下村保育園	加茂中部 817 番地1	59-2090		781	700	273

(資料：市防災・資産管理課)

※1 第1次避難所：災害発生時において第1次に開設する避難所で、主に小学校、中学校、高等学校、市コミュニティセンターとする。

第2次避難所：第1次避難所に収容しきれない場合等において第2次に開設する避難所で、第1次避難所を除く市有施設、民間施設等とする。

※2 収容可能人数は、使用できない箇所、通路等を考慮し、延べ床面積の70%を有効面積とし、一人当たりの専有面積を2㎡とする。

避難所収容可能人数＝建物延べ床面積×有効面積(70%)÷専有面積(2㎡)

## (2) 屋外施設

(平成30年3月1日現在)

番号	避難対象地域	名称	住所	面積 (㎡)	備考
1	新湊地区	三日曾根公園	三日曾根 16 番	13,237	
2	新湊地区	県民公園新港の森	二の丸町、作道	97,000	
3	新湊地区	奈呉の江西公園	奈呉の江 11 番地	33,163	
4	新湊地区	新堀東公園	新堀 31 番地	12,650	
5	新湊地区	有磯東公園	有磯二丁目 36 番地	10,000	
6	新湊地区	サン・ビレッジ新湊	有磯一丁目 6 番地 1	20,713	
7	新湊地区	足洗瀉公園	本江 2924、本江針山開 308 番地	46,296	
8	小杉地区	歌の森運動公園	黒河 687 番地	93,600	
9	小杉地区	県民公園太閤山ランド	黒河 4774 番地 6	959,000	
10	小杉地区	中山公園	太閤山 1 丁目	15,761	
11	小杉地区	大開公園	中太閤山 16 丁目	10,075	
12	小杉地区	薬勝寺池公園	中太閤山 19 丁目	196,999	
13	小杉地区	薬勝寺池南公園	南太閤山 7 丁目	31,587	
14	小杉地区	天池公園	南太閤山 11 丁目	12,184	
15	大門地区	グリーンパークだいもん	二口 3142 番地	24,964	
16	大門地区	浅井グラウンド	島 1499 番地	16,000	
17	大島地区	大島中央公園	新開発 424 番地	57,000	
18	大島地区	大島北野河川公園	北野地先	30,000	
19	下地区	下村グラウンド	加茂中部 843 番地	13,500	

(資料：市防災・資産管理課)

## (3) 福祉避難所

(令和7年3月31日現在)

番号	名称	住所	施設経営者	電話番号	備考
1	特別養護老人ホーム 射水万葉苑	朴木 211 番地 1	(福) 射水万葉会	0766-82-8282	
2	特別養護老人ホーム 射水万葉苑 短期入所	朴木 211 番地 1	(福) 射水万葉会	0766-82-8282	
3	射水万葉苑 デイサービスセンター	朴木 211 番地 1	(福) 射水万葉会	0766-82-8288	
4	射水万葉苑 本町サポートセンター (認知症対応型通所介護)	本町三丁目 17 番 8 号	(福) 射水万葉会	0766-83-7070	
5	射水万葉苑 本町サポートセンター (認知症対応型共同生活介護)	本町三丁目 17 番 8 号	(福) 射水万葉会	0766-83-7070	
6	射水万葉苑 本町サポートセンター (小規模多機能型居宅介護)	本町三丁目 17 番 8 号	(福) 射水万葉会	0766-83-7070	
7	老人保健施設 サンセリテ (介護老人保健施設)	朴木 244 番地	(医) 喜生会	0766-82-7300	
8	老人保健施設 サンセリテ (短期入所療養施設)	朴木 244 番地	(医) 喜生会	0766-82-7300	
9	老人保健施設 サンセリテ (通所リハビリテーション)	朴木 244 番地	(医) 喜生会	0766-82-7300	
10	木戸クリニック	朴木 244 番地	(医) 喜生会	0766-82-7300	
11	グループホームぬくもり	朴木 244 番地	(医) 喜生会	0766-82-7300	
12	特別養護老人ホーム 七美ことぶき苑	七美 891 番地	(福) 喜寿会	0766-86-2500	
13	特別養護老人ホーム 七美ことぶき苑短期入所	七美 891 番地	(福) 喜寿会	0766-86-2500	
14	七美ことぶき苑 デイサービスセンター	七美 891 番地	(福) 喜寿会	0766-86-4173	
15	海王デイサービス	海王町 25 番地	(医) 矢野神経内科医院	0766-83-7111	
16	海王ショートステイ	海王町 25 番地	(医) 矢野神経内科医院	0766-83-7111	
17	デイサービスセンター りらいあんず	寺塚原 188 番地	㈱カツヤマ	0766-83-7200	
18	ぶどうの木デイサービス	桜町 19 番 3 号	(有)美里会	0766-82-1880	
19	ケアサークルひばり	戸破 4466 番地 2	特定非営利活動法人 ケアサークルひばり	0766-55-8772	
20	老人保健施設 みしま野苑 一穂	三ヶ 508 番地	(医) 楽山会	0766-55-5005	

番号	名称	住所	施設経営者	電話番号	備考
21	特別養護老人ホーム エスポワールこすぎ	池多 822 番地	(福) 小杉福祉会	0766-56-1078	
22	特別養護老人ホーム エスポワールこすぎ 短期入所	池多 822 番地	(福) 小杉福祉会	0766-56-1078	
23	エスポワールこすぎ デイサービスセンター	池多 822 番地	(福) 小杉福祉会	0766-56-0871	
24	特別養護老人ホーム 大江苑	大江 333 番地 1	(福) 小杉福祉会	0766-55-8888	
25	特別養護老人ホーム 大江苑 短期入所	大江 333 番地 1	(福) 小杉福祉会	0766-55-8888	
26	大江苑 デイサービスセンター	大江 333 番地 1	(福) 小杉福祉会	0766-55-8887	
27	特別養護老人ホーム 太閤の杜	中太閤山 18 丁目 1 番地 2	(福) 小杉福祉会	0766-56-8727	
28	特別養護老人ホーム 太閤の杜 短期入所	中太閤山 18 丁目 1 番地 2	(福) 小杉福祉会	0766-56-8727	
29	太閤の杜 デイサービスセンター	中太閤山 18 丁目 1 番地 2	(福) 小杉福祉会	0766-56-8730	
30	特別養護老人ホーム こぶし園	中村 20 番地	(福) 大門福祉会	0766-52-6700	
31	特別養護老人ホーム こぶし園 短期入所	中村 20 番地	(福) 大門福祉会	0766-52-6700	
32	こぶし園 デイサービスセンター	中村 20 番地	(福) 大門福祉会	0766-52-4700	
33	特別養護老人ホーム すずらん	大島北野 33 番地	(福) ひいらぎ会	0766-52-7520	
34	特別養護老人ホーム すずらん 短期入所	大島北野 33 番地	(福) ひいらぎ会	0766-52-7520	
35	すずらん デイサービスセンター	大島北野 33 番地	(福) ひいらぎ会	0766-52-7520	
36	大島くるみ病院	大島北野 48 番地	(医) 榎の木会	0766-52-2580	
37	くるみショートケア	大島北野 48 番地	(医) 榎の木会	0766-52-4131	
38	特別養護老人ホーム 和の郷	殿村 136 番地	(福) 新湊福祉会	0766-30-2389	
39	ケアホーム新湊あいの風 (認知症対応型共同生活介護)	海王町 21 番 5 号	ユニバーサル (株)	0766-54-6444	
40	ケアホーム新湊あいの風 (看護小規模多機能型居宅介護)	海王町 21 番 5 号	ユニバーサル (株)	0766-54-6444	
41	シルバーホーム新湊あいの風	海王町 21 番 61 号	ユニバーサル (株)	0766-24-6727	
42	知的障害者援護施設 いみず苑	七美 727 番地	(福) 射水福祉会	0766-86-1126	

番号	名称	住所	施設経営者	電話番号	備考
43	風乃里水戸田 (サービス付き高齢者向け住宅)	水戸田 966 番地 1	(株)ウェルファイン	0766-53-0008	
44	風乃里水戸田 (小規模多機能型居宅介護)	水戸田 966 番地 1	(株)ウェルファイン	0766-53-0008	
45	風乃里水戸田 (認知症対応型共同生活介護)	水戸田 966 番地 1	(株)ウェルファイン	0766-53-0008	
46	橋下条テラス (短期入所生活介護)	橋下条 850 番地 1	サンシップ(株)	0766-56-8630	
47	橋下条テラス (認知症対応型通所介護)	橋下条 850 番地 1	サンシップ(株)	0766-56-8630	
48	橋下条テラス (認知症対応型共同生活介護)	橋下条 850 番地 1	サンシップ(株)	0766-56-8760	
49	橋下条テラス (小規模多機能型居宅介護)	橋下条 850 番地 1	サンシップ(株)	0766-73-6010	
50	橋下条テラス (介護あんしんアパート)	橋下条 850 番地 1	サンシップ(株)	0766-73-6010	
51	いつでも来られま放生津	放生津町 3 番 15 号 ラ・メール放 生津	(一社)福祉・介護・地域活 性化ネットワークとやま	0766-53-5626	
52	ふれあいホーム小泉 (認知症対応型通所介護)	小泉 310 番地 1	(株)ファミリーユ	0766-52-7588	
53	おうちととなり (認知症対応型通所介護)	黒河 3252 番地 1	(株)望	0766-57-1118	
54	おうちととなり (認知症対応型共同生活介護)	黒河 3252 番地 1	(株)望	0766-57-1118	
55	射水ハッピーホーム	上条 299 番地 1	(株)アンジュケア	0766-52-8808	
56	新湊 BASE やっしゅつけ	庄川本町 25 番地 12	(同)おはなけあ	0766-75-3217	
57	えみふる	黒河新 4920-1	(特非)プラスワン	0766-50-9883	

(資料：市地域福祉課)

## 9-3 浸水想定区域内における要配慮者関連施設

(令和8年3月1日現在)

番号	施設名称	所在地(住所)	庄川	小矢部川	神通川	下条川	和田川
1	七美幼稚園	七美 1014 番地	○		○		
2	大門わかば幼稚園	二口 427 番地 1	○				○
3	あおい幼稚園	戸破西楠町 4401 番地 1	○			○	
4	下村小学校	加茂中部 1051 番地	○		○		
5	東明小学校	海老江七軒 1347 番地			○		
6	新湊放生津小学校	中新湊 23 番 10 号	○				○
7	片口小学校	片口高場 48 番地	○		○	○	
8	作道小学校	作道 913 番地	○			○	○
9	塚原小学校	松木 715 番地	○				
10	大門小学校	二口 417 番地 1	○				○
11	大島小学校	小島 675 番地 1	○				○
12	小杉小学校	戸破 4100 番地	○			○	
13	射北中学校	堀岡古明神 20 番地			○		
14	新湊中学校	八幡町三丁目 14 番 4 号	○				○
15	新湊南部中学校	鏡宮 193 番地 1	○				○
16	大門中学校	二口 258 番地	○				○
17	小杉中学校	戸破 2013 番地	○			○	
18	新湊高等学校	西新湊 21 番 10 号	○				○
19	大門高等学校	二口 1 番地 2	○				○
20	小杉高等学校	三ヶ 1520 番地 1	○			○	○
21	富山情報ビジネス専門学校	三ヶ 576 番地	○			○	
22	七美ことぶき苑	七美 891 番地	○		○		
23	和の郷	殿村 136 番地	○			○	○
24	射水万葉苑	朴木 211 番地 1	○				○
25	こぶし園	中村 20 番地	○				○
26	すずらん	大島北野 33 番地	○				○
27	大江苑	大江 333 番地 1	○		○	○	

番号	施設名称	所在地（住所）	庄川	小矢部川	神通川	下条川	和田川
28	ケアハウス万葉	七美 882 番地 1	○		○		
29	セカンドホームほのか	下若 81 番地	○				
30	みしま野苑ひかり	三ケ 520 番地	○			○	
31	福祉プラザ七美	七美 879 番地 1	○		○		
32	イエローガーデン射水	七美中野 140 番地			○		
33	イエローガーデン作道	作道 909 番地 2	○			○	○
34	グループホームりらいあんす	寺塚原 188 番地	○				○
35	射水ハッピーホーム	上条 299 番地 1	○				○
36	ケアホーム春らんまん	小島 21 番地 1	○				○
37	ケアホーム橋下条テラス	橋下条 850 番地 1	○			○	
38	ふれあいホーム小泉	小泉 310 番地 1	○				
39	矢野神経内科デイケア	本町一丁目 13 番 1 号	○				○
40	山田医院	三ケ 835 番地	○			○	
41	サンセリテ	朴木 244 番地	○				○
42	みしま野苑一穂	三ケ 508 番地	○			○	
43	ケアホームほりおか	射水町一丁目 1 番地 1			○		
44	小規模多機能型居宅介護支援事業 所りらいあんす	寺塚原 66 番地 4	○				○
45	杜のつどい土合	土合 461 番地 1	○				○
46	生活支援ハウスふるさと	小島 607 番地 1	○				○
47	ぶどうの木桜町デイサービス	桜町 18 番 15 号	○				○
48	ぶどうの木デイサービス	桜町 19 番 3 号	○				○
49	ニチイケアセンターいみず	二口 3159 番地 2	○				○
50	デイサービス癒さぁ	本町一丁目 13 番 1 号	○				
51	いちにのさんぼ練合	海老江練合 570 番地	○		○		
52	いちにのさんぼデイサービス	本江後新 102 番地	○		○		
53	イヤサー新湊	放生津町 19 番 6 号	○				
54	イエトカフェ二の丸	二の丸町 1 番 2 号	○				○
55	特定非営利活動法人月と太陽	神楽町 129 番地	○				○

番号	施設名称	所在地（住所）	庄川	小矢部川	神通川	下条川	和田川
56	いみずの里デイサービス	赤井 77 番地 1	○				○
57	デイサービスわしづか	鷲塚 558 番地	○		○		
58	赤田デイサービスめぐみ	橋下条 1374 番地	○			○	
59	ケアサークルひばり	戸破 4466 番地 2	○		○	○	
60	サンプレイ足洗温泉デイサービスセンター	足洗新町一丁目 5 番地	○		○		
61	射水万葉苑本町サポートセンター	本町三丁目 17 番 8 号	○				○
62	ワークホーム悠々	三ヶ 3721 番地 8	○			○	
63	つくしの家いみず	中村 135 番地	○				○
64	通所センターさんが	三ヶ 1176 番地 1	○			○	
65	ジョブステーションさくら北部事業所	足洗新町 1 丁目 38 番地			○		
66	いみず苑	七美 727 番地	○		○		
67	ワークプラザここから	棚田 59 番地	○				
68	のぞみ	藤巻 54 番地	○				○
69	片口デイサービスわが家	片口 828	○		○	○	
70	射水多機能型就労支援センター	一条 155	○				○
71	下村保育園	加茂中部 817 番地 1	○		○		
72	新湊中部保育園	三日曾根 3 番 1 号	○				○
73	放生津保育園	中新湊 17 番 10 号	○				○
74	片口保育園	高場新町 2 丁目 75 番地	○		○	○	
75	新湊つくりみちこども園	殿村 115 番地	○			○	○
76	塚原保育園	松木 633 番地	○				
77	大門きらら保育園	中村 111 番地 1	○				○
78	射水おおぞら保育園	小島 516 番地 1	○				○
79	大島南部保育園	北野 1494 番地 2	○				○
80	大島つばさ保育園	新開発 380 番地 1	○				○
81	大江保育園	大江 1464 番地	○		○	○	
82	小杉西部こども園	三ヶ 933 番地 1	○			○	
83	小杉東部保育園	戸破 2475 番地	○			○	

番号	施設名称	所在地（住所）	庄川	小矢部川	神通川	下条川	和田川
84	海老江こども園	海老江 1057 番地			○		
85	フレンズ	三ヶ伊勢領 2467 番地	○			○	
86	下村児童館	加茂中部 838 番地 2	○		○		
87	海老江児童センター	東明東町 3 番地 5			○		
88	大門児童館	二口 1081 番地	○				○
89	大島児童館	小島 677 番地	○				○
90	東明学級	海老江七軒 1347 番地（東明小学校内）			○		
91	さくら・こぼと学級	中新湊 23 番 10 号（新湊放生津小学校内）	○				○
92	とねりこ学級	片口高場 48 番地（片口小学校敷地内）	○		○	○	
93	道の子学級	作道 913 番地（作道小学校内）	○			○	○
94	たんぼぼ学級	二口 417 番地 1（大門小学校内）	○				○
95	風の子学級	島 1386 番地（浅井コミュニティセンター体育館内）	○				○
96	A S U K A 学級わかば組	小島 675 番地 1（大島小学校内）	○				○
97	A S U K A 学級ポプラ組	小島 677 番地（大島児童館内）	○				○
98	ひばり学級	戸破 2475 番地（戸破児童館敷地内）	○			○	
99	すこやか学級	戸破 4100 番地（小杉小学校内）	○			○	
100	姫野病院	放生津町 15 番 4 号	○				○
101	射水市民病院	朴木 20 番地	○				○
102	真生会富山病院	下若 89 番地 10	○				
103	大島くるみ病院	大島北野 48 番地	○				○
104	グリーンヒルズ若草病院	藤巻 51 番地 2	○				○
105	尾島クリニック	桜町 16 番 18 号	○				
106	道振整形外科医院	二口 446 番地 1	○				○
107	藤田クリニック	二口 458 番地 15	○				○
108	浅山外科胃腸科医院	八塚 478 番地 2	○				○
109	レディースクリニックむらた	橋下条 1483 番地 1	○			○	
110	たちなみ歯科口腔外科クリニック	戸破 3955 番地 1	○			○	
111	金山小学校	青井谷 1648 番地				○	

番号	施設名称	所在地（住所）	庄川	小矢部川	神通川	下条川	和田川
112	デイサービス雅小杉	戸破 1677 番地 1	○				
113	ケアホーム新湊あいの風	海王町 21 番地 5	○				
114	ケアハウス海王	海王町 25 番地	○				
115	海王ショートステイ	海王町 25 番地	○				
116	新湊 BASE やっしやっけ	庄川本町 25 番 12 号	○	○			
117	いみず苑 きずな	三ケ 3316 番地 1	○			○	○
118	COCORO	串田 1387 番地 3	○				○
119	紙飛行機	作道 63 番地 6	○				○
120	さくらグループホーム北部	足洗新町一丁目 35 番地			○		
121	ガチョック	戸破 1893 地	○			○	
122	る・ふっくらん	八塚 282 番地 8	○				○
123	シビックプライド新湊	三日曾根 9 番 18 号	○				○
124	チップスイみず	三ケ 1417	○			○	
125	チャレンジャー	三ケ 2524-1	○			○	
126	新湊うみいろこども園	庄川本町 25 番 35 号	○				○
127	歌の森キッズよつば	戸破 1032 番地 3	○			○	
128	新湊児童室	本町一丁目 12 番 24 号	○				○
129	みつば広場	庄西町一丁目 17 番 48 号	○				
130	あっかり広場	片口高場 175 番地 1	○		○	○	
131	堀岡児童室	射水町一丁目 17 番地 1			○		
132	本江きらきら広場	本江北 142 番地			○		
133	塚原児童室	松木 761 番地	○				
134	おおしまスポーツクラブさんさん広場	新開発 300 番地	○				○
135	片山学園初等科（体育館棟アリーナ）	戸破 1511 番地 5	○				

※浸水深の想定が 0.5m未満の事業所は床上浸水以上の被害にはならないことを考慮し対象の施設から除外

※河川の浸水想定は想定最大規模によるものを災害想定とした。

9-4 備蓄物品等の状況

(令和7年11月1日現在)

地区	備蓄倉庫	食料					毛布	トイレ					敷きマット	
		ビスコ	クッキー	アルファ米	レトルト米	パン缶		簡単トイレ	災害対策用 トイレセット	スケットトイレ	ボックストイレ	携帯トイレ		
		(食)	(食)	(食)	(食)	(食)		(枚)	(セット)	(セット)	(セット)	(セット)		(セット)
小杉地区	アルビス小杉総合体育センター						60						100	
	富山県立大学	1020		400										
	小杉中学校	1,320		750			500			500			1700	430
	小杉南中学校	677		650			263		100				1400	160
	小杉体育館						50							
	金山小学校	600		150			100						400	50
	太閤山小学校	1372		100			374		100				1300	317
	小杉小学校	1380		200			497						1800	302
	中太閤山小学校	1260		250			200						1200	210
	歌の森小学校	1327		350			367						1400	285
	いみず市民交流プラザ												1000	
	三ヶコミュニティセンター						20						100	20
	戸破コミュニティセンター						10							10
	橋下条コミュニティセンター						20						100	20
	金山コミュニティセンター						20						100	30
	大江コミュニティセンター						40						100	40
	黒河コミュニティセンター						40						100	40
	池多コミュニティセンター						10							10
	太閤山コミュニティセンター						30						100	30
	中太閤山コミュニティセンター						40						100	40
南太閤山コミュニティセンター						40						100	40	
新湊地区	アパカーテンパレスなかしん						20					10		
	港町市営住宅						100	200						
	道の駅新湊	3900		2700			180				100	11500	120	
	旧中伏木小学校						180		500		50		150	
	新湊総合体育館						100						50	
	新湊南部中学校	600		50	450		350		1,000				350	
	片口小学校	721		150			235		100			900	140	
	新湊放生津小学校	1580		130	100		120		500			300	104	
	東明小学校	1080		200			302		1,000			300	390	
	堀岡小学校	720		400			120			400		400	140	
	塚原小学校	660		78	50		110		100			600	100	
旧新湊中部保育園						278		100			1000	94		

地区	備蓄倉庫	食料					毛布	トイレ					敷きマット
		ビスコ	クッキー	アルファ米	レトルト米	パン缶		簡単トイレ	災害対策用 トイレセット	スケットトイレ	ボックストイレ	携帯トイレ	
		(食)	(食)	(食)	(食)	(食)		(枚)	(セット)	(セット)	(セット)	(セット)	
新湊地区	新湊中学校	540		150	450		223					1100	160
	射北中学校	591		248	463		385					1500	360
	作道小学校	913		100			320					1200	200
	放生津コミュニティセンター						40					100	40
	新湊コミュニティセンター						20					100	20
	庄西コミュニティセンター			100			80	500				100	80
	作道コミュニティセンター						20					100	20
	片ロコミュニティセンター						40					100	40
	堀岡コミュニティセンター						64					100	59
	海老江コミュニティセンター						40					100	40
	七美コミュニティセンター						90					100	190
本江コミュニティセンター						20					100	30	
大門地区	旧大門庁舎車庫棟	2180	2064	300			258						2086
	子ども子育て総合支援センター							2000			115	18,000	
	大門中学校	960	192	750			500		100			2700	240
	大門総合体育館						93						80
	大門総合会館									1,000		500	
	大門農村環境改善センター・コミュニティセンター										50		
	大門小学校	1927		450			500		100			2,300	215
	浅井コミュニティセンター						40					100	40
	櫛田コミュニティセンター						40					100	40
	水戸田コミュニティセンター						40					100	40
	二口コミュニティセンター						10					100	10
大門コミュニティセンター						40					100	40	
大島地区	市役所本庁舎	1204	468	61	39	240	278					1600	240
	大島庁舎	300		300			150			1,000		7,000	200
	ヨシダ大島体育館						50						82
	大島コミュニティセンター						40				50	200	40
	大島小学校	1680		250			500		100			2,200	268
下地区	下村コミュニティセンター						60				50	100	60
	下村小学校	463		399			60			500		600	110
	下村体育館						50					1000	20
	計	28,975	2,724	9,666	1,552	240	8,827	2,200	4,300	3,400	425	67,500	8,722

(資料：市防災・資産管理課)

## 9-5 指定文化財一覧

(平成22年9月1日現在)

指定区分	種別	名称	員数	所有者又は管理者	指定年月日
国指定	歴史資料	石黒信由関係資料	6,390点	(一財)高樹会	昭和59年6月6日 追加指定 平成10年6月30日 令和1年7月23日 令和5年6月27日
	無形民俗文化財	越中の稚児舞		加茂神社神事伝承会	昭和57年1月14日
	無形民俗文化財	放生津八幡宮祭の曳山・築山行事		射水市	令和3年3月11日
	史跡	小杉丸山遺跡		富山県	平成2年3月8日
	史跡	串田新遺跡		射水市	昭和51年9月20日
県指定	絵画	絹本著色観経浄土変相図	1幅	曼陀羅寺	昭和40年1月1日
	絵画	絹本著色青不動	1幅	曼陀羅寺	昭和49年7月1日
	彫刻	銅造地藏菩薩立像	1軀	蓮王寺	昭和40年1月1日
	彫刻	木造阿弥陀如来立像	1軀	躰玄寺	昭和52年4月12日
	彫刻	木造不動明王立像	1軀	福王寺	昭和59年2月22日
	彫刻	木造阿弥陀如来坐像	1軀	福王寺	昭和59年2月22日
	彫刻	木造毘沙門天立像	1軀	福王寺	昭和60年9月12日
	工芸品	越中瀬戸焼香炉	1口	蓮王寺	昭和40年1月1日
	工芸品	専念寺の銅鐘	1口	専念寺	昭和40年1月1日
	工芸品	刀銘國次(宇多)	1口	竹脇正道	昭和42年3月25日
	歴史資料	高樹文庫資料	6,059点	(一財)高樹会	昭和40年1月1日
	無形民俗文化財	下村加茂神社やんさんま		加茂神社神事伝承会	昭和42年3月25日
	無形民俗文化財	放生津八幡宮の築山行事		放生津八幡宮文化財保存会	昭和57年1月18日
	無形民俗文化財	下村加茂神社の御田植祭		加茂神社神事伝承会	平成6年2月24日
	無形民俗文化財	新湊のボンボコ祭り		西宮神社文化財保存会	平成16年7月16日
	史跡	大塚古墳		射水市	昭和40年1月1日
	史跡	中山南遺跡		富山県	昭和50年7月8日
	史跡	水上谷遺跡		富山県	昭和50年7月8日
	史跡	囲山遺跡		富山県	平成5年4月9日
	天然記念物	串田のひいらぎ	1本	大澤猛	昭和40年1月1日
天然記念物	専念寺の傘松	1本	専念寺	昭和40年1月1日	
天然記念物	西広上のあしつきのり		射水市	昭和40年1月1日	
天然記念物	日の宮社叢		日宮社	昭和40年10月1日	

指定区分	種別	名称	員数	所有者又は管理者	指定年月日
	天然記念物	今開発の大ヒイラギ	1本	松長敏美	昭和42年 9月26日
市指定	建造物	加賀藩旧本陣座敷	1棟	加茂社	昭和33年10月10日
	建造物	鐘楼門	1棟	光専寺	昭和36年 7月11日
	建造物	今開発の四方四仏多層塔	1基	射水市	昭和53年 7月 8日
	建造物	加茂社本殿	1棟	加茂社	昭和61年12月24日
	建造物	大島町の地藏堂	3棟	射水市	平成16年 5月18日
	建造物	六渡寺日枝神社山王鳥居附玉垣	1棟	六渡寺自治会	平成16年12月24日
	建造物	放生津八幡宮拜殿附棟札	1棟	放生津八幡宮文化財保存会	平成16年12月24日
	絵画	菅公画像	1幅	曼陀羅寺	昭和45年 5月 1日
	絵画	絹本著色来迎三尊之図	1幅	大宝寺	昭和47年 3月28日
	絵画	絹本著色仏涅槃図	1幅	大楽寺	昭和61年 3月25日
	絵画	絹本著色二尊連座尊像	1幅	妙安寺	平成元年 3月27日
	彫刻	加賀藩備荒倉額	1面	老田伸子	昭和33年10月10日
	彫刻	高寺大仏	1軀	蓮王寺	昭和33年10月10日
	彫刻	木造狛犬	1対	十社大神	昭和33年10月10日
	彫刻	木造神馬	1対	十社大神	昭和33年10月10日
	彫刻	木造釈迦如来立像	1軀	薬勝寺	昭和33年10月10日
	彫刻	木造千手観音立像	1軀	十社大神	昭和38年 5月 2日
	彫刻	木造阿弥陀如来立像	1軀	十社大神	昭和38年 5月 2日
	彫刻	木造聖観音立像	1軀	十社大神	昭和38年 5月 2日
	彫刻	木造千手観世音菩薩坐像	1軀	翁徳寺	昭和40年12月 4日
	彫刻	曼陀羅寺の四天王	4軀	曼陀羅寺	昭和42年 9月30日
	彫刻	気比住吉社の狛犬	1対	奈呉町・古新町自治会	昭和45年 9月18日
	彫刻	放生津八幡宮の狛犬	1対	放生津八幡宮文化財保存会	昭和45年 9月18日
	彫刻	六渡寺日枝神社の三体仏	3軀	六渡寺自治会	昭和45年 9月18日
	彫刻	阿弥陀如来立像	1軀	乗善寺	昭和47年 3月28日
	彫刻	地藏菩薩立像(延命地藏)	1軀	光明寺	昭和48年 5月25日
	彫刻	木造阿弥陀如来立像	1軀	個人所有	昭和51年 2月20日
	彫刻	能面「翁面・三番叟」	2面	十社大神	昭和52年12月 9日
	彫刻	阿弥陀如来立像	1軀	大楽寺	昭和53年 2月 1日
	彫刻	中野の板碑	1基	射水市	昭和53年 7月 8日
彫刻	木造阿弥陀如来立像	1軀	光専寺	昭和54年10月12日	
彫刻	木造地藏菩薩立像	1軀	善久寺	昭和54年10月12日	

指定区分	種別	名称	員数	所有者又は管理者	指定年月日
市指定	彫刻	木造十一面観世音菩薩立像	1軀	永久寺	昭和54年10月12日
	彫刻	木造十一面千手観世音菩薩立像	1軀	薬勝寺	昭和54年10月12日
	彫刻	光明寺薬師如来座像	1軀	光明寺	昭和57年3月26日
	彫刻	放生津八幡宮箱獅子	1軀	放生津八幡宮文化財保存会	昭和59年5月25日
	彫刻	公道神社古神像	13軀	広上神社	昭和61年3月26日
	彫刻	鍍絵「恵比須・大黒」「鶴・亀」	2点	射水市	平成元年3月27日
	工芸品	獅子頭	1頭	加茂社	昭和33年10月10日
	工芸品	瑞鳳花文鏡	1面	個人所有	昭和33年10月10日
	工芸品	梵鐘	1口	西土寺	昭和33年10月10日
	工芸品	石灯籠	2基	薬勝寺	昭和38年5月2日
	工芸品	半鐘	1口	薬勝寺	昭和38年5月2日
	工芸品	奉納絵馬額	1面	十社大神	昭和38年5月2日
	工芸品	古越前大かめ	1個	金刀比羅神社	昭和47年3月28日
	古文書	久証寺古文書	1点	久証寺	昭和38年5月2日
	古文書	渋谷家古文書	2点	渋谷靖彦	昭和38年5月2日
	古文書	薬勝寺古文書	2点	薬勝寺	昭和38年5月2日
	古文書	専念寺の制札	1幅	専念寺	昭和42年9月30日
	古文書	神保長職文書	1通	源秀子	昭和45年9月18日
	古文書	前田利長文書	1通	源秀子	昭和45年9月18日
	古文書	前田長種文書	1通	源秀子	昭和45年9月18日
	古文書	塩問屋松屋文書	525通	泉田努	昭和50年1月1日
	古文書	神保長住制札	1通	射水市	平成7年7月28日
	古文書	金木家文書	318通	射水市	平成12年2月25日
	古文書	汐海家文書	10,645通	射水市	平成12年2月25日
	古文書	柴屋文書	354通	射水市	平成12年2月25日
	古文書	野上家文書	378通	射水市	平成12年2月25日
	書跡	本願寺蓮如六字御名号(光山寺)	1幅	光山寺	昭和47年3月28日
	書跡	大楽寺御名号本尊	1幅	大楽寺	昭和50年1月1日
	書跡	本願寺蓮如六字御名号(西還寺)	1幅	西還寺	昭和50年1月1日
	書跡	神社号「八幡宮」	1幅	放生津八幡宮文化財保存会	昭和53年2月1日

指定区分	種別	名称	員数	所有者又は管理者	指定年月日
市指定	書跡	神社号「放生津八幡宮」	1巻	放生津八幡宮文化財保存会	昭和53年2月1日
	歴史資料	折橋家文書	11,205点	個人所有	平成20年2月21日
	有形民俗文化財	放生津八幡宮祭り曳山車	13基	13か町自治会	昭和43年9月30日
	有形民俗文化財	模型和船	1艘	射水市	昭和47年3月28日
	有形民俗文化財	火事場火消装束	15点	泉田努	昭和51年6月29日
	有形民俗文化財	海老江加茂社祭礼曳山車	3基	3か町自治会	昭和52年9月1日
	有形民俗文化財	小島の石名橋	1基	射水市	昭和53年7月8日
	有形民俗文化財	船霊		射水市	昭和54年7月1日
	有形民俗文化財	放生津八幡宮昆布の絵馬	1点	放生津八幡宮文化財保存会	平成11年3月26日
	有形民俗文化財	納枿	1個	個人所有	平成15年4月1日
	有形民俗文化財	獅子頭	2頭	加茂神社神事伝承会	平成16年4月15日
	有形民俗文化財	大門神社・枇杷首神社 秋季祭礼曳山車	4基	4か町自治会	平成17年3月25日
	有形民俗文化財	聖観音石像	1軀	阿弥陀寺	平成17年4月5日
	無形民俗文化財	澗建のえびす様渡し		市内6澗建	昭和56年1月22日
	無形民俗文化財	赤井の獅子舞		赤井親子獅子舞保存会	昭和61年6月18日
	無形民俗文化財	黒河夜高祭		黒河夜高祭保存会	平成2年3月26日
	無形民俗文化財	新湊めでた		新湊めでた保存会	平成16年12月24日
	無形民俗文化財	鱈分け神事		加茂神社神事伝承会	平成17年8月9日
	史跡	射水砺波郡奉行所跡		個人所有	昭和33年10月10日
	史跡	上野遺跡		射水市	昭和33年10月10日
	史跡	加賀藩高札場跡		老田伸子	昭和33年10月10日
	史跡	加賀藩作食蔵跡		射水市	昭和33年10月10日
	史跡	加賀藩備荒倉跡		個人所有	昭和33年10月10日
	史跡	加茂社神事馬場跡		加茂社	昭和33年10月10日
	史跡	旧北陸道一里塚		三ヶ自治会	昭和33年10月10日
	史跡	旧北陸道道しるべ		個人所有	昭和33年10月10日
	史跡	小杉伊勢領遺跡		三ヶ自治会	昭和33年10月10日
	史跡	三十三塚		黒河自治会	昭和33年10月10日
	史跡	中山中遺跡		射水市	昭和33年10月10日
	史跡	日宮城跡		個人所有	昭和33年10月10日

指定区分	種別	名称	員数	所有者又は管理者	指定年月日
市指定	史跡	寺林瀬兵衛之墓		福寿寺	昭和38年5月2日
	史跡	道番の道標	1基	道番自治会	昭和45年9月18日
	史跡	五輪塔	2基	蓮王寺	昭和48年6月12日
	史跡	三ヶ新の道標	1基	庄東自治会	昭和49年1月29日
	史跡	鳥取の里		射水市	昭和50年11月3日
	史跡	早稲の香匂碑	1基	放生津八幡宮文化財保存会	平成元年7月28日
	史跡	谷昌寺		谷昌寺	平成3年4月25日
	史跡	放生津城跡		射水市	平成15年7月24日
	名勝	女池		黒河土地改良区	昭和33年10月10日
	名勝	兜山公園		射水市	昭和33年10月10日
	名勝	経嶽山		翁徳寺	昭和33年10月10日
	天然記念物	うらじろ榿	1本	射水市	昭和37年9月28日
	天然記念物	シロエビ群遊海面		富山県	昭和44年3月3日
	天然記念物	水島柿		片口・七美・作道自治会	昭和50年1月1日
	天然記念物	ウワミズザクラ	1本	十社大神	昭和52年12月9日
	天然記念物	紐体類(おいらん)生息海域		富山県	昭和57年3月26日
国登録	登録	大楽寺本堂	1棟	大楽寺	平成9年6月12日
	登録	大楽寺庫裏	1棟	大楽寺	平成9年6月12日
	登録	射水市小杉展示館	1棟	射水市	平成11年11月18日
	登録	牧田組本社 (旧南島商工本店)	1棟	牧田和樹	平成14年2月14日
	登録	竹内組本社 (旧小杉町役場庁舎)	1棟	射水市	平成26年10月7日
	登録	旧田中家住宅主屋	1棟	NPO法人アポロン	平成29年10月27日
	登録	旧田中家住宅離れ	1棟	NPO法人アポロン	平成29年10月27日
	登録	旧田中家住宅庭門	1棟	NPO法人アポロン	平成29年10月27日
	登録	旧伏木港右岸三号岸壁水 平引込式クレーン	1基	伏木港右岸3号クレーン保存会	令和元年12月5日
	登録	吉田家住宅主屋	1棟	個人所有	令和5年8月7日
	登録	吉田家住宅石蔵	1棟	個人所有	令和5年8月7日
	登録	吉田家住宅土蔵	1棟	個人所有	令和5年8月7日
	登録	吉田家住宅板塀	1棟	個人所有	令和5年8月7日

(資料：市教育委員会生涯学習・スポーツ課)

10-1 電力施設(富山新港火力発電所)

(平成25年4月1日現在)

1 特定事業所の概要	特定事業所名	北陸電力(株) 富山新港火力発電所			防災管理者職	富山新港火力発電所所長			
	所在地	〒933-0226 射水市堀江千石1番地			副防災管理者	7名(次長2、当直長5)			
	特定事業者名	取締役社長 久和 進			防災担当部署・職名等	業務課長			
	住所	〒930-8686 富山市牛島町15番1号			連絡電話番号	昼 86-1511 夜間・休日 86-1516			
	事業所区分	第1種事業所			従業員数	従業員(防災担当)	179(25)名		
	業態	電気業(発電所)				関係会社(防災担当)	82( )名		
	操業年月日	昭和46年9月23日				計(防災担当)	261(25)名		
	資本金	1,176億円			勤務体制	平日昼間(防災担当)	192(25)名		
	主要製品及び生産能力	電力150万KW				会社夜間(防災担当)	18(10)名		
						休日(防災担当)	18(10)名		
工場レイアウト m <sup>2</sup>	総面積	製造施設地区	貯蔵施設地区	入出荷施設地区	用役施設地区	事務管理施設地区	その他施設地区		
	447,233								
2 石油等の貯蔵・取扱・処理量	石油類(kℓ)				高圧ガス処理量(千Nm <sup>3</sup> /D)				
	貯蔵量		取扱量						
	種類	数量	種類	数量	種類	数量	種類	数量	
	第1石油類	86,700.7	第1石油類	24,794.0					
	第2石油類	479.0	第2石油類	252.0					
	第3石油類	123,425.2	第3石油類	24,577.0					
	第4石油類	39.0	第4石油類	256.6					
	計	210,643.9	計	49,879.6	計				
	石油以外の第4類危険物(kℓ)				第4類以外の危険物(t)				
	貯蔵量		取扱量		貯蔵量		取扱量		
	品名	数量	品名	数量	品名	数量	品名	数量	
	計		計		計		計		
	指定可燃物(t)				高圧ガス以外の可燃性ガスの貯蔵量・取扱量・処理量(千Nm <sup>3</sup> /D)	石炭法の毒劇物(t)			
	貯蔵量		取扱量			毒物		劇物	
	品名	数量	品名	数量	品名	数量	品名	数量	
	グリース	1					液体アンモニア	66	
石炭	150,000								
計	150,001	計		計		計	66		
毒劇法の毒劇物(t)				放射性同位元素					
毒物		劇物		核種	量(Bq) 密封・非密封の別	使用目的			
品名	数量	品名	数量						
		塩酸性ソーダ	36						
		濃硫酸	186						
			36						
計		計	258						

3 危険物施設等の状況	第4類危険物取扱量の指定数量に対する倍数		石油類貯蔵量の指定数量に対する倍数		最も高い危険物施設(石油類)の高さ(m)								
	136,553倍		495,702倍		屋外貯蔵タンク		その他の建物、工作物						
	6号タンク		20.3		発電所本館		59.5						
	最大屋外タンク(石油類)の直径(m)				移送取扱所の配管・延長等								
	浮き屋根型タンクの直径	その他の型のタンクの直径				口径		延長(m)		最大常用圧力(kg/cm <sup>2</sup> )			
		第1・2石油類貯蔵タンク		第3・4石油類貯蔵タンク		355.6A 2条		1,721		7			
	原油	軽油	重油										
	50.3	7.7	46.5										
	屋外貯蔵タンク(石油類)の容量別タンク基数				屋外貯蔵タンク(石油類)の直径基数								
		外部浮きぶた	内部浮きぶた	その他	計		外部浮きぶた	内部浮きぶた	その他	計			
	1,000kl未満			2	2	24m未満			3	3			
	1,000kl-1kl			1	1	24m-34m未満							
	1万kl-5万kl	5		2	7	34m-50m未満			2	2			
	5万kl-10万kl					50m-60m未満	5			5			
	計	5		5	10	60m以上							
高圧ガス貯槽の容量別基数(基)													
		球形タンク			その他のタンク			計					
100t未満					2			2					
100t-500t未満													
500t-1,000t未満													
1,000t-5,000t未満													
計					2			2					
4 防災資機材の状況	防災要員(名)			消防隊員(名)			化学消防自動車(台)						
	専任	兼任	計	専任	兼任	計	大型	甲種	乙種	その他			
	4	13	17				1						
	泡放水泡(基)		防水銃(基)	耐熱服(着)	空気酸素呼吸器(基)	消火薬剤(kl)				オイルフェンス		油吸着剤(kg)	油処理剤(kl)
	大型	普通				蛋白系	界面活性剤	耐アルコール	水成膜	粉末(kg)	A型(m)		
	1			3	8	8	11.2				1,620	1,000	1.8
	5 特定防災施設等の状況	流出防止油堤	容量		114,142 m <sup>2</sup>		最大防油堤の容量		35,449 m <sup>2</sup>				
			総延長		1,609 m		最大防油堤の最大タンクの容量		30,000 kl				
		消火用屋外給水施設	水源	種別	貯水槽 3基		加圧ポンプ	全揚程		100 m			
				水量	8,125 m <sup>3</sup>			基数		5基			
消火栓の個数			34基		吐出量			36,670 l/min					
配管の総延長			1,958 m		非常電源の種別			非常電源専用受電設備					
非常通報設備の種別		専用電話、一般加入電話、防災相互無線											

(資料：北陸電力(株)富山新港火力発電所)

## 10-2 都市ガス施設

事業所名	所在地	電話番号	ガスタンク	
			容量×基数	所在地
日本海ガス(株)	〒930-0854	(076)	○ 球形ガスホルダー	
	富山市城北町 2-36	441-1811	7,000m <sup>3</sup> ×8.5kg/cm <sup>2</sup> 1基 5,000m <sup>3</sup> ×8.5kg/cm <sup>2</sup> 1基	射水市 中太閤山 6 丁目
			○ ガス圧送機	
			3,200m <sup>3</sup> /h (165kW) 2台	
			3,000m <sup>3</sup> /h (210kW) 1台	
			○ 整圧器	
			口径 150 mm 2台	
			口径 75 mm 1台	

(資料：富山県地域防災計画資料編)

## 10-3 簡易ガス施設

事業所	供給先			対象戸数
	貯蔵量	名称	所在地	
富山日通プロパン販売(株)	1.5t	雇用促進住宅二口宿舍	射水市二口 2418	80
日本海ガス(株)	9.4t	小島団地	射水市小島	384
	2.0t	下村住宅企業団地	射水市白石	101
	2.4t	三ヶ野団地	射水市射水市三ヶ	201
	2.5t	上条団地	射水市上条	126
	1.7t	いぶき野ニュータウン	射水市戸破	77
	1.7t	八塚団地	射水市八塚、小島	92
	2.9t	ほたる野ヴィレッジ	射水市広上	167

(資料：富山県地域防災計画資料編)

## 10-4 給水車両等保有状況及び災害時利用可能水量等の状況

## (1) 水道事業者の給水車両等の保有状況

(令和7年11月1日現在)

車両 (台)		給水タンク (個)				ポリタンク等 (個)		非常用飲料水袋	
給水車・貨物車	その他	2トン	1.5トン	1トン	その他	20L	10L	10L	10L未満
貨物車 2 給水車 1	0	2	0	4	6 (簡易給水タンク500ml)	101	50	0	5,027

## (2) 配水池の現況

(令和7年11月1日現在)

	配水池 (池)	容量 (m <sup>3</sup> )
上水道事業	9	30,760

## (3) 緊急遮断弁が設置されている配水池の現状

(令和7年11月1日現在)

配水池 (池)	2
有効容量 (m <sup>3</sup> )	16,500

## (4) 水道災害対策緊急連絡管について

(令和7年11月1日現在)

連絡市町村	送水能力 (m <sup>3</sup> /h)
高岡市～射水市	125
富山市～射水市	362.5 富山→射水 354.2 射水→富山

(資料：市上下水道業務課)

## 11-1 市内ごみ処理施設一覧

処 理 内 容	施 設 名	電話番号	能 力	所 在 地
ごみ焼却処理施設	クリーンピア 射水	55-2730	焼却炉：138 t/日 溶融炉：12t/日 (休止中)	射水市西高木 1150
廃棄物再生利用施設	ミライクル館	55-8650	8.74 t/日	射水市西高木 1150
一般廃棄物 最終処分場	野手埋立処分所	56-0585	—	射水市 入会地字笹鎌野 90

(資料：市環境課)

## 11-2 し尿処理施設

施設名	電話番号	処理能力	所在地
射水市衛生センター	82-8475	42 kl/日	射水市寺塚原 904

(資料：市環境課)

## 11-3 し尿収集業務受託者及び車両等

し尿収集業務受託者	所在地	電話番号	車種	積載量	台数
新高清掃株式会社	射水市本開発 550	55-1373	糞尿車	3.0kl	1
				3.5kl	1
				3.7kl	1
				5.0kl	1
(株)アースクリーン 21	射水市寺塚原 905-3	84-6648	糞尿車	1.9kl	1
				3.6kl	1
				4.9kl	1
				5.0kl	1
				10.0kl	1

(資料：市環境課)

## 11-4 防疫用機材

名称		数量	保有場所
動力噴霧器	大型	1	クリーンピア射水
	小型	0	〃
煙霧機	肩掛け式	2	〃
	自走式(リヤカー)	1	〃
ミストファン		2	保健センター

(資料：市環境課)

## 11-5 薬剤所要量の算出方法

## (1) 消毒方法

区 分	薬剤の種類	薬剤量の算出方法
床上浸水家屋 (全壊・半壊・流出を含む。)	クレゾール ゾール剤 普通石灰 クロールカルキ	床上浸水戸数×200 g 床上浸水戸数×40 g 床上浸水戸数×6k g 井戸の数 ×200 g
床下浸水家屋	クレゾール ゾール剤 普通石灰 クロールカルキ	床下浸水戸数×50 g 床下浸水戸数×40 g 床下浸水戸数×6k g 井戸の数 ×200 g

(資料：市健康推進課)

## (2) 昆虫駆除

区 分	薬剤の種類	薬剤量の算出方法
床上浸水家屋 (全壊・半壊・流出を含む。)	ダイアジノン等油剤	床上浸水戸数×1.4 リットル
床下浸水家屋	ダイアジノン等油剤	床下浸水戸数×0.7 リットル

(資料：市環境課)

## 11-6 埋・火葬施設

## (1) 埋葬施設

施設名	所在地	電話番号	備考
射水市営太閤山公園墓苑	射水市入会地字赤坂 11 番地 1	51-6624	
射水市営南郷霊園	射水市串田字鳥越 223 番地	〃	
射水市営大島墓地	射水市小島 3623 番地	〃	

## (2) 火葬施設

火葬場名	所在地	電話番号 FAX番号
射水市斎場	射水市寺塚原 128 番地 1	82-8476 82-8708

(資料：市環境課)

## 12-1 相互応援協定等一覧表

(令和8年3月1日現在)

区分	協定名	協定先	協定締結日
国関係	光ケーブルネットワークを活用した防災情報の共有化に関する基本協定	国土交通省北陸地方整備局富山河川国道事務所	平成16年4月1日
	「道の駅 カモンパーク新湊」防災施設利用に関する覚書	国土交通省北陸地方整備局富山河川国道事務所	平成22年8月24日
県関係	富山県消防防災ヘリコプター応援協定	富山県	平成8年3月28日
	警察署使用不能時における施設使用に関する協定	射水警察署	平成24年8月10日
	富山県市町村消防相互応援協定	県内市町村	昭和44年2月7日
	大規模災害時における「チームとやま」による相互応援等に関する協定	富山県、県内市町村	令和8年1月19日
市町村関係	隣接市町村防災協力体制協定	富山市	昭和55年2月14日
	高岡市と射水市との防災相互応援協定	高岡市	平成17年11月28日
	災害時の相互応援協定	長野県千曲市	平成18年7月26日
	災害時における相互応援協定	東京都荒川区	平成26年7月15日
	災害時における相互応援協定	愛知県稲沢市	平成27年11月25日
	原子力災害時における掛川市民の県外広域避難に関する協定	静岡県掛川市	令和元年11月20日
情報通信関係	射水市と射水ケーブルネットワーク株式会社との災害時における緊急放送及び緊急情報提供に関する相互協定	射水ケーブルネットワーク(株)	平成29年8月1日
	災害情報に関する放送の実施協定	(株)エフエムいみず	平成29年4月1日
	非常時非常無線通信の協力に関する協定	射水市アマチュア無線非常通信協議会	平成24年5月8日
	災害に係る情報発信等に関する協定	ヤフー(株)	平成25年4月1日
	特設公衆電話の設置・利用に関する覚書	西日本電信電話株式会社富山支店	令和3年9月16日
飲料・生活物資、燃料供給、資機材関係	メッセージボード等搭載自動販売機の運用及び災害時における協力に関する協定	北陸ココ・コーラボトリング(株)	平成18年9月6日
	災害時における物資供給に関する協定	NPO法人コメリ災害対策センター	平成19年7月5日
	災害時における生活必需物資の供給に関する協定	(株)大阪屋ショップ	平成19年10月11日
	災害時におけるレンタル機材の提供に関する協定	(株)アクティオ	平成19年11月6日
	災害時における緊急用燃料の供給等に関する協定	富山県エルピーガス協会射水北支部・南支部	平成20年5月30日
	災害時における飲料水の供給に関する協定	サントリーフーズ(株)	平成21年6月5日
		サントリービバレッジサービス(株)	
	災害時における石油燃料の供給に関する協定	富山県石油商業組合 射水支部	平成23年9月30日
	災害時等における物資の供給協力に関する協定	(株)平和堂	平成23年11月18日
	災害救助物資の供給等に関する協定	アルビス(株)	平成26年3月26日
災害救助物資の供給等に関する協定	三幸(株)	平成26年3月26日	

区分	協 定 名	協 定 先	協定締結日
飲料・生活物資、燃料供給、資機材関係	災害救助物資の供給等に関する協定	(株) フードプラス	平成 26 年 3 月 26 日
	災害救助物資の供給等に関する協定	ウエルシア関東 (株)	平成 26 年 3 月 26 日
	災害救助物資の供給等に関する協定	(株) 示野薬局	平成 26 年 3 月 26 日
	災害救助物資の供給等に関する協定	中部薬品 (株)	平成 26 年 3 月 26 日
	災害時におけるレンタル機材の提供に関する協定	千代田機電 (株)	平成 26 年 12 月 24 日
	災害時におけるレンタル機材の提供に関する協定	(株) ヨシカワ	平成 26 年 12 月 24 日
	災害時における福祉用具等物資の供給及び貸与に関する協定	(株) ウィル	平成 27 年 3 月 20 日
	災害時における福祉用具等物資の供給及び貸与に関する協定	(株) ダスキン高岡	平成 27 年 3 月 20 日
	災害時における物資調達に関する協定	コストコホールセールジャパン(株)	平成 27 年 8 月 21 日
	災害時における量の提供に関する協定	「5日で5000枚の約束。」プロジェクト実行委員会	平成 28 年 11 月 30 日
	災害時における応急生活物資供給等の協力に関する協定	中北薬品 (株)	令和 5 年 5 月 9 日
	災害時における給電車両等の貸与に関する協定	トヨタモビリティ富山株式会社	令和 6 年 5 月 20 日
	非常時における飲料供給に関する覚書	(株) ダイードリンコ北陸高岡営業所	令和 6 年 8 月 20 日
	電気自動車及び再生可能エネルギーを活用したカーボンニュートラルなまちづくりに関する連携協定	日産自動車 (株)、富山日産自動車 (株)、(株) 日産サテイト富山	令和 6 年 9 月 13 日
	災害救助物資の供給等に関する協定	サカキ産業 (株)	令和 7 年 2 月 6 日
運送関係	災害時における射水市と郵便事業株式会社との協力に関する協定	射水市内日本郵便 (株)	平成 19 年 11 月 20 日
	災害時における救助物資の緊急・救援輸送に関する協定	赤帽富山県軽自動車運送協同組合	平成 26 年 3 月 26 日
	災害時における被災者救援の支援のための船舶運航に関する協定	国立高等専門学校機構富山高等専門学校	令和 4 年 2 月 21 日
	災害時における患者等搬送用自動車の利用に関する協定	合同会社NCS	令和 7 年 4 月 18 日
災害応急復旧関係	災害時による応急活動の協力に関する協定	射水市管工事協同組合	平成 18 年 8 月 8 日
	災害時における応急対策業務に関する基本協定	射水市建設業協会	平成 19 年 11 月 22 日
	災害時における公共土木施設の応急対策業務に関する協定	中部交通標識 (株)	平成 20 年 6 月 2 日
	災害時における公共土木施設の応急対策業務に関する協定	加州建設 (株)	平成 20 年 6 月 25 日
	災害時における応急対策業務に関する協定	(一財) 北陸電気保安協会	平成 20 年 7 月 14 日
	災害時における応急対策業務に関する協定	射水市電設工業会	平成 20 年 7 月 14 日
	災害時における一般廃棄物収集運搬等に関する協定	射水市一廃収運業者協議会	平成 20 年 9 月 26 日

区分	協定名	協定先	協定締結日
災害応急復旧関係	災害時における車両等障害物除去等に関する協定	(株) 事故救援センター富山	平成 20 年 10 月 21 日
	災害時における応急対策業務に関する協定	コロムビア電設工業 (株)	平成 21 年 5 月 18 日
	災害時における応急対策業務に関する協定	赤尾電設 (株)	平成 22 年 2 月 19 日
	災害時における応急対策業務に関する協定	クレーン建設業協会富山支部・高岡地区支部	平成 22 年 2 月 24 日
	災害時における応急対策業務に関する協定	北陸電気工事 (株) 射水営業所	平成 22 年 3 月 31 日
	災害時における応急対策業務に関する協定	(株) 菅原電気	平成 22 年 4 月 12 日
	災害時における調査、測量等の応急対策業務に関する協定	(一社) 富山県測量設計業協会	平成 22 年 12 月 16 日
	災害時における応急対策業務に関する協定	(一社) 斜面防災対策技術協会富山県支部	平成 23 年 2 月 28 日
	災害時における応急対策業務に関する協定	富山県地質調査業協会	平成 23 年 2 月 28 日
	災害時における応急対策業務に関する協定	(公社) 富山県公共嘱託登記土地家屋調査士協会	平成 25 年 9 月 2 日
	災害時における応急対策業務に関する協定	射水造園業協同組合	平成 26 年 5 月 12 日
	災害時における応急対策業務に関する協定	射水造園業組合	平成 26 年 5 月 12 日
	災害時における応急対策業務に関する協定	(一社) 射水地域建築組合	平成 27 年 3 月 20 日
	災害時における応急対策業務に関する協定	新湊地域建築組合	平成 27 年 3 月 20 日
	災害時における応急対策業務に関する協定	(公社) 日本下水道管理業協会中部支部富山県部会	平成 27 年 10 月 14 日
	災害時における建築物等の解体撤去の実施に関する協定	(一社) 富山県構造物解体協会	平成 28 年 2 月 26 日
	災害時における応急対策業務に関する協定	富山県電気工事工業組合	平成 28 年 7 月 29 日
	災害時における応急対策業務に関する協定	オリックス・ファシリティーズ株式会社富山支店	平成 31 年 3 月 29 日
	災害時における応援業務に関する協定	ヴェオリア・ジェネッツ (株)	令和元年 10 月 1 日
	避難施設関係	地震災害時における被災建築物の応急対策活動の協力に関する協定	(一社) 富山県建築士事務所協会 (公社) 富山県建築士会 (公社) 日本建築家協会北陸支部富山地域会
災害時における応急対策活動に関する協力協定書		富山県西部森林組合	令和 3 年 11 月 9 日
災害時における災害応急対策用資材の貸出しに関する協定書		(株) アイ・テック	令和 4 年 12 月 6 日
大規模災害時における相互連携に関する協定書		北陸電力(株) 北陸電力送配電 (株)	令和 5 年 5 月 31 日
災害時における避難施設としての使用に関する協定		高岡地区陸運事業協同組合	平成 18 年 9 月 8 日
災害時における避難施設としての使用に関する協定		(株) 大阪屋ショップ	平成 21 年 1 月 14 日
災害時における避難施設としての使用に関する協定		(福) 射水万葉会 (射水おおぞら保育園)	平成 23 年 3 月 1 日

区分	協 定 名	協 定 先	協定締結日
避難施設関係	災害時における避難施設としての使用に関する協定	(福) 射水万葉会 (新湊中部保育園、海老江こども園、大島つばさ保育園)	平成 24 年 4 月 1 日
	災害時における避難施設としての使用に関する協定	(福) 浦山学園福祉会 (小杉西部保育園、三ヶ児童館、新湊作道保育園)	平成 24 年 4 月 1 日
	災害時における避難施設としての使用に関する協定	(福) 鷹寺福祉会 (小杉東部保育園、戸破児童館)	平成 24 年 4 月 1 日
	災害時における避難施設としての使用に関する協定	(福) 大門福祉会 (水戸田保育園)	平成 25 年 4 月 1 日
	災害時における避難施設としての使用に関する協定	(福) かづみ野 (堀岡保育園)	平成 26 年 4 月 1 日
	災害時における避難施設としての使用に関する協定	(福) 黒河児童福祉会 (黒河保育園)	平成 27 年 4 月 1 日
	災害時における避難施設としての使用に関する協定	(福) 小杉福祉会 (あいあい保育園)	平成 27 年 4 月 1 日
	災害時における避難施設としての使用に関する協定	(福) 杉の子保育園 (杉の子保育園)	平成 27 年 4 月 1 日
	災害時における避難施設としての使用に関する協定	(学) 鷹寺学園 (あおい幼稚園、第三あおい幼稚園、太閤山あおい園)	平成 27 年 4 月 1 日
	災害時における避難施設としての使用に関する協定	いみず野農業協同組合	平成 29 年 7 月 3 日
	災害時における避難施設としての使用に関する協定	(福) ひいらぎ会	平成 29 年 7 月 3 日
	災害時における避難施設としての使用に関する協定	(学) 片山学園	平成 31 年 3 月 19 日
	災害時における避難施設としての使用に関する協定	(株) 大塚製薬工場 富山工場	令和元年 11 月 21 日
	災害時における避難施設としての使用に関する協定	JFE マテリアル (株)	令和元年 11 月 21 日
	災害時における避難施設としての使用に関する協定	(福) 射水万葉会	令和 4 年 2 月 21 日
	災害時における避難施設としての使用に関する協定	mineralism株式会社	令和 7 年 4 月 30 日
	災害時における避難施設としての使用に関する協定	新港ビル株式会社	令和 7 年 5 月 30 日
	災害時における避難施設としての使用に関する協定	医療法人社団 檜の木会 (大島くるみ病院)	令和 8 年 1 月 5 日
	災害時における福祉避難所としての使用に関する協定	(福) 射水福祉会	平成 19 年 5 月 21 日
	災害時における福祉避難所としての使用に関する協定	(福) 射水万葉会	平成 19 年 5 月 21 日
	災害時における福祉避難所としての使用に関する協定	(医社) 檜の木会	平成 19 年 5 月 21 日
	災害時における福祉避難所としての使用に関する協定	(株) カツヤマ	平成 19 年 5 月 21 日
	災害時における福祉避難所としての使用に関する協定	(福) 喜寿会	平成 19 年 5 月 21 日
	災害時における福祉避難所としての使用に関する協定	(医社) 喜生会	平成 19 年 5 月 21 日
災害時における福祉避難所としての使用に関する協定	NPO法人ケアサークルひばり	平成 19 年 5 月 21 日	

区分	協 定 名	協 定 先	協定締結日
避難施設関係	災害時における福祉避難所としての使用に関する協定	(福) 小杉福祉会	平成 19 年 5 月 21 日
	災害時における福祉避難所としての使用に関する協定	(福) 大門福祉会	平成 19 年 5 月 21 日
	災害時における福祉避難所としての使用に関する協定	(福) ひいらぎ会	平成 19 年 5 月 21 日
	災害時における福祉避難所としての使用に関する協定	(有) 美里会	平成 19 年 5 月 21 日
	災害時における福祉避難所としての使用に関する協定	(医社) 矢野神経内科医院	平成 19 年 5 月 21 日
	災害時における福祉避難所としての使用に関する協定	(医社) 楽山会	平成 19 年 5 月 21 日
	災害時における福祉避難所としての使用に関する協定	(福) 新湊福祉会	平成 30 年 7 月 6 日
	災害時における福祉避難所としての使用に関する協定	ユニバーサル (株)	平成 30 年 11 月 21 日
	災害時における福祉避難所としての使用に関する協定	(株) ウェルファイン	令和元年 7 月 23 日
	災害時における福祉避難所としての使用に関する協定	サンシップ (株)	令和元年 10 月 7 日
	災害時における福祉避難所としての使用に関する協定	(一社) 福祉・介護・地域活性化ネットワークとやま	令和元年 10 月 7 日
	災害時における福祉避難所としての使用に関する協定	(株) ファミーユ	令和元年 10 月 15 日
	災害時における福祉避難所としての使用に関する協定	(株) 望	令和元年 10 月 21 日
	災害時における福祉避難所としての使用に関する協定	(株) アンジュケア	令和元年 10 月 29 日
	災害時における福祉避難所としての使用に関する協定	(同) おはなけあ	令和 6 年 9 月 6 日
	災害時における福祉避難所としての使用に関する協定	(特非) プラスワン	令和 6 年 12 月 1 日
	津波発生時における避難施設としての使用に関する協定	(福) 海友会 (ケアハウス海王)	平成 23 年 8 月 31 日
	津波発生時における避難施設としての使用に関する協定	(福) 射水万葉会 (ケアハウス万葉、本町サポートセンター)	平成 23 年 8 月 31 日
	津波発生時における避難施設としての使用に関する協定	アバガーデンパレスなかしん管理組合	平成 23 年 9 月 16 日
	津波発生時における避難施設としての使用に関する協定	姫野病院	平成 25 年 3 月 11 日
津波発生時における避難施設としての使用に関する協定	新湊都市開発 (株) リアン放生津管理組合 (リアン放生津)	平成 25 年 6 月 9 日	
雇用促進住宅片口宿舍津波避難ビル使用協定	ビレッジハウス・マネジメント株式会社 (ビレッジハウス片口 1 号棟・2 号棟)	令和 5 年 1 月 16 日	
津波発生時における避難施設としての使用に関する協定	新湊都市開発 (株) ラ・メール放生津管理組合 (ラ・メール放生津)	平成 28 年 6 月 1 日	
その他	災害救助犬の出動に関する協定	NPO 法人全国災害救助犬協会	平成 22 年 5 月 11 日
	防災協力体制協定	JFEマテリアル (株)	平成 17 年 3 月 22 日

区分	協 定 名	協 定 先	協定締結日
その他	災害時における救護活動支援に関する協定	射水市柔道整復師会	平成 28 年 3 月 24 日
	災害時における協力に関する協定	(福)射水市社会福祉協議会 (公社)射水青年会議所	令和元年 5 月 15 日
	災害時におけるボランティア活動への支援に関する協定	(福)射水市社会福祉協議会 新湊ライオンズクラブ 小杉ライオンズクラブ	令和 5 年 9 月 29 日
	災害時におけるボランティア活動への支援に関する協定	(福)射水市社会福祉協議会 新湊ロータリークラブ 新湊中央ロータリークラブ 射水ロータリークラブ 小杉ライオンズクラブ	令和 6 年 5 月 22 日
	災害時における法律相談業務等に関する協定	富山県弁護士会	令和 7 年 4 月 2 1 日
	災害時における宿泊施設利用に係る協定締結式	ルートインジャパン株式会社	令和 7 年 5 月 1 4 日

## 12-2 高岡市と射水市との防災相互応援協定

高岡市（以下「甲」という。）と射水市（以下「乙」という。）とは、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第67条の規定に基づく防災相互応援に関し次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、甲又は乙の行政区域において災害が発生し、被災市独自では十分に被災者の救援等の応急措置が実施できない場合において、相互に応援協力を行うことに関し必要な事項を定めるものとする。

（連絡窓口）

第2条 甲及び乙は、あらかじめ防災相互応援（以下「応援」という。）に関する連絡担当部局を定め、災害が発生したときは、速やかに必要な情報を相互に連絡するものとする。

（応援の種類）

第3条 応援の種類は次のとおりとする。

- （1）災害応急措置及び応急復旧に必要な資機材、物資等の斡旋及び提供
- （2）災害応急措置及び応急復旧に必要な技術職員等の派遣
- （3）避難場所の提供
- （4）前三号に定めるもののほか、特に必要と認めて要請した事項

（要請の手続）

第4条 応援を受けようとする市は、次の事項を明らかにして、口頭、電話又は無線により要請を行い、その後に文書を速やかに提出するものとする。

- （1）災害の状況
- （2）必要とする資機材、物資等の品名及び数量
- （3）必要とする職員の職種別人員
- （4）応援の場所及び応援の場所への経路
- （5）応援の期間
- （6）避難場所の提供を必要とするおよその住民数
- （7）前各号に掲げるもののほか、必要な事項

（経費の負担）

第5条 応援に要した経費は、応援を受けた市の負担とする。ただし、応援職員が業務中若しくは応援往復途上において起こし、又はを受けた死傷事故等に伴う治療、補償等に要する経費については、甲及び乙が協議して定めるものとする。

2 応援を受けた市が前項に規定する経費を支弁するいとまがなく、かつ、応援を受けた市から要請があった場合には、応援した市は当該経費を一時繰替え支弁するものとする。

(資料の交換)

第6条 甲及び乙は、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう地域防災計画その他参考資料を相互に交換するものとする。

(協議)

第7条 この協定に定めのない事項については、必要に応じて甲乙協議の上定めるものとする。

(効力の発生)

第8条 この協定は、平成17年11月28日から効力を生じるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、両者記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

平成17年11月28日

甲 高岡市広小路7番50号  
高岡市長 橘 慶一郎

乙 射水市戸破1511番地  
射水市長 分家 静男

### 12-3 災害時の相互応援協定(千曲市)

射水市(以下「甲」という。)と千曲市(以下「乙」という。)は、災害時における相互応援協定について、次のとおり定める。

(趣旨)

第1条 この協定は、甲又は乙において災害が発生し、被災市独自では応急措置ができない場合に、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第67条第1項の規定に基づき、甲又は乙が応援を必要とする場合の応急措置を円滑に遂行するため必要な事項について定めるものとする。

(連絡の窓口)

第2条 甲及び乙は、あらかじめ相互応援に関する連絡担当部局を定め、災害が発生したときは、相互に連絡するものとする。

(応援の種類)

第3条 応援の種類は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 被災者の救出、医療、防疫施設の応急復旧等に必要な資機材及び物資の提供
- (2) 生活必需物資及びその補給に必要な資器材の提供
- (3) 救援及び救助活動に必要な車両等の提供
- (4) 消火、救援、医療、防疫、応急復旧活動等に必要な職員の派遣
- (5) ボランティアの斡旋
- (6) 前各号に掲げるもののほか、特に必要と認めて要請した事項

(応援要請の手続)

第4条 応援を受けようとする市(以下「要請市」という。)は、次の各号に掲げる事項を明らかにして、文書により要請するものとする。ただし、緊急の場合は、電話又は電信等により要請し、その後、速やかに文書を提出するものとする。

- (1) 災害の状況
- (2) 前条第1号から第3号までに掲げる応援を要請する場合は、必要とする物資等の品名及び数量等
- (3) 前条第4号に掲げる応援を要請する場合は、必要とする職員の職種及び人員
- (4) 応援場所及びその経路
- (5) 応援の期間
- (6) 前各号に掲げるもののほか、必要な事項

(緊急応援)

第5条 甲及び乙は、事態が緊急を要するときは、応援要請の有無にかかわらず必要な応援措置を行うものとする。

(指揮権)

第6条 応援をしようとする市(以下「支援市」という。)の職員は、要請市の市長の指揮下に入り行動するものとする。

(応援経費の負担)

第7条 応援に要した経費は、法令等に特段の定めがある場合のほか、支援市の負担とする。

(資料の交換)

第8条 甲及び乙は、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう地域防災計画その他必要な資料を相互に交換するものとする。

(協議)

第9条 この協定に定めのない事項については、必要に応じて甲乙協議の上定めるものとする。

2 この協定の実施に関し必要な事項は、第2条に規定する連絡担当部局が協議して定めるものとする。

(効力の発生)

第10条 この協定は、締結の日から効力を生じるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙双方記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

平成18年7月26日

甲 射水市戸破1511番地

射水市長 分家 静 男

乙 長野県千曲市大字杭瀬下84番地

長野県千曲市長 宮坂 博 敏

## 12-4 災害時における相互応援に関する協定書(荒川区)

荒川区と射水市は、災害時における相互応援について、次のとおり協定する。

## (目的)

第1条 この協定は、いずれかの自治体の地域において、大規模な災害が発生し、被災した自治体(以下「被災自治体」という。)独自では十分に被災者の救援その他の応急措置が実施できない場合に、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第67条の規定に基づき、相互に応援を行うことについて、必要な事項を定めるものとする。

## (連絡担当部署)

第2条 両自治体は、あらかじめ相互応援に関する連絡担当部署を定め、災害が発生したときは、速やかに相互に連絡するとともに、必要な情報を提供するものとする。

## (応援の内容)

第3条 応援の内容は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 食糧、飲料水及び生活必需物資並びにこれらの供給に必要な資機材の提供
- (2) 被災者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧その他の活動に必要な資機材及び物資の提供
- (3) 救援活動及びその他の活動に必要な車両の提供
- (4) 救助及び応急復旧に必要な職員の派遣
- (5) 被災者の一時収容のための施設の提供及び被災者の受け入れ
- (6) インターネット等を利用した災害情報に関する広報業務の代理
- (7) 前各号に掲げるもののほか、両自治体の首長が特に必要と認める事項

## (応援要請の手続)

第4条 被災自治体が応援を必要とする場合は、次の各号に掲げる事項を明らかにし、応援を行う自治体(以下「応援自治体」という。)に電話その他の手段により応援を要請し、後日、速やかに文書を提出するものとする。

- (1) 被害の状況及び要請理由
- (2) 必要とする資機材の品名及び数量
- (3) 必要とする職員の職種別人員及び応援の期間
- (4) 応援場所及び応援場所への経路
- (5) 住宅の提供を希望する被災者の世帯数、人数及び期間
- (6) 前各号に掲げるもののほか、被災自治体の首長が応援を必要とする事項

2 応援自治体は、前項の規定による応援要請がない場合であっても、被害が甚大であると判断し、かつ、被災自治体と連絡を取ることができないときは、自主的に応援を行うこと

ができる。この場合においては、前項の規定による応援要請があったものとみなし、事後に応援要請に係る手続きを行うものとする。

(指揮)

第5条 応援の業務に従事する職員は、被災自治体の首長の指揮の下に行動するものとする。

(経費の負担)

第6条 応援に要した費用は、原則として被災自治体の負担とする。

2 被災自治体が前項に規定する費用を支弁するいとまがない場合は、応援自治体は、当該費用を一時繰替支弁するものとする。

3 前2項の規定により難しい場合(第4条第2項の規定により応援する場合を含む。)には、別途協議する。

(情報交換・交流)

第7条 両自治体は、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう、平素から必要に応じ、相互に情報交換及び相手方自治体の住民との交流を行うものとする。

(他の協定等との関係)

第8条 この協定は、各自治体が締結した協定等を排除するものではない。

(協議)

第9条 この協定の実施に関し必要な事項又はこの協定に定めのない事項については、その都度、両自治体が協議して定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、両自治体が署名の上、各1通を保有する。

平成26年7月15日

東京都荒川区荒川二丁目2番3号

荒川区長 西川 太一郎

富山県射水市戸破1511番地

射水市長 夏野 元志

## 12-5 災害時における相互応援に関する協定書（稲沢市）

稲沢市と射水市（以下「両自治体」という。）は、災害時における相互応援について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、両自治体のいずれかにおいて、大規模な災害が発生し、被災した自治体（以下「被災自治体」という。）独自では十分に被災者の救援その他の応急措置が実施できない場合に、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第67条第1項の規定に基づき、相互に応援を行うことを目的とする。

（連絡担当部署）

第2条 両自治体は、あらかじめ相互応援に関する連絡担当部署を定め、災害が発生したときは、速やかに相互に連絡するとともに、必要な情報を提供するものとする。

（応援の内容）

第3条 応援の内容は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 食糧、飲料水及び生活必需物資並びにこれらの供給に必要な資機材の提供
- (2) 被災者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧その他の活動に必要な資機材及び物資の提供
- (3) 救援及び救助活動に必要な車両の提供
- (4) 救援、防疫、応急復旧等に必要な職員の派遣
- (5) 被災者の一時収容のための施設の提供及び被災者の受入れ
- (6) ボランティアの斡旋
- (7) 前各号に掲げるもののほか、特に要請のあった事項

（応援要請の手続）

第4条 被災自治体が応援を必要とする場合は、次に掲げる事項を明らかにし、応援を行う自治体（以下「応援自治体」という。）に電話その他の手段により応援を要請し、後日、速やかに文書を提出するものとする。

- (1) 被害の状況及び要請理由
- (2) 必要とする資機材、物資、車両等の品名及び数量
- (3) 必要とする職員の職種別人員、応援の期間その他必要な事項
- (4) 応援場所及びその経路
- (5) 住宅の提供を希望する被災者の世帯数、人数及び期間
- (6) 前各号に掲げるもののほか、必要とする事項

2 応援自治体は、前項の規定による応援要請がない場合であっても、被害が甚大であると判断し、かつ、被災自治体と連絡を取ることができないときは、自主的に応援を行うことができる。この場合において、前項の規定による応援要請があったものとみなし、事後に応援要請に係る手続を行うものとする。

（指揮）

第5条 応援の業務に従事する職員は、被災自治体の首長の指揮の下に行動するものとする。

(経費の負担)

第6条 応援に要した費用は、原則として被災自治体の負担とする。

2 被災自治体が前項に規定する費用を支弁するいとまがない場合は、応援自治体は、当該費用を一時繰替支弁するものとする。

3 前2項の規定により難しい場合(第4条第2項の規定により応援する場合を含む。)には、別途協議する。

(災害補償等)

第7条 第3条第4号の規定により派遣された職員(以下「派遣職員」という。)に係る公務災害補償については、地方公務員災害補償法(昭和42年法律第121号)の定めるところによる。

2 派遣職員が公務執行中に第三者に損害を与えた場合は、その損害が応援業務の従事中に生じたものについては、被災自治体への往復経路の途中に生じたものを除き、被災自治体が賠償の責めを負うものとする。

(情報の交換等)

第8条 両自治体は、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう、平素から必要に応じ、相互に情報の交換及び資料の提供を行うものとする。

(協議)

第9条 この協定の実施に関し必要な事項又はこの協定に定めのない事項については、その都度、両自治体が協議して定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、両自治体が署名の上、各1通を保有する。

平成27年11月25日

愛知県稲沢市稲府町1番地

稲沢市長 大野 紀明

富山県射水市戸破1511番地

射水市長 夏野 元志

## 12-6 大規模災害時における「チームとやま」による相互応援等に関する協定書

(趣旨)

第1条 この協定は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第49条の2の規定に基づき、一の市町村では対応困難な大規模災害が発生した場合において、県内被災市町村からの要請及び「応急対策職員派遣制度（平成30年3月23日施行）」による決定連絡等により、富山県（以下「県」という。）と富山県内市町村とが「チームとやま」として連携して実施する被災市町村への人的応援に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この協定において使用する次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ各号に定めるところによる。

- (1) 災害 災害対策基本法第2条第1号に定める災害
- (2) 大規模災害 震度5強以上の地震又はそれに相当する大規模な災害
- (3) 市町村 地方自治法（昭和22年法律第67号）第1条の3第2項に定める普通地方公共団体である市町村
- (4) 応援 被災市町村への人的応援
- (5) チームとやま 被災市町村を応援する際の県と県内市町村との連携体
- (6) 国要綱 「応急対策職員派遣制度に関する要綱」
- (7) 対口支援団体 前号の要綱に定める団体
- (8) 独自申出による応援 被災市町村を域内に含む都道府県からの特段の要請により実施する応援

(応援対象業務)

第3条 県内の市町村が被災した場合は、原則として本協定以外の仕組み等において応援対象とならない業務のうち当該市町村が必要とする業務を「チームとやま」による応援対象とする。

- 2 県外の市町村が被災し、対口支援団体として「チームとやま」による応援を実施する場合は、国要綱に基づく調整により応援が必要とされた業務を対象とする。
- 3 独自申出に対する「チームとやま」による応援は、要請のあった業務を対象とする。

(情報連絡員の派遣)

第4条 県は、県内市町村において大規模災害が発生した場合、被災市町村における応援ニーズ等を把握するため、当該市町村に情報連絡員を派遣する。

- 2 県は、県外市町村において大規模災害が発生し、独自申出による応援に先立ち必要がある場合は、県外被災市町村における応援ニーズ等を把握するため、情報連絡員を派遣する。

(応援要請等)

第5条 県内の市町村は、自らの市町村域において対応困難な大規模災害が発生し、「チームとやま」の応援が必要となった場合は、情報連絡員と調整の上、県に対して応援を要請するものとする。

2 県外被災市町村への応援は、国要綱に基づく対口支援団体としての決定連絡又は県外被災市町村を域内に含む都道府県から特段の要請があった場合とする。

#### (応援派遣調整)

第6条 前条の応援要請等があった場合は、県は速やかに県職員の派遣調整を行うとともに県内市町村に対して「チームとやま」への参加を依頼するものとする。

2 前項の依頼を受けた県内市町村は、「チームとやま」への参加の可否を県に回答するものとする。

3 前項の回答を受け、県は「チームとやま」の応援計画を調整し、その結果を県内市町村等に連絡するものとする。

#### (応援の実施)

第7条 前条の調整後、県と県内市町村は、それぞれ直ちに被災市町村へ職員を派遣し、派遣された職員は「チームとやま」として応援を実施するものとする。

#### (応援期間)

第8条 「チームとやま」による応援は、原則として大規模災害発生から1箇月程度を目途とする。ただし、業務の進捗状況等により特に必要と認められる場合は、被災市町村等と県が調整した上で期間を延長することができるものとする。

2 前項の規定により期間が延長される場合、再度第6条に定める調整を行うものとする。

#### (職員の派遣期間)

第9条 「チームとやま」に参加する職員の派遣期間は各1箇月未満とする。

2 職員の派遣期間の決定に当たっては応援の継続性に配慮するものとする。

#### (県の役割)

第10条 県は、「チームとやま」による応援が円滑に実施できるよう、情報連絡員をはじめとした職員の派遣、被災地に関する情報の収集及び「チームとやま」の応援調整等に努めるものとする。

#### (市町村の役割)

第11条 県内市町村は、第6条第1項の依頼があった場合は「チームとやま」への参加を検討するものとする。

## (サービス)

第12条 「チームとやま」へ参加する職員のサービスは、派遣元の地方公共団体の関係規定を適用する。

## (公務災害補償)

第13条 「チームとやま」へ参加する職員の公務災害補償の手続等は、派遣元の地方公共団体が行うものとする。

## (応援に要する経費の負担)

第14条 被災市町村へ応援に要した経費は、国の応急対策職員派遣制度（平成30年3月創設 総務省）における費用負担の考え方にに基づき、「チームとやま」に参加した県及び県内市町村がそれぞれ負担するものとする。ただし、被災市町村に災害救助法が適用された場合には、災害救助法の対象経費について求償できるものとする。

## (平時の取組)

第15条 県と県内市町村は、被災市町村に対する円滑な応援の実施に向け、平時から必要な取組を行うものとする。

## (受援担当)

第16条 県内市町村は、大規模災害発生時に第4条第1項に基づいて派遣される情報連絡員との調整等を行うため、平時から受援担当を決定し県及び県内市町村と共有するものとする。

## (他の協定との関係)

第17条 この協定は、県及び県内市町村が個別に締結する災害時の相互応援協定等を妨げるものではない。

## (協議事項)

第18条 この協定に定めのない事項又は疑義の生じた事項については、県及び県内市町村がその都度協議して定めるものとする。

## (その他)

第19条 この協定の実施に関し、必要な事項は別に定めるものとする。

## 附 則

- 1 この協定は令和8年1月19日から適用する。
- 2 この協定の成立は、県知事及び県内全市町村長の同意書をもって証する。

## 13-1 被害認定基準

被害区分		判定基準
人的被害	死者	当該災害が原因で死亡し、死体を確認したものの、又は死体を確認することができないが死亡したことが確実なものとする。
	行方不明者	当該災害が原因で所在不明となり、かつ死亡の疑いがあるものとする。
	重傷者 軽傷者	災害のため負傷し、医師の治療を受け又は受ける必要のあるもののうち、「重傷者」とは1月以上の治療を要する見込みの者とし、「軽傷者」とは、1月未満で治療できる見込みの者とする。
住家の被害	住家	現実に居住のため使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかを問わない。
	世帯	生計を一つにしている実際の生活単位 (同一家屋内の親子夫婦であっても、生活の実態が別居であれば2世帯とし、寄宿舎、下宿、これに類する施設に宿泊し、共同生活を営んでいるものは原則として1世帯とする。)
	全全流 壊焼出	住家がその居住のための基本的機能を喪失したものの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没、消失したもの、または住家の損壊が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊、焼失若しくは流失した部分の床面積がその住家の延床面積(損壊基準判定)の70%以上に達した程度のもので、又は、住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のものとする。
	大規模半壊	居住する住宅が半壊し、構造耐力上主要な部分の補修を含む大規模な補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難なもの。具体的には、損壊部分はその住家の延床面積の50%以上70%未満のもの、又は住家の主要な構成要素の経済的被害の住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が40%以上50%未満のものとする。
	中規模半壊	居住する住宅が半壊し、居室の壁、床又は天井のいずれかの室内に面する部分の過半の補修を含む相当規模の補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難なもの。具体的には、損壊部分はその住家の延床面積の30%以上50%未満のもの、又は住家の主要な構成要素の経済的被害の住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が30%以上40%未満のものとする。
半半 壊焼	住家がその居住のための基本的機能の一部を喪失したものの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもので、具体的には、損壊部分はその住家の延床面積の20%以上70%未満のもの、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のものとする。	

被害区分		判定基準
準半壊		住家が半壊又は半焼に準ずる程度の損傷を受けたもので、具体的には、損壊部分はその住家の延床面積の10%以上20%未満のもの、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が10%以上20%未満のものとする。
床上浸水		住家の床上以上浸水したもの及び全壊・半壊には該当しないが土砂、竹木等のたい積等のため一時的に居住することができないものとする。
床下浸水		床上浸水に至らない程度に浸水したものとする。
一部破損		半壊に至らない程度の住家の破損で、補修を必要とする程度のものとする。ただし、ガラスや屋根瓦が数枚破損した程度のごく小さなものは除く。

被害区分		判定基準	
非住家の被害	公共建物	官公署庁舎、公民館、公立保育所等の公用又は公共の用に供する建物で、この基準中他の被害区分に属さないものとする。	
	その他	土蔵、倉庫、車庫、納屋等の建物とする。これらの施設に常時人が居住している場合には当該部分は住家とする。	
その他の被害	田畑の被害	流失埋没	耕土が流失し、又は砂利等のたい積のため、耕作が不能となったものとする。
		冠水	植付作物の先端が見えなくなる程度に水に漬かったものとする。
	文教施設	学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する小学校、中学校、高等学校、大学、高等専門学校、盲学校、ろう学校、養護学校及び幼稚園とする。	
	病院	医療法（昭和23年法律第20号）第1条第1項に規定する病院（患者20人以上の収容施設を有するもの）とする。	
	道路	道路法（昭和27年法律第180号）第2条第1項に規定する道路のうち、橋りょうを除いたものとする。	
	橋りょう	道路を連絡するために河川、運河等の上に架設された橋とする。	
	河川	河川法（昭和39年法律167号）が適用され、若しくは準用される河川若しくはその他の河川又はこれらのものの維持管理上必要な堤防、護岸、水利、床止その他の施設、若しくは沿岸を保全するために防護することを必要とする河岸とする。	
	港湾	港湾法（昭和25年法律第218号）第2条第5項に規定する水域施設、外かく施設、けい留施設又は港湾の利用及び管理上重要な臨港交通施設とする。	
	砂防	砂防法（明治30年法律第29号）第1条に規定する砂防施設、同法第3条の規定によって同法が準用される砂防のための施設又は同法第3条の2の規定によって同法が準用される天然の河岸とする。	
	水道	水道法（昭和32年法律第177号）第3条に規定する水道で断水している戸数とする。	
	清掃施設	ごみ処理及びし尿処理施設とする。	
	鉄道不通	汽車、電車等の運行が不能となった程度の被害とする。	
	被害船舶	動力船で船体が没し、航行不能となったもの及び流失し、所在不明となったもの、並びに修理しなければ航行できない程度の被害を受けたものとする。	
	電話	災害により通話不能となった電話の回線数とする。	
	電気	災害により停電した戸数とする。	
	ガス	一般ガス事業又は簡易ガス事業で供給停止となった戸数とする。	
ブロック塀等	倒壊したブロック塀又は石塀の箇所数とする。		

被害区分		判定基準
建物	建物 危険 その他	地震又は火山噴火の場合のみ報告すること。
罹災者	罹災世帯数	災害により被害を受け、通常の生活を維持することができなくなった生計を一つにしている世帯で、全壊、半壊及び床上浸水により被害を受けた世帯とする。
	罹災者数	罹災世帯の構成員とする。
災害の 態様	地すべり	地すべり等防止法（昭和33年法律第30号）第2条第1項に規定する現象とする。
	がけ崩れ	がけ地の崩壊をいうものとする。
	土石流	河床勾配が20分の1以上の溪流において、水を含んだ土砂等が下流へ移動する現象をいうものとする。
被害金額	公立文教施設	公立の文教施設とする。
	農林水産業施設	農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律（昭和25年法律第169号）による補助対象となる施設をいい、具体的には、農地、農業用施設、林業用施設及び共同利用施設とする。
	公共土木施設	公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（昭和26年法律第97号）による国庫負担の対象となる施設をいい、具体的には、河川、海岸、砂防施設、林地荒廃防止施設、急傾斜地崩壊防止施設、地すべり防止施設、道路、港湾、公園、漁港及び下水道とする。
	その他の公共施設	公共文教施設、農林水産業施設及び公共土木施設以外の公共施設をいい、例えば、庁舎、公民館、児童館、都市施設等の公用又は公共の用に供する施設とする。
	農産被害	農林水産業施設以外の農産被害をいい、例えば、ビニールハウス、農作物等の被害とする。
	林業被害	農林水産業施設以外の林産被害をいい、例えば、立木、苗木等の被害とする。
	畜産被害	農林水産業施設以外の畜産被害をいい、例えば、家畜、畜舎等の被害とする。
	水産被害	農林水産業施設以外の水産被害をいい、例えば、のり、漁具、漁船等の被害とする。
	商工被害	建物以外の商工被害で、例えば、工業原材料、商品、生産機械器具等とする。
	商工建物被害	商店、工場等の被害をいうものとする。住宅と併用の場合は住宅部分を除いた被害額とする。
	鉄道施設被害	鉄道施設の被害とする。
	電信電話施設被害	電信電話施設の被害とする。
電力施設被害	電力施設の被害とする。	

※ この被害認定基準に基づき、被害状況即報（様式2）を作成する。

## 13-2 激甚災害指定基準

激甚災害に対処するための特別の財政援助等の措置を行う必要がある災害の指定基準は、次のとおりとする。（中央防災会議決定指定基準（昭和37年12月7日））

適応条項(適応措置)	指 定 基 準
激甚法第2章 (第3条、第4条) (公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助)	次のいずれかに該当する災害 (A基準) 事業費査定見込額>全国都道府県及び市町村の当該年度の標準税収入総額の0.5% (B基準) 事業費査定見込額>全国都道府県及び市町村の当該年度の標準税収入総額の0.2% かつ、次の要件のいずれかに該当する都道府県が1以上あるもの 1 都道府県負担事業の事業費査定見込額>当該全国都道府県の当該年度の標準税収入総額の2.5% 2 一の都道府県内の市町村負担事業の事業費査定見込額>当該都道府県内の全市町村の当該年度の標準税収入総額の5%
激甚法第5条 (農地等の災害復旧事業等に係る補助の特別措置)	次のいずれかに該当する災害 (A基準) 事業費査定見込額 >当該年度の全国農業所得推定額の0.5% (B基準) 事業費査定見込額 >当該年度の全国農業所得推定額の0.15% かつ、次の要件のいずれかに該当する都道府県が1以上あるもの 1 一の都道府県内の事業費査定見込額>当該都道府県の当該年度農業所得推定額の4% 2 一の都道府県内の事業費査定見込額>10億円
激甚法第6条 (農林水産業共同利用施設災害復旧事業費の補助の特例)	次の1又は2の要件に該当する災害。ただし、当該施設に係る被害見込額5,000万円以下と認められる場合は除外 1 激甚法第5条の措置が適用される激甚災害 2 農業被害見込額>当該年度の全国農業所得推定額の1.5%であることにより激甚法第8条の措置が適用される激甚災害 上記に該当しない場合であっても、水産業共同利用施設に係るものについて、当該災害に係る漁業被害見込額が農業被害見込額を超え、かつ、次の3又は4のいずれかに該当する激甚災害に適用する。ただし、水産業共同利用施設に係る被害見込額が5千万円以下の場合を除く。 3 漁船等（漁船、漁具及び水産動植物の養殖施設）の被害見込額>当該年度の全国漁業所得推定額×0.5% 4 漁業被害見込額>当該年度の全国漁業所得推定額×1.5%であることにより激甚法第8条の措置が適用される激甚災害

適応条項(適応措置)	指 定 基 準
激甚法第8条 (天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置の特例)	次のいずれかに該当する災害。ただし、高潮、津波等特殊な原因による災害であって、その被害の態様から、この基準によりがたいと認められるものについては、災害の発生の日ど被害の実情に応じて個別に考慮する。 (A基準) 農業被害見込額 >当該年度の全国農業所得推定額の0.5% (B基準) 農業被害見込額 >当該年度の全国農業所得推定額の0.15% かつ、次の要件に該当する都道府県が1以上あるもの 一の都道府県内の当該災害に係る特別被害農業者数>当該都道府県内の農業を主業とする者の数の3%
激甚法第11条の2 (森林災害復旧事業に対する補助)	次のいずれかに該当する災害 (A基準) 林業被害見込額(樹木に係るものに限る。以下同じ)>当該年度の全国生産林業所得(木材生産部門)推定額の5% (B基準) 林業被害見込額>当該年度の全国生産林業所得(木材生産部門)推定額の1.5% かつ、次の要件のいずれかに該当する都道府県が1以上あるもの 1 一の都道府県内の林業被害見込額>当該都道府県の当該年度の生産林業所得(木材生産部門)推定額の60% 2 一の都道府県内の林業被害見込額>当該年度の全国生産林業所得(木材生産部門)推定額の1%
激甚法第12条、第13条 (中小企業信用保険法による災害関係保証の特例等)	次のいずれかに該当する災害 (A基準) 中小企業関係被害額>当該年度の全国中小企業所得推定額(第2次産業及び第3次産業国民所得×中小企業販売率の推計。以下同じ。)の0.2% (B基準) 中小企業関係被害額>当該年度の全国中小企業所得推定額の0.06% かつ、次の要件のいずれかに該当する都道府県が1以上あるもの 1 一の都道府県の当該災害に係る中小企業関係被害額>当該年度の当該都道府県の全国中小企業所得推定額の2% 2 一の都道府県内の中小企業関係被害額 >1,400億円 ただし、火災の場合は激甚法第12条の適応がある場合の全国中小企業所得推定額に対する中小企業関係被害額の割合は、被害の実情に応じ特例措置が講じられることがある。

適応条項(適応措置)	指 定 基 準
激甚法第16条 (公立社会教育施設災害復旧事業に対する補助) 第17条 (私立学校施設災害復旧事業に対する補助) 第19条 (市町村が施行する感染症予防事業に関する負担の特例)	激甚法第2章の措置が適用される激甚災害。ただし、当該施設に係る被害または当該事業量が軽微であると認められる場合は除外
激甚法第22条 (罹災者公営住宅建設等事業に対する補助の特例)	次のいずれかに該当する災害 (A基準) 滅失住宅戸数 $\geq$ 被災地全域で4,000戸 (B基準) (1) 滅失住宅戸数 $\geq$ 被災地全域で2,000戸 かつ、次のいずれかに該当するもの 1 一市町村の区域内で200戸以上 2 その区域内の住宅戸数の1割以上 (2) 滅失住宅戸数 $\geq$ 被災地全域で1,200戸 かつ、次のいずれかに該当するもの 1 一市町村の区域内で400戸以上 2 その区域内の住宅戸数の2割以上 ただし、火災の場合の被災地全滅の滅失戸数は、被害の実情に応じた特例的措置が講ぜられることがある。
激甚法第24条 (小災害債に係る元利償還金の基準財政需要類への算入等)	1 公共土木施設及び公立学校施設小災害に係る措置については激甚法第2章の措置が適用される災害 2 農地及び農業用施設等小災害に係る措置については激甚法第5条の措置が適用される災害
上記以外の措置	災害発生のおと被害の実情に応じ個別に考慮

## 13-3 局地激甚災害指定基準(局激)

災害を市町村段階の規模でとらえ、限られた地域内で多大な被害を被ったものについて、激甚災害として指定することができるが、その指定基準は次表のとおりである。

(中央防災会議決定指定基準(昭和43年11月22日))

適応条項(適応措置)	指 定 基 準
激甚法第2章(第3条、第4条) (公共土木施設災害復旧事業等に関する財政援助)	次のいずれかに該当する災害 ① (イ) 当該市町村が負担する公共施設災害復旧事業費等の査定事業額>当該市町村の標準税収入×50% (査定事業費が1千万円未満のものを除く。) (ロ) 当該市町村の標準税収入が50億円以下であり、かつ、当該市町村が負担する公共施設災害復旧事業費等の査定事業額が2億5千万円を超える市町村 当該市町村が負担する公共施設災害復旧事業費等の査定事業額>当該市町村の標準税収入×20% (ハ) 当該市町村の標準税収入が50億円を超え、かつ、100億円以下の市町村 当該市町村が負担する公共施設災害復旧事業費等の査定事業額>当該市町村の標準税収入×20%+(当該市町村の標準税収入-50億円)×60% ただし、この基準に該当する市町村ごとの査定事業費を合算した額がおおむね1億円未満である場合を除く。 ② ①の公共施設災害復旧事業等の事業費の査定見込額からみて①に掲げる災害に明らかに該当することとなると見込まれる災害(当該災害に係る被害箇所の数がおおむね十未満のものを除く。)
激甚法第5条 (農地等の災害復旧事業等に係る補助の特別措置)	次のいずれかに該当する災害 ① 当該市町村内の農地等の災害復旧事業に要する経費>当該市町村の農業所得推定額×10%(災害復旧事業に要する経費が1千万円未満のものを除く。) ただし、当該経費の合算額がおおむね5千万円未満である場合を除く。 ② ①の農地等の災害復旧事業に要する経費の見込額からみて①に掲げる災害に明らかに該当することとなると見込まれる災害(当該災害に係る被害箇所の数がおおむね十未満のものを除く。)

適応条項(適応措置)	指 定 基 準
激甚法第6条 (農林水産業共同利用施設災害復旧事業費の補助特例)	次のいずれかに該当する災害 ① 当該市町村内の農地等の災害復旧事業に要する経費 > 当該市町村の農業所得推定額 × 10% (災害復旧事業に要する経費が1千万円未満のものを除く。) ただし、当該経費の合算額がおおむね5千万円未満である場合を除く。 ② ①の農地等の災害復旧事業に要する経費の見込額からみて①に掲げる災害に明らかに該当することとなると見込まれる災害 (当該災害に係る被害箇所の数がおおむね十未満のものを除く。) ただし、上記に該当しない場合であっても、水産業共同利用施設に係るものについて、当該市町村内の漁業被害額が当該市町村内の農業被害額を超え、かつ、当該市町村内の漁船等の被害額 > 当該市町村の漁業所得推定額 × 10% (漁船等の被害額が1千万円未満のものを除く。) ただし、これに該当する市町村ごとの当該漁船等の被害額を合算した額がおおむね5千万円未満である場合を除く。
激甚法第11条の2 (森林災害復旧事業に対する補助)	当該市町村内の林業被害見込額 (樹木に係るもの) > 当該市町村に係る生産林業所得推定額 (木材生産部門) × 1.5 (林業被害見込額が当該年度の全国生産林業所得 (木材生産部門) 推定額のおおむね0.05%未満のものを除く。) かつ (1) 大火による災害にあつては、 要復旧見込面積 > 300ha 又は (2) その他の災害にあつては、 要復旧見込面積 > 当該市町村の民有林面積 (人工林に係るもの) × 25%
激甚法第12条、第13条 (中小企業信用保険法による災害関係保証の特例等)	中小企業関係被害額 > 当該市町村の中小企業所得推定額 × 10% (被害額が1千万円のものを除く。) ただし、当該被害額を合算した額がおおむね5千万円未満である場合を除く。
激甚法第24条 (小災害債に係る元利償還金の基準財政需要類への算入等)	第2章 (第3条及び第4条) 又は第5条の措置が適用される場合。

## 14-1 射水市防災会議条例

平成17年11月1日

条例第130号

(目的)

第1条 この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第16条第6項の規定に基づき、射水市防災会議（以下「防災会議」という。）の所掌事務及び組織を定めることを目的とする。

(所掌事務)

第2条 防災会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 射水市地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること。
- (2) 市長の諮問に応じて市の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。
- (3) 前号に規定する重要事項に関し、市長に意見を述べること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務

(会長及び委員)

第3条 防災会議は、会長及び委員をもって組織する。

- 2 会長は、市長をもって充てる。
- 3 会長は、会務を総理する。
- 4 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。
- 5 委員の定数は40人以内とし、次に掲げる者をもって充てる。
  - (1) 指定地方行政機関の職員のうちから市長が任命する者
  - (2) 富山県の知事の部内の職員のうちから市長が任命する者
  - (3) 富山県警察の警察官のうちから市長が任命する者
  - (4) 市長がその部内の職員のうちから指名する者
  - (5) 教育長
  - (6) 消防長及び消防団長
  - (7) 指定公共機関又は指定地方公共機関の職員のうちから市長が任命する者
  - (8) 前各号に掲げる者のほか、自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者などのうちから市長が特に必要があると認め任命する者
- 6 前項第7号の委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、その前任者の残任期間とする。
- 7 前項の委員は、再任されることができる。

(専門委員)

第4条 防災会議に、専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、関係地方行政機関の職員、富山県の職員、市の職員、関係指定公共機関の職員、関係指定地方公共機関の職員及び学識経験を有する者のうちから市長が任命する。

3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(委任)

第5条 この条例に定めるもののほか、防災会議の議事その他防災会議の運営に関し必要な事項は、会長が防災会議に諮って定める。

附 則

この条例は、平成17年11月1日から施行する。

附 則 (平成24年9月19日条例第32号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (令和7年6月26日条例第30号)

この条例は、公布の日から施行する。

## 14-2 射水市防災会議運営規程

平成17年11月1日

告示第11号

(趣旨)

第1条 この規程は、射水市防災会議条例（平成17年射水市条例第130号）第5条の規定に基づき、射水市防災会議（以下「防災会議」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(会議)

第2条 防災会議の会議は、防災会議の会長が招集する。

- 2 防災会議は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 防災会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは会長の決するところによる。

(会議の種類)

第3条 会議は、定例会と臨時会とする。

- 2 定例会は、原則として毎年度開催する。
- 3 臨時会は、災害の発生その他会議の必要が生じたときその都度開催するものとする。
- 4 委員は、会議の必要があると認めるときは、会長に会議の招集を求めることができる。

第4条 前2条の規定にかかわらず、次の各号に該当するときは、会長が適宜の方法により関係のある委員と協議して決定することができる。

- (1) 緊急を要する事態が発生し、防災会議を開くいとまがないとき。
  - (2) 決定を要する事態が一部の特定の機関にのみ関係のある事項で早急に措置を要するとき。
  - (3) 軽易な事項で早急に措置を要するとき。
- 2 会長は、前項各号による決定をしたときは、次の防災会議にその旨を報告するものとする。

(部会)

第5条 部会は、部会長が招集し、その議長となる。

- 2 部会の議事は、出席委員及び専門委員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(幹事会)

第6条 防災会議に幹事会を置く。

- 2 幹事会は、会長が招集し、あらかじめ会長の指名する幹事はその議長となる。
- 3 幹事会は、次の事項を処理する。
  - (1) 防災会議に提出する議案の作成
  - (2) 前号に掲げるもののほか、会長から命ぜられた事項

(事務局長)

第7条 防災会議にその事務を処理させるために事務局を置く。

- 2 事務局に事務局長その他の職員を置く。
- 3 事務局長は、射水市財務管理部防災・資産管理課長をもって充てる。
- 4 事務局長は、会長の命を受け局務を掌理する。

(その他)

第8条 この規程によるもののほか、必要な事項は、その都度防災会議に諮って定める。

附 則

この告示は、平成17年11月1日から施行する。

附 則 (平成20年4月1日告示第61号)

この告示は、公表の日から施行する。

附 則 (平成22年3月31日告示第81号)

この告示は、平成22年4月1日から施行する。

附 則 (平成28年10月7日告示第236号)

この告示は、平成28年10月11日から施行する。

附 則 (令和6年4月1日告示第108号)

この告示は、公表の日から施行する。

## 14-3 射水市防災会議部会設置規程

平成17年11月1日

告示第12号

(設置)

第1条 射水市防災会議条例(平成17年射水市条例第130号)第5条の規定により射水市防災会議に専門の事項を調査審議するため次の部会を置く。

- (1) 災害救助部会
- (2) 通信情報部会

(所掌事務)

第2条 部会の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 災害救助部会  
災害救助に係る救助組織編成計画に関する事務
- (2) 通信情報部会  
災害関係気象の予警報、災害関係情報の伝達収集組織計画の整備に関する事務

附 則

この告示は、平成17年11月1日から施行する。

## 14-4 射水市災害対策本部条例

平成17年11月1日

条例第131号

(趣旨)

第1条 この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第23条第8項の規定に基づき、射水市災害対策本部に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 災害対策本部長は、災害対策本部の事務を総括し、所部の職員を指揮監督する。

2 災害対策副本部長は、災害対策本部長を助け、災害対策本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

3 災害対策本部員は、災害対策本部長の命を受け、災害対策本部の事務に従事する。

(部)

第3条 災害対策本部長は、必要と認めるときは、災害対策本部に部を置くことができる。

2 部に属すべき災害対策本部員は、災害対策本部長が指名する。

3 部に部長を置き、災害対策本部長の指名する災害対策本部員がこれに当たる。

4 部長は、部の事務を掌理する。

(現地災害対策本部)

第4条 現地災害対策本部に現地災害対策本部長及び現地災害対策本部員その他の職員を置き、災害対策副本部長、災害対策本部員その他の職員のうちから災害対策本部長が指名する者をもって充てる。

2 現地災害対策本部長は、現地災害対策本部の事務を掌理する。

(委任)

第5条 この条例に定めるもののほか、災害対策本部に関し必要な事項は、災害対策本部長が定める。

附 則

この条例は、平成17年11月1日から施行する。

附 則（平成24年9月19日条例第32号）

この条例は、公布の日から施行する。

## 14-5 射水市災害対策本部の組織及び運営に関する規程

平成17年11月1日

告示第13号

(趣旨)

第1条 この規程は、射水市災害対策本部条例（平成17年射水市条例第131号）第5条の規定に基づき、射水市災害対策本部（以下「本部」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(本部開設)

第2条 本部は災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、市長が必要と認めるときに開設し、災害が発生しなかったとき、又は災害の応急措置が完了したときに閉じる。

(本部の組織)

第3条 本部は、本部長及び副本部長その他の職員をもって組織する。

2 副本部長は、副市長をもって充てる。

(部及び班)

第4条 本部に次の部を置く。

企画管理部  
財務管理部  
市民生活部  
福祉保健部  
こども家庭部  
産業経済部  
都市整備部  
上下水道部  
消防部  
文教部  
救護部

2 各部における班の編成及び分掌事務は、別表のとおりとする。ただし、災害の状況により必要ある場合は、その分掌事務を追加し、又は変更することができる。

(職員)

第5条 部に部長及び次長のほか次の職員を置く。

班長

班員

(本部員会議)

第6条 重要な災害対策について協議するため、本部員会議を設ける。

2 本部員会議は、本部長、副本部長、各部長及びその他本部長が指名する者をもって組織し、必要の都度本部長が招集する。

(本部室)

第7条 本部が設置されたときは、当該災害の総括的窓口として本部室を設けるものとする。

(連絡員)

第8条 本部が設置されたときは、各部長は、所属職員の中から必要な連絡員を本部室に常駐させるものとする。

(出先機関)

第9条 出先機関及び施設の長又は責任者は、主管部長の指示により所掌事務に関する災害応急対策事務の処理に当たるものとする。

(その他)

第10条 この規程に定めるもののほか、本部の運営に関する必要な事項は、別に定める。

附 則

この告示は、平成17年11月1日から施行する。

附 則 (平成17年12月27日告示第170号)

この告示は、公表の日から施行する。

附 則 (平成18年3月31日告示第57号)

この告示は、平成18年4月1日から施行する。

附 則 (平成19年3月28日告示第59号)

この告示は、平成19年4月1日から施行する。

附 則 (平成19年8月24日告示第149号)

この告示は、平成19年8月24日から施行する。

附 則 (平成19年10月1日告示第163号)

この告示は、平成19年10月1日から施行する。

附 則 (平成25年4月1日告示第81号)

この告示は、公表の日から施行する。

附 則 (平成28年10月7日告示第236号)

この告示は、平成28年10月11日から施行する。

附 則 (平成29年8月1日告示第259号)

この告示は、公表の日から施行する。

附 則（平成30年3月30日告示第53号）

この告示は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（令和3年3月30日告示第65号）

この告示は、令和3年4月1日から施行する。

附 則（令和4年3月31日告示第65号）

この告示は、令和4年4月1日から施行する。

附 則（令和5年3月31日告示第73号）

この告示は、令和5年4月1日から施行する。

附 則（令和6年3月29日告示第82号）

この告示は、令和6年4月1日から施行する。

附 則（令和7年3月31日告示第108号）

この告示は、令和7年4月1日から施行する。

※ 別表（第4条関係）略

第1編第7節市の防災体制（1-48項～）参照

## 14-6 射水市災害対策本部運営要綱

平成20年4月1日

告示第60号

射水市災害対策本部運営要綱（平成17年射水市告示第14号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この要綱は、射水市災害対策本部の組織及び運営に関する規程（平成17年射水市告示第13号。以下「規程」という。）第10条の規定に基づき、射水市災害対策本部（以下「本部」という。）の円滑な運営を図るため、必要な事項を定めるものとする。

（関係事項の調査研究）

第2条 職員（規程第5条の職員をいう。以下同じ。）は、所掌事務に関係ある事項について、常にその把握に努めるとともに、有事の際における対策についても併せて調査及び研究を行い、有効適切な措置を執ることができるようにしておくものとする。

（装備、資材の整備）

第3条 職員は、有事の際に使用する各種の装備、資材を点検し、現状を確認して必要な対策を講じておかなければならない。

2 市の所有以外のものでも有事の際必要と思われるものについては、緊急に借用できるように平素から連絡しておくものとする。

（非常配備の態勢）

第4条 非常の際は、規程別表の動員計画第2項第1号に規定する「動員配備基準」の定めるところにより、態勢を執るものとする。

（災害緊急情報の伝達）

第5条 規程別表の動員計画第1項第1号に規定するほか、勤務時間内にあつては、災害緊急情報（注意報、警報）の庁内各課への伝達は電話、ファクシミリ、庁内LAN、庁内放送等で、その他出先機関等への伝達はその所管課から電話、ファクシミリ等で行うものとする。

(情報の収集及び報告)

第6条 本部の各部各班長及び出先機関の長(以下「各班長」という。)は、それぞれの分掌事務に関する災害関係情報の収集に努め、その収集した災害に関する情報及び各班長において措置した災害応急対策についての概要を、別表災害状況報告系統図に基づき速やかに財務管理部長を通じ市長に報告するものとする。

- 2 概況報告は、被害状況(概況)報告書(様式第1号)により報告するものとし、災害が発生したときから直ちに調査し、被害状況に変化のある都度速やかに報告しなければならない。この場合において、被害状況の報告は、当該災害の被害数の累計で行うものとする。
- 3 財務管理部長は、災害の状態が収束し、その被害状況が確定したときは、最終調査を実施し、被害状況(確定)報告書(様式第2号)により集約し、県及び防災関係機関へ報告するものとする。

(本部の開設)

第7条 市長は、市の区域内において、災害が発生するおそれがある場合若しくは災害が発生した場合又はその他の状況により第4条の動員配備基準に基づき態勢を執る必要があると認めた場合は、本部を設置する。

- 2 各部の部長は、本部を設置する必要があると認めたときは、財務管理部長に本部の設置を要請することができる。
- 3 財務管理部長は、前項の規定による要請があった場合又はその他の状況により、本部を設置する必要があると認めた場合は、市長に本部の設置を要請しなければならない。

(本部の設置場所)

第8条 市長は、市庁舎会議室に災害対策本部を設置する。ただし、市庁舎会議室が被災し、本部を設置できない場合には、事態の状況を勘案して、市有施設の中から本部を設置すべき施設を決定する。

(本部の所掌事項)

第9条 本部は、次に掲げる事項を所掌するものとする。

- (1) 本部の動員配備態勢及び解除の決定に関すること。
- (2) 気象情報及び災害情報の収集及び伝達に関すること。
- (3) 避難準備情報、避難勧告及び避難指示に関すること。
- (4) 避難所の開設及び閉鎖に関すること。
- (5) 国、県及び関係機関との連絡調整に関すること。
- (6) 自衛隊及び公共団体等に対する応援要請に関すること。
- (7) 現地災害対策本部に関すること。
- (8) 前各号に掲げるもののほか、災害対策に関すること。

(本部員)

第10条 本部員は、次に掲げる者をもって充てる。

- (1) 射水市行政組織条例（平成17年射水市条例第15号）第1条に規定する部の長及び次長
- (2) 射水市消防長及び消防団長
- (3) 射水市教育長並びに教育委員会事務局長及び教育次長
- (4) 射水市民病院長及び事務局長
- (5) 会計管理者、地区センター長、議会事務局長及び監査委員事務局長

2 前項各号に掲げる者のほか、本部長は必要があると認めた者を本部員に指名することができる。

(本部の標示等)

第11条 災害対策本部を開設したときは、次のとおり標示する。

- (1) 本部に射水市災害対策本部の掲示板（様式第3号）を掲示する。
- (2) 本部長、副本部長、各部長、次長、班長及び職員は、射水市災害対策本部の腕章（様式第4号）を着用する。ただし、本部の開設前は、射水市の腕章（様式第5号）を着用する。
- (3) 応急対策用車両に射水市災害対策本部の標識（様式第6号）を掲示する。

(本部の設置又は解散通知等)

第12条 本部を設置し、又は解散したときは、直ちに企画管理部広報班は庁内放送、ラジオ、テレビ、新聞等を通じて公表する。

2 財務管理部総務班は、本部の設置又は解散について次に掲げる者のうち必要と認めるものに通知する。

- (1) 県知事
- (2) 指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関の長又は代表者
- (3) 隣接市長

(本部員会議)

第13条 規程第6条に規定する本部員会議は、第9条に定める所掌事項を協議決定し、その実施を推進する。

2 本部員は、災害応急対策に関し、本部員会議に付議する必要があると認める場合は資料を提示し、本部長に本部員会議の開催を求めることができる。

3 本部長は、必要により各関係機関又は所属職員を本部員会議に出席させることができるものとする。

4 本部員会議の事務は、財務管理部総務班で処理する。

(本部員会議の資料)

第14条 各部長は、それぞれの分掌事務に関し、本部員会議に必要とする資料を作成して提出するものとする。

(連絡員)

第15条 各部長は、部内班員のうちから、あらかじめ連絡員を定め、財務管理部長に連絡しておくものとする。

2 連絡員は、規程第8条の規定により本部が開設されたときは本部室に待機し、所属部との連絡の任に当たるものとする。

(必要な人員の配備)

第16条 各班長は、分掌事務に関する災害応急対策遂行に必要な人員の配備をするものとする。

(関係機関への協力要請)

第17条 各部長は、災害状況により、関係機関に協力を要請する必要があると認めるときは、財務管理部長に協議するものとする。

2 財務管理部長は、前項の協議により、関係機関の協力要請に関し必要があると判断したときは、本部長に対し申入れするものとする。

(自衛隊の派遣要請)

第18条 自衛隊の派遣要請は、次の各号に定めるところにより行うものとする。

(1) 要請の時期 各部長は、大被害の発生が予想され、その防御が困難であると認めるときは、本部長に対して自衛隊の派遣要請に関し、申入れするものとする。

(2) 要請の手続 派遣要請に必要な手続は、財務管理部長総務班において行うため、各部においてその必要があるときは、次の事項を記載した文書を総務班に提出するものとする。

ア 災害の状況及び派遣を要請する事由

イ 派遣を必要とする期間

ウ 派遣を希望する人員及び装備

エ その他必要な事項

(記録の励行)

第19条 本部長の発する指令及び各部長が発する指示、連絡等の伝達並びに関係機関等からの連絡、報告、要請等の受付に当たった職員は、その内容が特に軽易な場合を除き、災害情報(様式第7号)により記録を励行し、受付、伝達及び措置の確実を期するものとする。この場合において、当該記録は、応急措置が完了するまでこれを保存しておくものとする。

(本部の解散)

第20条 本部長は、災害のおそれが解消したと認めたとき、又は災害応急対策が完了したと認めたときは、本部を解散するものとする。

(職員の心構え)

第21条 本部は、市の組織を挙げて防災に当たるものであることを認識し、本部のすべての職員は、他の部又は班から協力を求められたときは、積極的にこれを支援しなければならない。

2 本部のすべての職員は、自らの言動によって住民に不安を与え、又は誤解を招き、もって本部の活動に不信を抱かせるようなことのないよう厳重に注意しなければならない。

3 本部開設前における災害応急対策等の事務については、この要綱の例により処理するものとする。

附 則

この告示は、公表の日から施行する。

附 則 (平成22年4月1日告示第94号)

この告示は、公表の日から施行する。

附 則 (平成25年4月1日告示第67号)

この告示は、公表の日から施行する。

附 則 (平成28年10月7日告示第236号)

この告示は、平成28年10月11日から施行する。

※ 別表(第6条関係)略

第2編第2章第3節被害情報の収集・伝達・共有(2-102項)参照

様式第1号（第6条関係）

被害状況（概況）報告書

1 一般的被害

1-1(1) 人的及び住家等の被害 第 報 部

災害の種別名称				発 生 時 日 時	・ ・ 午 前 後	発 生 場 所					
部 長	次 長	班 長									
				調 査	・ ・	調 査 者 職 氏 名					
				作 成	・ ・						
区 分		単 位	数 量	被 害 額 (千 円)	区 分	単 位	数 量	被 害 額 (千 円)			
人 的 被 害	死 者		人	/	住 家 被 害	床 下 浸 水		/			
	行 方 不 明 者		人			棟	世 帯				
	負 傷 者	重 傷				人	人				
		軽 傷				人					
住 家 被 害	全 壊		棟	/	非 住 家 被 害	全 壊		棟			
			世帯			半 壊	棟				
			人			一 部 損 壊	棟				
	半 壊		棟			床 上 浸 水	棟				
			世帯			床 下 浸 水	棟				
			人		り 災 世 帯 数	世 帯					
	一 部 損 壊		棟		/	り 災 者 数	人	/			
			世帯			床 上 浸 水 地 区 名 ・ 棟				床 下 浸 水 地 区 名 ・ 棟	
			人								
	床 上 浸 水		棟			/					
世帯											
人											

注) 「り災世帯」とは、災害により全壊・半壊及び床上浸水の被害を受け通常の生活を維持できなくなった生計を一にしている世帯とする。

1-1-1-(ア)人、住家等の被害について 調査者 氏名 ( 年 月 日)

被害区分※	発生日時	原因	発生場所		被害者(被害世帯主)				被害の内訳(建物)			備考 (被害発生・消防隊員出動状況、被害状況、被害見込金額等)
			地区	字名	番地	氏名	性別	年齢	棟数	世帯数	世帯人数	

※被害区分について、次に示す区分により当該番号を記入する。人、建物等の被害について

1 -1	死者	1 -2	行方不明者	1 -3	負傷者	1 -4	り災者		
2 -1	住家全壊	2 -2	住家半壊	2 -3	住家一部損壊	2 -4	住家床上浸水	2 -5	住家床下浸水
3 -1	非住家(公共)	3 -2	非住家(その他)						

1-（2） 農業及び林業被害 第 報 部

災害の種別名称			発 生 日 時	・ ・ 前 後		発 生 場 所	
部 長	次 長	班 長		午	後		
			調 査	・ ・		調 査 者	
			作 成	・ ・		職 氏 名	
項 目	区 分		数 量	被害額(千円)	復旧額(千円)	備 考	
農 業 被 害	田	流失埋没	箇所 ha				
		冠 水	箇所 ha				
		きれつ	箇所 ha				
		陥 没	箇所 ha				
			箇所 ha				
	畑	流失埋没	箇所 ha				
		冠 水	箇所 ha				
		きれつ	箇所 ha				
		陥 没	箇所 ha				
			箇所 ha				
	農作物						
	農業用施設						
	その他						
計							
林 道 被 害	一般林道	作業林道					
		苗 畑					
	林産物						
	計						
合 計							

1—(3) 水産業被害 第 報 部

災害の種別名称			発 生 日 時	午 前 後	発 生 場 所
部 長	次 長	班 長			
			調 査	・	・
			作 成	・	・
項 目	区 分	数 量	被害額(千円)	復旧額(千円)	備 考
漁船被害(船舶)	沈 没	隻			
	流 失	隻			
	破 損	隻			
		隻			
		隻			
水産施設被害					
水産物被害					
その他					
合 計					

1-4(4) 商工業被害 第 報 部

災害の種別名称			発 生 時 間 日 時	午	前	後	発 生 場 所	
部 長	次 長	班 長						
			調 査			調 査 者 職 氏 名		
			作 成					
項 目	区 分		数 量	被 害 額 (千 円)	復 旧 額 (千 円)	備 考		
工 場 被 害	設 備	建 物	箇 所 m <sup>2</sup>					
		機 械	台					
	原 材 料							
商 店	設 備	店 舗	箇 所 m <sup>2</sup>					
被 害	商 品							
合 計								



2 公共又は公用施設被害

2-1(1) 国県施設等の被害 第 報 部

災害の種別名称			発 生 日 時 午 . . 前 後 .	発 生 場 所
部 長	次 長	班 長		
			調 査	調 査 者 職 氏 名
			作 成	
項 目	区 分	数 量	被 害 額 (千 円)	備 考
漁港(港湾)	岸 壁	箇所 m <sup>2</sup>		
	防 波 堤	箇所 m <sup>2</sup>		
	護 岸	箇所 m <sup>2</sup>		
治山・治水	林 道	箇所 m <sup>2</sup>		
	山 地 崩 壊	箇所 m <sup>2</sup>		
	山 地 治 山 施 設			
	保 安 林			
公共土木施設	国 道	箇所 m <sup>2</sup>		
	県 道	箇所 m <sup>2</sup>		
	橋 り よ う	箇所 m <sup>2</sup>		
	河 川	箇所 m <sup>2</sup>		
	砂 防	箇所 m <sup>2</sup>		
	海 岸	箇所 m <sup>2</sup>		
教育施設				
その他				
合 計				



様式第2号（第6条関係）

被害状況報告(速報 第 報・確定)

災 害 名				区 分		単 位	被 害		
報 告 時 点		月 日 時 現 在		田	流 失 等	ha			
市 町 村 名					畑	冠 水	ha		
課 係 名				畑		流 失 等	ha		
報 告 者 名					畑	冠 水	ha		
区 分		単 位	被 害	文 教 施 設		箇 所			
人 的 被 害	死 者	人		そ の 他	病 院		箇 所		
	行 方 不 明 者	人			道 路		箇 所		
	負 傷 者	重 傷	人			橋 梁		箇 所	
		軽 傷	人			河 川		箇 所	
住 家 被 害	全 壊	棟			港 湾		箇 所		
		世帯			砂 防		箇 所		
		人			清 掃 施 設		箇 所		
	半 壊	棟			が け 崩 れ		箇 所		
		世帯			鉄 道 不 通		箇 所		
		人			被 害 船 舶		隻		
	一 部 破 損	棟		水 道		戸			
		世帯		電 話		回 線			
		人		電 気		戸			
		人		ガ ス		戸			
	床 上 浸 水	棟		ブ ロ ッ ク 塀 等		箇 所			
		世帯							
人									
床 下 浸 水	棟		り 災 世 帯 数	世 帯					
	世帯		り 災 者 数	人					
	人		火 災 発 生	建 物	件				
非 住 家	公 共 建 物	棟		危 険 物	件				
	そ の 他	棟		そ の 他	件				

注1 施設等の被害箇所数及び被害額については、国管理・県管理分を除く。

注2 被害額については、即報段階では、省略できるものとする。

区 分		単 位	被 害	災 害 対 策 本 部 等 の 設 置 状 況		
公 立 文 教 施 設		千円		名 称		
農 林 水 産 業 施 設		千円		設 置	月 日 時 分	
公 共 土 木 施 設		千円		解 散	月 日 時 分	
そ の 他 の 公 共 施 設		千円		そ の 他 公 共 施 設 等 の 区 分 名 称 等		
小 計		千円				
そ の 他	農 業 被 害	千円				
	林 業 被 害	千円				
	畜 産 被 害	千円				
	水 産 被 害	千円				
	商 工 被 害	千円				
		千円				
	そ の 他	千円				
小 計		千円		消 防 職 員 出 動 延 人 数	人	
被 害 総 額		千円		消 防 団 員 出 動 延 人 数	人	
被 害 の 詳 細	人 的 被 害 の 状 況					
	被 害 区 分	氏 名	性 別	年 齢	住 所	
1 災害発生場所						
2 災害発生年月日						
3 災害の種類概況						
4 応急対策の状況						

別紙1

消防団員の出動状況

月 日	人 員	内 容

避難の勧告・指示の状況

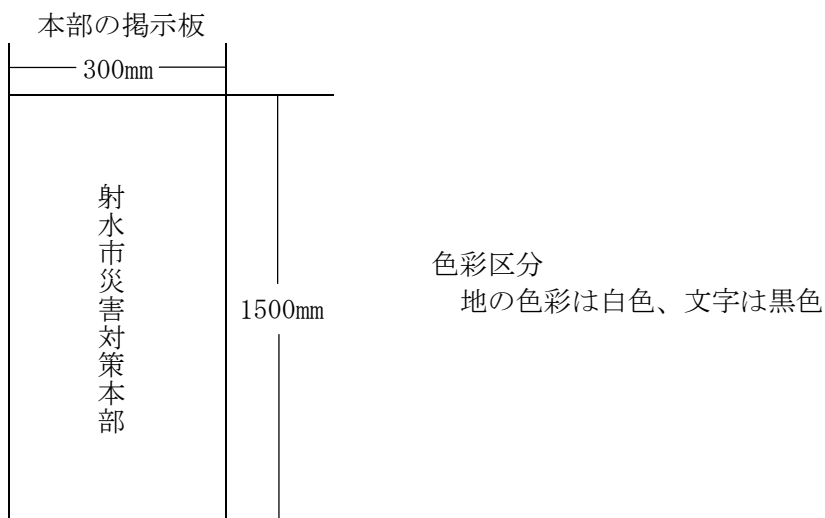
1) 避難勧告

場 所(地区名)	日 時 (発令～解除)	対象世帯数	対象人員	避難施設等	伝達手段
	～				
	～				
	～				
	～				
	～				
	～				
	～				
	～				

2) 避難指示

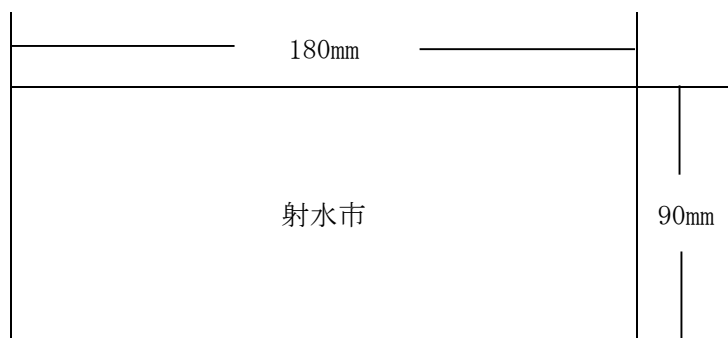
場 所(地区名)	日 時 (発令～解除)	対象世帯数	対象人員	避難施設等	伝達手段
	～				
	～				
	～				
	～				
	～				
	～				
	～				
	～				
	～				
	～				

様式第3号（第11条関係）



様式第5号（第11条関係）

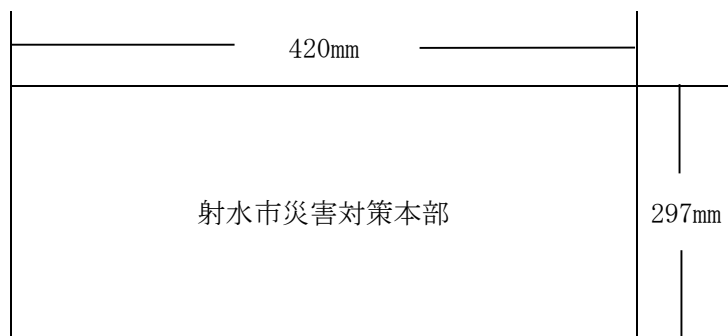
腕章



- (1) 色彩区分 地の色彩は青色、文字は白色
- (2) 寸法 寸法は、半分に折りたたんだ状態のもの

様式第6号（第11条関係）

車両用



- (1) 色彩区分 地の色彩は黄色、文字は黒色
- (2) 貼付箇所 車両の前、左右

様式第4号 (第11条関係)

腕章

180mm

90mm

射水市災害対策本部

本部長用

班長用

射水市災害対策本部

副本部長用

係長以上班長以外の管理職員用

射水市災害対策本部

部長用

その他職員用

射水市災害対策本部

次長用

- 1 色彩区分 地の色は白色、文字は黒色、中の線は赤色
- 2 寸法 寸法は、半分に折りたたんだ状態のもの

様式第7号（第19条関係）

本部長 (市長)	副本部長 (副市長)	部長	次長	班長 (課長)	班員

災 害 情 報

年 月 日	発 信 者		取 扱 者	
時 分	受 信 者			
件 名				

## 14-7 射水市河川等巡視規則

平成17年11月1日

規則第55号

(目的)

第1条 この規則は、水防法（昭和24年法律第193号）第9条に基づき、消防機関が市内の河川、海岸及び港湾等（以下「河川等」という。）に対する水災を警戒して、これによる被害を軽減することを目的とする。

(巡視)

第2条 消防長は、気象等の状況により洪水、津波又は高潮等の発生が予知されたときは、河川等の巡視を行うものとする。

(巡視区域)

第3条 河川等の巡視区域は、別に定める重要水防箇所とする。

(報告)

第4条 消防長は、河川等の巡視区域において、水防上危険を生ずるか、又はそのおそれのある箇所を発見したときは、直ちに当該河川等の管理者に連絡して必要な措置を求めるものとする。

(水防活動)

第5条 水防活動については、富山県水防計画に基づき実施するものとする。

(その他)

第6条 この規則の施行に関し必要な事項は、消防長が別に定める。

附 則

この規則は、平成17年11月1日から施行する。

## 14-8 射水市防災行政無線運用要綱

平成28年6月1日

告示第201号

## 第1章 総則

## (趣旨)

第1条 この要綱は、電波法(昭和25年法律第131号)その他関係法令に定めるもののほか、射水市防災行政用無線局(以下「防災行政無線」という。)の適正な管理及び運用に関し必要な事項を定めるものとする。

## (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 無線局 無線設備及び無線設備の操作を行う者の総体をいう。
- (2) 同報系無線局 親局から子局を通じて一斉に情報を伝達する無線局の総称をいう。
- (3) 親局 同報系無線局の通信の運用に関し総合的に管理し、及び統制するため射水市役所及び射水市消防本部に設置する無線局をいう。
- (4) 子局 屋外拡声子局及び戸別受信機の総称をいう。
- (5) 屋外拡声子局 親局から受信した情報をスピーカーで拡声放送するため屋外に設置する無線局をいう。
- (6) 戸別受信機 親局から受信した情報を放送するため屋内に設置する受信設備をいう。
- (7) 移動系無線局 統制局と移動局又は移動局相互間で情報の収集及び伝達を行う無線局の総称をいう。
- (8) 統制局 移動系無線局の通信の運用に関し総合的に管理し、及び統制するため射水市役所及び射水市消防本部に設置する無線局をいう。
- (9) 移動局 移動中又は不特定の地点に停止中に運用する無線局をいう。

## (無線管理者)

第3条 無線局に無線管理者を置く。

- 2 無線管理者は、無線局の管理及び運用について統括するとともに、通信取扱責任者を指揮監督する。
- 3 無線管理者は、財務管理部長の職にある者をもって充てる。

## (通信取扱責任者)

第4条 無線局に通信取扱責任者を置く。

- 2 通信取扱責任者は、無線管理者の指示に従い、無線局の管理及び運用に係る業務を掌理し、通信担当者を指揮監督する。

- 3 通信取扱責任者は、財務管理部防災・資産管理課長及び消防本部通信指令課長の職にある者をもって充てる。

(通信担当者)

第5条 無線局に通信担当者を置く。

- 2 通信担当者は、通信取扱責任者の指示に従い、法令に基づき無線設備の操作を行う。
- 3 通信担当者は、通信取扱責任者が無線従事者の資格を有する所属の職員のうちから指名する。

## 第2章 同報系無線局

(放送の方法)

第6条 同報系無線局による放送の方法は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 一斉放送 親局から行う放送であって、子局全てに一斉に情報を伝達するもの
- (2) グループ放送 親局から行う放送であって、あらかじめグループ化した子局を指定して一斉に情報を伝達するもの
- (3) 個別放送 親局から行う放送であって、1つの子局又は複数の子局を指定して情報を伝達するもの
- (4) 自局放送 屋外拡声子局に付属する放送装置を直接操作することにより行う放送

(通報の種類)

第7条 同報系無線局による通報の種類は、緊急通報、一般通報及び定時通報とする。

(緊急通報)

第8条 緊急通報により伝達する情報は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 風水害、雪害、火災等の非常事態に関する情報
- (2) 地震、津波等の危険予知に関する情報
- (3) 全国瞬時警報システムによる情報
- (4) 災害応急対策、災害復旧等に関する情報のうち緊急を要するもの
- (5) 市民の生命及び財産の保護のため特に緊急を要する重大な情報

(一般通報)

第9条 一般通報により伝達する情報は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 非常事態において生じた災害の復旧及び復興に関する情報
- (2) 官公署その他の公共機関からの災害対策に関する情報
- (3) 大気汚染に関する情報
- (4) 市民の生命及び財産の保護のため緊急を要する情報
- (5) 市政及び災害予防に関する周知又は協力を必要とする情報

- (6) 地域振興会が行う地域全体のコミュニティの醸成に資する行事に関する情報
- (7) 同報系無線局を用いた訓練を実施するために必要な情報
- (8) 機器の試験又は保守管理のために必要な情報
- (9) 前各号に掲げるもののほか、放送目的の重要性及び緊急性、代替手段の有無、放送を実施することによる支障の重大性等の事情を総合的に考慮して、無線管理者が必要と認める情報

#### (通報の依頼)

第10条 同報系無線局による通報を依頼しようとする者(以下「依頼者」という。)は、防災行政無線通報依頼書(様式第1号)を通報希望日の5日前(閉庁日を除く。)までに無線管理者に提出しなければならない。

- 2 無線管理者は、前項の規定による依頼があったときは、通報内容を確認の上、通報の可否を決定し、その旨を依頼者に通知するものとする。
- 3 無線管理者は、前項の規定により通報を許可する場合において、必要があると認めるときは、条件を付すことができる。

#### (放送)

第11条 緊急通報は、原則として通報を必要とする地域に所在する全ての子局を指定して放送するものとする。

- 2 一般通報は、原則として屋外拡声子局を指定して放送するものとし、戸別受信機を指定する場合は、当該戸別受信機の設置施設と伝達する情報との関係性、重要性等の事情を総合的に考慮して、無線管理者が必要と認めるものに限る。

#### (放送の制限)

第12条 無線管理者は、災害の発生その他特に必要があると認めるときは、放送を制限することができる。

#### (放送の原則)

第13条 同報系無線局による放送を行うときは、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 同報系無線局による放送を濫用してはならない。
  - (2) 放送の最初に通報主体者の名称を付して、その出所を明らかにしなければならない。
  - (3) 放送は、簡潔かつ明瞭に行い、3分以内に終了しなければならない。
- 2 通報前に上り4音チャイム、通報後に下り4音チャイムを放送するものとする。ただし、特に重要な緊急通報の前後には、任意又は特定のサイレンを吹鳴することができる。

## (放送時間)

第14条 同報系無線局による放送の時間は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 緊急通報は、その必要により行うものとする。
- (2) 一般通報は、午前8時30分から午後5時15分までを原則とする。ただし、放送目的、緊急性、放送を実施することによる支障等の事情を総合的に考慮して、無線管理者が必要と認めるものについては、この限りでない。

## (定時通報)

第15条 定時通報は、毎日1回以上、チャイム又は音楽により行うものとする。

- 2 定時通報の放送時刻及び放送内容は、無線管理者が別に定める。

## (自局放送)

第16条 自局放送は、緊急通報及び一般通報のほか、伝達しようとする情報が次の各号のいずれかに該当する場合に行うことができる。

- (1) 自主防災組織等による防災訓練を実施するために必要な情報
- (2) 地域振興会又は自治会若しくは町内会(以下「自治会等」という。)が行う当該地域全体に関わる行事及び啓発広報に関する情報

## (自局放送の申込み)

第17条 自局放送を行おうとする者は、防災行政無線自局放送申込書(様式第2号)を通報希望日の5日前(閉庁日を除く。)までに無線管理者に提出しなければならない。

- 2 無線管理者は、前項の規定による申込みがあったときは、通報内容を確認の上、通報の可否を決定し、その旨を当該申込み者に通知するものとする。
- 3 無線管理者は、前項の規定により通報を許可する場合において、必要があると認めるときは、条件を付すことができる。

## (自局放送者の責務)

第18条 自局放送を行う者は、第13条に規定する事項のほか、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 自局放送の内容が全ての聴取者に必要な情報ではないことに十分留意し、最小限の放送となるよう努めなければならない。
- (2) 放送前に通報原稿を作成し、正確に読み上げなければならない。
- (3) 通報に関係のない4音チャイムの放送又はサイレンの吹鳴をしてはならない。
- (4) 自局放送の運用に関し、日頃から関係者、周辺自治会等との相互理解を深めなければならない。
- (5) 緊急通報を除き、放送を聴取できる周辺自治会等に対し、事前に通報主体者、通報内容及び通報時間を周知しなければならない。

- (6) 氏名、住所、電話番号等の個人情報を放送してはならない。
- (7) 屋外拡声子局に付属する放送装置に外部の音響機器を接続してはならない。
- (8) 自局放送による第三者からの苦情は、通報主体者の責任で解決しなければならない。

(自局放送の時間)

第19条 自局放送を行う時間は、放送目的の緊急性及び放送を実施することによる支障を勘案し、聴取者の理解が得られる時間内とする。

(屋外拡声子局設置台帳)

第20条 無線管理者は、屋外拡声子局設置台帳(様式第3号)を備え、常に屋外拡声子局の設置状況を明らかにしなければならない。

### 第3章 移動系無線局

(通信の種類)

第21条 移動系無線局による通信の種類は、緊急通信及び平常通信とする。

(緊急通信)

第22条 緊急通信により収集及び伝達を行う情報は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 地震、台風、洪水、津波等の災害に関する情報
- (2) 市民の生命に係る緊急かつ重要な事項に関する情報

(平常通信)

第23条 平常通信により収集及び伝達を行う情報は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 一般行政事務に関する情報
- (2) 通信訓練又は防災訓練を実施するために必要な情報
- (3) 機器の試験又は保守管理のために必要な情報

(通信の制限)

第24条 無線管理者は、災害の発生その他特に必要があると認めるときは、通信を制限することができる。

(通信の原則)

第25条 移動系無線局による通信を行うときは、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 必要のない通信を行ってはならない。
- (2) 通信の最初に自局の呼出し名称又は運用名称を付して、その出所を明らかにしなければならない。

- (3) 通信は、簡潔かつ明瞭に行い、1回につき、原則として3分以内に終了しなければならない。
- (4) 通信は、正確に行うものとし、通信上の誤りを知ったときは、直ちに訂正しなければならない。
- (5) 相手局を呼び出そうとするときは、当該相手局が他局との通信を行っていないことを確認した上で送信するものとする。

(運用時間)

第26条 移動系無線局は、常時運用するものとする。ただし、平常時においては午前8時30分から午後5時15分までを原則とする。

(目的外使用の禁止)

第27条 移動系無線局は、通信目的又は通信の相手局若しくは通信事項の範囲を超えて運用してはならない。

(混信等の防止)

第28条 移動系無線局は、他の無線局の運用を阻害するような混信その他の妨害を与えるおそれのある運用をしてはならない。

(呼出し)

第29条 移動系無線局による呼出し(以下「呼出し」という。)は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 個別呼出し 複信方式により特定の統制局又は移動局を呼び出すこと。
- (2) 一括呼出し 単信方式により全ての統制局及び移動局を一括して呼び出すこと。
- (3) 特定局一括呼出し 単信方式により2以上の特定の統制局又は移動局を一括して呼び出すこと。

(個別呼出し)

第30条 個別呼出しは、次に掲げる事項を順次送信して行う。

- (1) 「相手局の呼出し名称又は運用名称」 2回以下
- (2) 「こちらは」 1回
- (3) 「自局の呼出し名称又は運用名称」 1回
- (4) 「どうぞ」 1回

2 相手局が確実に受信できると認められるときは、前項第2号及び第3号に定める送信を省略することができる。

(一括呼出し及び特定局一括呼出し)

第31条 一括呼出しは、次に掲げる事項を順次送信して行う。

- (1) 「いみず各局」 2回以下
- (2) 「こちらは」 1回
- (3) 「自局の呼出し名称又は運用名称」 1回
- (4) 「どうぞ」 1回

2 特定局一括呼出しは、次に掲げる事項を順次送信して行う。

- (1) 「相手局の呼出し名称若しくは運用名称各局又はグループ名称」 2回以下
- (2) 「こちらは」 1回
- (3) 「自局の呼出し名称又は運用名称」 1回
- (4) 「どうぞ」 1回

3 呼出しに対して応答がないため、呼出しを反復するときは、間隔をおいて行う。

(応答)

第32条 統制局及び移動局は、自局に対する呼出しを受信したときは、直ちに応答しなければならない。

2 呼出しに対する応答は、次に掲げる事項を順次送信して行う。

- (1) 「相手局の呼出し名称又は運用名称」 2回以下
- (2) 「こちらは」 1回
- (3) 「自局の呼出し名称又は運用名称」 1回
- (4) 「どうぞ」 1回

3 相手局が確実に受信できると認められるときは、前項第1号に定める送信を省略することができる。

4 一括呼出し又は特定局一括呼出しに対する応答順位は、統制局を第1とし、次に呼び出す相手局の局番号順によるものとする。

(不確実な呼出しに対する応答)

第33条 自局に対する呼出しであることが確実でない呼出しを受信したときは、その呼出しが反復され、かつ、自局に対する呼出しであることが確実に判明するまで応答してはならない。

2 自局に対する呼出しを受信したが、呼出し名称が不確実である場合は、前条第2項第1号中「相手局の呼出し名称又は運用名称」を「誰かこちらを呼びましたか」と読み替えて、直ちに応答しなければならない。

(通報の送受信)

第34条 移動系無線局による通報(以下この条において「通報」という。)の送信は、次に掲げる事項を順次送信して行う。

- (1) 「相手局の呼出し名称又は運用名称」 1回
  - (2) 「こちらは」 1回
  - (3) 「自局の呼出し名称又は運用名称」 1回
  - (4) 「通報内容」
  - (5) 「どうぞ」 1回
- 2 特に緊急の通報で相手局の受信が確実な場合又は2以上の相手局に同時に通報を行う場合は、呼出しに引き続き、通報を送信することができる。
- 3 通報を受信した場合は、次に掲げる事項を順次送信する。
- (1) 「相手局の呼出し名称又は運用名称」 1回
  - (2) 「こちらは」 1回
  - (3) 「自局の呼出し名称又は運用名称」 1回
  - (4) 「了解」 1回
- 4 相手局が確実に受信できると認められるときは、第1項第1号及び前項第1号に定める送信を省略することができる。
- (移動局設置台帳)

第35条 無線管理者は、移動局設置台帳(様式第4号)を備え、常に移動局の設置状況を明らかにしなければならない。

#### 第4章 雑則

(その他)

第36条 この要綱に定めるもののほか、防災行政無線の管理及び運用に関し必要な事項は、別に定める。

#### 附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、平成28年9月26日から施行する。  
(射水市防災行政無線(移動系)運用要綱の廃止)
- 2 射水市防災行政無線(移動系)運用要綱(平成17年射水市訓令第22号)は、廃止する。  
(射水市防災行政無線(同報系)運用要綱の廃止)
- 3 射水市防災行政無線(同報系)運用要綱(平成17年射水市訓令第23号)は、廃止する。

附 則 (平成28年10月7日告示第236号)

この告示は、平成28年10月11日から施行する。

附 則 (令和元年10月1日告示第199号)

この告示は、公表の日から施行する。

附 則 (令和5年3月24日告示第62号)

この告示は、令和5年4月1日から施行する。

附 則（令和6年3月22日告示第62号）  
この告示は、令和6年4月1日から施行する。

様式第1号（第10条関係）

## 防災行政無線通報依頼書

年 月 日

件名			
目的及び理由			
通報地域	市内全域（ ）地区		
通報種類	通報希望日	通報希望時間	
1 緊急通報 2 一般通報	年 月 日（ ）から 年 月 日（ ）まで	午前 午後	時 分
連絡責任者	氏名	電話	
通報内容			
<p>上記のとおり、無線通報を依頼します。</p> <p>無線管理者</p> <p>依頼者（課・機関・団体名）</p> <p>（所属長・代表者名）</p>			

備考

- 1 通報希望日の5日前（閉庁日を除く。）までに提出すること。
- 2 通報内容は簡潔にし、1回の放送は3分以内に終了すること。
- 3 依頼者の名称は、通報主体者として放送の最初に付し、その出所を明らかにすること。

様式第2号（第17条関係）

## 防災行政無線自局放送申込書

年 月 日

件 名			
目的及び理由			
放送子局			
通報種類	通報希望日	通報希望時間	
1 緊急通報 2 一般通報 3 その他	年 月 日（ ）から 年 月 日（ ）まで	午前 午後	時 分
連絡責任者	氏名	電話	
通報内容			
<p>上記のとおり、自局放送を申し込みます。</p> <p>無線管理者</p> <p style="text-align: center;">申込み者（団体名） （代表者名）</p>			

## 備考

- 1 通報希望日の5日前（閉庁日を除く。）に提出し、許可を受けること。
- 2 通報内容は簡潔にし、1回の放送は3分以内に終了すること。
- 3 申込み者の名称は、通報主体者の名称として放送の最初に付し、その出所を明らかにすること。
- 4 通報前に上り4音チャイム、通報後に下り4音チャイムを放送すること。

## 14-9 射水市防災行政無線戸別受信機の取扱いに関する要綱

平成28年6月1日

告示第202号

(趣旨)

第1条 この要綱は、射水市防災行政無線戸別受信機(以下「戸別受信機」という。)の取扱いに関し必要な事項を定めるものとする。

(設置基準)

第2条 戸別受信機の設置基準は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 市が整備する土砂災害警戒区域(以下「警戒区域」という。)内における住民避難等台帳に登録された世帯の住家及び事業所
- (2) 警戒区域を有する地域振興会又は自治会若しくは町内会(以下「地域振興会等」という。)の代表者の住家及び公民館(射水市公民館建設等補助金交付要綱(平成22年射水市告示第52号)第2条に規定する集会施設をいう。)
- (3) 市指定避難所に指定する施設及び事業所
- (4) 前3号に掲げるもののほか、防災対策上、市長が特に必要と認める施設及び事業所

(貸与の申請)

第3条 前条第1号及び第2号に掲げるもののうち、戸別受信機の貸与を希望するものは、戸別受信機貸与申請書(様式第1号)を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、前条の設置基準の適合を審査し、適当と認めるときは、予算の範囲内において戸別受信機を貸与するものとする。

(借受者の管理責任等)

第4条 前条の規定により戸別受信機の貸与を受けた者(以下「借受者」という。)は、戸別受信機を常に正常な状態に保つよう責任を持って維持管理し、異常を発見したときは、直ちにその状況を市長に届け出なければならない。

2 借受者は、戸別受信機を第三者に譲渡し、転貸し、又は売却してはならない。

(変更届)

第5条 借受者は、次に掲げる事項について変更があったときは、戸別受信機貸与変更届(様式第2号)を市長に提出しなければならない。

- (1) 設置住所
- (2) 設置場所(空中線の変更を伴うものに限る。)
- (3) 地域振興会等の代表者

## (費用負担)

第6条 戸別受信機は、無償貸与とし、初期設置費用及び保守管理費用については、市が負担する。ただし、次に掲げる費用については、借受者の負担とする。

- (1) 電気料
- (2) 電池代
- (3) 設置場所の変更に必要な費用(空中線の変更を含む。)
- (4) その他戸別受信機の管理上、通常要すると認められる費用

## (保守点検)

第7条 借受者は、常に戸別受信機の取扱いに注意して点検を行い、戸別受信機の機能の保持及び管理に努めるものとする。

2 戸別受信機の点検項目は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 電源 LED ランプの点灯状態
- (2) 音量の調節による音量変化の状態
- (3) 電源コードの接続状態
- (4) 電池の装着状態
- (5) 受信時の雑音入感の有無

## (損害賠償)

第8条 借受者は、故意又は重大な過失により戸別受信機を亡失し、又は損傷した場合は、これによって生じた損害を賠償しなければならない。

## (返還)

第9条 借受者は、第2条第1号及び第2号の設置基準を満たさなくなったときは、直ちに戸別受信機返還届(様式第3号)を市長に提出し、戸別受信機を返還しなければならない。

## (避難所等への設置)

第10条 市長は、第2条第3号及び第4号に掲げる施設及び事業所に戸別受信機を設置しようとするときは、当該施設の管理者の承諾を得るものとする。

## (管理)

第11条 市長は、前条の規定により設置した戸別受信機を常に正常な状態に保つよう責任を持って維持管理するものとし、施設の管理者は、その維持管理に協力するものとする。

2 戸別受信機の設置条件及び前項に規定する維持管理への協力に係る事項については、市長と施設の管理者が協議して定める。

(設置台帳の整備)

第12条 市長は、戸別受信機設置台帳(様式第4号)を備え、常に戸別受信機の設置状況を明らかにしなければならない。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、戸別受信機の取扱いに関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成28年9月26日から施行する。

(射水市防災行政無線通信設備同報系戸別受信機貸与要綱の廃止)

2 射水市防災行政無線通信設備同報系戸別受信機貸与要綱(平成17年射水市告示第15号)は、廃止する。

(準備行為)

3 第3条の規定による戸別受信機の貸与の申請及び決定その他この告示を施行するために必要な準備行為は、この告示の施行の日前においても行うことができる。

様式第1号（第3条関係）

## 戸別受信機貸与申請書

年 月 日

射水市長

借受者	住 所	
	代表者氏名	④
	電 話 番 号	

下記のとおり戸別受信機の貸与を受けたいので申請します。  
 なお、戸別受信機の設置に当たり、市の指定業者に記載した情報を提供すること、指定業者が宅内で電波調査を実施し、戸別受信機の取付け工事を行うことに同意します。

## 記

借 受 装 置	戸別受信機（標準型） 1台		
設 置 住 所			
設 置 階 数		設 置 場 所	
備 考			

- ・同一建物内で世帯分離されている場合でも貸与は1台とします。
- ・車庫・倉庫・資材置場等、人が居住・常駐しない施設は貸与の対象になりません。

※以下は記入しないでください。

貸与要件		地区名	地区
受信機番号		子局名称	
空中線の有無	有 ・ 無		
貸与日	平成 年 月 日		

受領確認

様式第2号（第5条関係）

## 戸別受信機貸与変更届

年 月 日

射水市長

借受者	住 所	射水市
	代表者氏名	④
	電 話 番 号	

下記のとおり戸別受信機の設置場所等を変更したいので届け出ます。  
 なお、設置場所等の変更に当たっては、自己の負担により行います。

記

借 受 装 置	戸別受信機（標準型） 台
変 更 事 項	
変更の理由	

※以下は記入しないでください。

受信機番号		子局名称	
-------	--	------	--

様式第3号（第9条関係）

## 戸別受信機返還届

平成 年 月 日

射水市長

借受者	住 所	射水市
	代表者氏名	①
	電 話 番 号	

下記のとおり戸別受信機を返還したいので届け出ます。  
 なお、戸別受信機の返還に伴い、撤去工事が必要な場合は、市の指定業者に記載した情報を提供すること、指定業者が工事を行うことに同意します。

記

借 受 装 置	戸別受信機（標準型） 台		
設 置 住 所	射水市 (借受者の住所が異なる場合に記入)		
設 置 階 数	階	設 置 場 所	
返 還 理 由			
空中線の有無	有 ・ 無		

※以下は記入しないでください。

受信機番号		子局名称	
貸 与 日	平成 年 月 日		
変 更 日	平成 年 月 日		
備 考			
返 還 日	平成 年 月 日		

返還確認

## 14-10 射水市自主防災組織補助金交付要綱

平成24年9月27日

告示第216号

(趣旨)

第1条 この要綱は、射水市補助金等交付規則（平成17年射水市規則第28号。以下「規則」という。）第17条の規定に基づき、射水市自主防災組織補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

(補助金の交付)

第2条 市長は、災害による被害を最小限に抑えるために不可欠な地域住民の自助及び共助による地域防災力の向上のため、射水市沿岸地域の自主防災組織が行う津波対策資機材の整備に関する事業（以下「津波対策資機材整備事業」という。）、自主防災組織が夜間に発生する災害を想定して実施する避難訓練に関する事業（以下「早期避難等訓練モデル事業」という。）に要する経費に対し、予算の範囲内において、補助金を交付するものとする。

2 補助金の交付は、1自主防災組織につき、1回限りとする。

(補助金の対象経費等)

第3条 補助金の種類、対象経費及び限度額は、次の表のとおりとする。

補助金の種類	対象経費	限度額
津波対策資機材整備事業	射水市沿岸地域の自主防災組織が行う津波対策防災資機材の整備に要する経費	1自主防災組織当たり200千円
早期避難等訓練モデル事業	自主防災組織が夜間に発生する災害を想定して行う訓練の実施に要する経費	1自主防災組織当たり100千円

(補助金の交付申請)

第4条 補助金の交付を申請しようとする自主防災組織は、規則第4条に規定する補助金等交付申請書に次に掲げる書類を添付し、市長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書
- (2) 収支予算書及び見積書の写し
- (3) その他市長が必要と認める書類

(補助金の交付決定)

第5条 市長は、前条の規定による申請があった場合はこれを審査し、適当と認めるときは、規則第5条の規定により、当該申請者に通知するものとする。

(事業計画の変更等)

第6条 事業計画の内容を変更するとき、又は事業を中止しようとするときは、規則第10条第1項に規定する補助事業等変更(中止・廃止)承認申請書を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

(実績報告)

第7条 補助金の交付決定を受けた自主防災組織は、規則第12条に規定する補助事業実績報告書に、次に掲げる書類を添付し、市長に提出しなければならない。

- (1) 事業報告書
- (2) 収支決算書及び領収書の写し
- (3) 事業を実施したことが分かる写真
- (4) その他市長が必要と認める書類

(補助金の額の確定)

第8条 市長は、前条の実績報告書の提出があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、規則第13条の規定により補助金の額を確定し、補助金等確定通知書により当該自主防災組織に通知するものとする。ただし、確定額が第5条により通知した金額と同額の場合は、確定の旨の通知を省略することができる。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、公表の日から施行し、平成24年度分の補助金から適用する。

附 則(平成25年6月6日告示第114号)

この告示は、公表の日から施行し、平成25年度分の補助金から適用する。

附 則(平成27年4月1日告示第70号)

この告示は、公表の日から施行する。

附 則(平成28年4月1日告示第71号)

この告示は、公表の日から施行する。

## 14-11 射水市雪対策連絡調整会議設置要綱

平成18年1月11日

訓令第1号

(設置)

第1条 雪害の予防及び対策の迅速かつ円滑な処理を図るため、射水市雪対策連絡調整会議（以下「連絡調整会議」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 連絡調整会議は、次に掲げる事項を協議する。

- (1) 雪害の予防に関する事項
- (2) 雪害の対策に関する事項
- (3) 前2号に掲げるもののほか、特に必要な事項

(組織)

第3条 連絡調整会議は会長及び委員をもって組織する。

- 2 会長は、副市長をもって充てる。
- 3 委員は、別表に掲げる職にある者をもって充てる。

(職務)

第4条 会長は、会務を総括する。

- 2 会長は、連絡調整会議を招集し、その議長となる。
- 3 会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する者がその職務を代理する。

(庶務)

第5条 連絡調整会議の庶務は、財務管理部総務課において処理する。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、連絡調整会議の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

## 附 則

この訓令は、公表の日から施行する。

附 則（平成19年3月28日訓令第5号）

この訓令は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成20年4月1日訓令第10号）

この訓令は、公表の日から施行する。

附 則（平成22年3月31日訓令第18号）

この訓令は、平成22年4月1日から施行する。

## 別表（第3条関係）

## 射水市雪対策連絡調整会議委員

組織	役職	備考
会長	副市長	
企画管理部	企画管理部長	
財務管理部	部長	
	次長	
	財政課長	
市民生活部	部長	
福祉保健部	部長	
産業経済部	部長	
都市整備部	部長	
上下水道部	部長	
市民病院事務局	事務局長	
教育委員会	事務局長	
消防本部	消防長	

※なお、必要に応じ連絡調整課長等が出席するものとする。

## 15-1 原子力防災用語集

## (1) あ行

アルファ線 ( $\alpha$  線)

⇒「放射線」の項へ

## 安全協定

道府県、市町村と原子力事業者との間に結ばれている協定。この協定に基づいて、(1) 環境放射能の測定・評価、(2) 施設の新増設に対する判断、(3) 施設の安全確認などが実施されている。

## 安定ヨウ素剤 (ヨウ素剤)

放射性ではないヨウ素をヨウ化カリウムなどの形で内服用に製剤化したもの。

放射性ヨウ素は、甲状腺に取り込まれると、数年から数十年後に甲状腺がんを発生させる可能性があるが、安定ヨウ素剤を服用することで、放射性ヨウ素の甲状腺への取り込みを抑制する。

現在、放射性ヨウ素からの甲状腺の内部被ばくを予防・低減するための医薬品として国内で承認され、市販されている安定ヨウ素剤には丸剤と粉末剤がある。丸剤は3歳以上が服用するものであり、粉末剤は、3歳未満の乳幼児や丸薬服用が困難な子供たちを対象に液状の安定ヨウ素剤を調製するためのものである。

## 運用上の介入レベル (OIL)

⇒「OIL (運用上の介入レベル)」の項へ

## エアロゾル

気体中に固体若しくは液体の粒子が分散しているもの。粒子の大きさは0.001 マイクロメートル ( $\mu\text{m}$ ) から100 マイクロメートル ( $\mu\text{m}$ ) までの範囲である。

(マイクロメートル ( $\mu\text{m}$ ) は、1,000 分の1 mm)

## 屋内退避

原子力災害時に、一般公衆が放射線被ばく及び放射性物質の吸入を低減するため家屋内に退避することをいう。

屋内退避は、住民等が比較的容易にとることができる対策であり、放射性物質の吸入抑制や中性子線及びガンマ線を遮へいすることにより被ばくの低減を図る防護措置である。屋内退避は、プルーム通過時の内部被ばくや外部被ばくを低減する場合や、避難の指示等が国等から行われるまで放射線被ばくのリスクを低減しながら待機する場合や、避難又は一時移転を実施すべきであるが、その実施が困難な場合、国及び地方公共団体の指示により行うものである。特に、病院や介護施設等においては、入院患者や入居者等が避難することにより、

健康状態を悪化させるリスクがあるなど、避難より屋内退避を優先することが必要な場合があり、この場合は、一般的に遮へい効果や建屋の気密性が比較的高いコンクリート建屋への屋内退避が有効である。

### 汚染検査

放射性物質が建物、施設などの床・壁などの表面、及び器具、容器、機械及び輸送物の表面に付着している状態を汚染といい、汚染されているか否かを検査することを汚染検査という。また、人について、衣服、帽子、靴、手袋、靴下、下着などの衣類及び皮膚、毛髪などの体表面を検査すること、体内に取入れた放射性物質の有無を検査することも汚染検査という。表面汚染に係る汚染検査では一般的に、表面汚染測定用サーベイメータが使用される。表面汚染の間接的な測定法としてのスミア検査（スミア法）も行われる。

また、人の手足、衣服などの汚染を検出するために、ハンドフットクロスモニタなどが用いられる。

### オフサイトセンター（緊急事態応急対策等拠点施設）

原子力災害が発生した時に、国、都道府県、市町村などの関係者が一堂に会し、原子力防災対策活動を調整し円滑に推進するための拠点となる施設。JCO 臨界事故の反省を踏まえ設置された。

事故が起こった場合には、オフサイトセンター内に設置される幾つかのグループが、施設の状態、モニタリング情報、医療関係情報、住民の避難・屋内退避状況などを把握し、必要な情報を集め共有する。オフサイトセンターでは、国の原子力災害現地対策本部長が主導的に必要な調整を行い、各グループがとるべき緊急事態応急対策を検討するとともに、周辺住民や報道関係者などに整理された情報を適切に提供する。

オフサイトセンターは、現在全国で 22 ヶ所が指定されている。

## （2） 加圧水型原子炉（PWR）

### 加圧水型原子炉（PWR）

[PWR : Pressurized Water Reactor]

減速材及び冷却材として普通の水（軽水）を用い、原子炉で発生した熱を取り出す一次冷却系に約 100～160 気圧の高圧をかけ、沸騰を抑える形式の原子炉。

一次系の熱は蒸気発生器を通して二次系に伝えられ、蒸気発生器二次側で発生した蒸気をタービンに送って発電する。

一次系と二次系が分離されているので、タービンを通る二次系の蒸気には放射性物質を含まない点が沸騰水型原子炉（BWR）と異なる。

日本では 2013 年 4 月現在、24 基が設置されている。

《参考》⇒ 「沸騰水型原子炉（BWR）」

※志賀原子力発電所の原子炉は、沸騰水型原子炉（1号機）及び改良型沸騰水型原子炉（2号機）である。

### 外部電源

原子力施設外部の送電系統又は原子力発電所の主発電設備から、原子力施設に供給される電源。

### 改良型沸騰水型原子炉（ABWR）

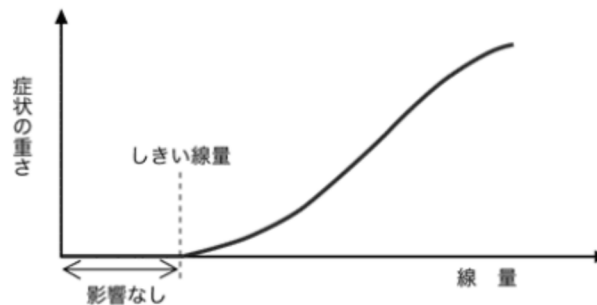
⇒「沸騰水型原子炉（BWR）」の項へ

### 確定的影響

ある一定の放射線量（これをしきい値という）を超える被ばくをした場合にだけ現れ、受けた放射線の量に依存して症状が重くなるような影響。大量の放射線を受けた結果多数の細胞死が起きたことが原因と考えられる。症状の現れ方には個人差があるが、ほぼ同じ程度の線量の放射線を受けた人には、同じような症状が現れる。

確定的影響には、急性の骨髄障害、胎児発生への影響（精神遅延、小頭症）、白内障などが含まれる。

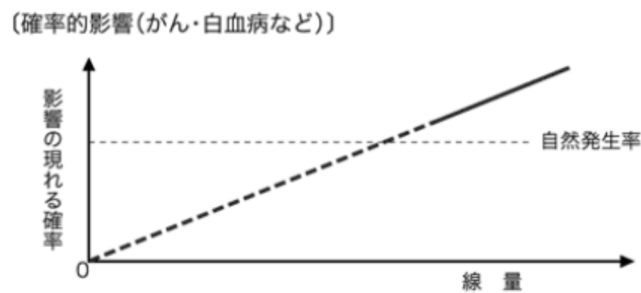
（確定的影響(脱毛・など)の線量と影響の関係）



出典：一般社団法人日本原子力学会「放射線の健康影響 用語集」（改）

### 確率的影響

放射線被ばくによる単一の細胞の変化が原因となり、受けた放射線の量に比例して障害発症の確率が増えるような影響でしきい値がないと仮定されている。がんと遺伝性影響が含まれる。放射線によってDNAに異常（突然変異）が起こることが原因と考えられている。



出典：放射線影響協会「放射線の影響がわかる本」

### 核燃料物質

核燃料物質とは、ウラン、プルトニウム、トリウム等原子核分裂の過程において高エネルギーを放出する物質であって、原子炉の中で核分裂を起こす物質をいう。

### 可搬型モニタリングポスト

⇒「モニタリングポスト」の項へ

### 環境放射線監視ネットワークシステム

環境放射線監視テレメータシステムは、原子力発電所周辺に設置したモニタリングポスト(空間線量率の測定)等の測定データを専用回線により収集し、常時監視するシステム。

富山県内には2基のモニタリングステーションと、7基のモニタリングポストがあり、放射線量に異常がないか365日24時間連続で監視を行っている。

### 環境放射線モニタリング

原子力施設周辺環境の放射線影響を調べるため、モニタリングステーションやモニタリングポスト、可搬型モニタリングポスト等で放射線量率を測定すること。

### ガンマ線(γ線)

⇒「放射線」の項へ

### 希ガス

周期表の第0族元素であるヘリウム(He)、ネオン(Ne)、アルゴン(Ar)、クリプトン(Kr)、キセノン(Xe)、ラドン(Rn)の6つの総称。自然界の存在量が少なく、化学的に不活性な気体。クリプトン(Kr)やキセノン(Xe)といった原子炉内でできる放射性の希ガスは、フィルタなどで容易に除去できないため外部被ばくの原因となる。

原子力発電所で燃料破損による事故が発生した場合、主にクリプトンやキセノンの放射性希ガスが大気中に放出される。

### 救護所

地域住民の避難等の措置が決定された場合に、周辺住民の医療救護のため設けられる場所。救護所では、被災者の登録が行われた後、被災者に対する問診や放射性物質による汚染の検査が実施される。

### 吸収線量 (Gy)

放射線によって物質や人体に吸収されるエネルギー量。単位はグレイ (Gy)。

### 給水設備

タービン設備において、復水 (給水) を加熱し、原子炉圧力容器 (BWR) に送水するための設備であり、給水加熱器や給水ポンプ、給水制御弁などにより構成されている。

### 緊急時活動レベル (EAL)

⇒「EAL (緊急時活動レベル)」の項へ

### 緊急時環境放射線モニタリング (緊急時モニタリング)

放射性物質を大量に保有又は取り扱う原子力発電所などで異常状態が発生し、施設外へ放射性物質が大量に放出された時、又はその恐れがある時に、施設周辺環境の放射線及び放射性物質に関する情報を迅速に得るために緊急に実施されるモニタリング。

また、環境中の河川水、土壌、野菜、牛乳等の採取を行い、放射性物質による影響を調べる。

平成 25 年 6 月の原子力災害対策指針の改定によって、国・地方公共団体・原子力事業者及び指定公共機関等の関係機関により組織される緊急時モニタリングセンターが実施することとなった。

### 緊急事態区分

原子力施設において事故が発生した場合、同種類の緊急時対応を要求することとなる一連の状態をいう。

これらを区分するのが EAL (Emergency Action Level) であり、原子力発電所において事故が発生した場合、緊急事態の深刻さを検知し、どの緊急事態区分に属するかを判断するために事前に定められた観測可能な基準として用いられる。

平成 25 年 2 月に改定された原子力災害対策指針においては、警戒事態、施設敷地緊急事態、全面緊急事態の 3 段階に分類されている。

### 緊急時モニタリング計画

道府県内の緊急時モニタリングの実施体制、実施地点、緊急時モニタリング実施計画が策定されるまでの初期段階での実施項目、及びこれらのための準備等について定めたものであり、道府県があらかじめ作成する。

### 緊急時モニタリング実施計画

各道府県の緊急時モニタリング計画に基づき、原子力災害発生時に実際に行う緊急時モニタリングについて定めるものであり、国が原子力災害発生時に作成する。

緊急時モニタリングセンターの意見も踏まえつつ、原子力災害の進展と汚染の拡大に応じて随時改訂する。

### 緊急時モニタリングセンター

緊急時モニタリングセンターは、現地において、国・地方公共団体・原子力事業者及び指定公共機関等の関係機関が連携して、緊急時モニタリングを実施するために組織される。

### 緊急消防援助隊

緊急消防援助隊は、阪神・淡路大震災を契機に大規模災害時における人命救助活動をより効果的に行うために整備された、全国の消防機関による相互応援の体制で、平成7年6月に発足した。

緊急消防援助隊は、国内で大規模災害が発生し、一つの都道府県ではその災害に対処できないとき、消防庁長官の要請により出動し、被災地の市町村長の指揮の下に活動する。出動可能な部隊は、あらかじめ消防庁に登録されている。援助隊は、指揮支援部隊、救助部隊、救急部隊、消火部隊、後方支援部隊、航空部隊、水上部隊、特殊災害部隊で編成されている。

### 緊急速報メール

災害発生時の緊急速報を携帯電話のメールによって速やかに伝達する携帯電話会社のサービスであり、エリア内にいる人、走行中の車両、運行中の列車、船舶等においても確実に情報伝達が可能。

富山県では、平成24年6月から運用を開始した。

### 緊急防護措置を準備する区域（UPZ）

⇒「UPZ（緊急防護措置を準備する区域）」の項へ

### 空間放射線量率（空気吸収線量率）

環境中の放射線の強度をある空間の一点での放射線の量で表した単位時間当たりの量。平常時及び緊急時の環境モニタリングにおける重要な測定項目のひとつである。

放射線の量を物質が放射線から吸収したエネルギー量で測定する場合、線量率の単位は、Gy/h（グレイ/時）で表す。空気吸収線量率ともいい、表示単位は一般的に nGy/h（ナノグレイ/時）及び  $\mu\text{Sv/h}$ （マイクロシーベルト/時）である。

原子力発電所等の原子力施設では、周辺環境の安全を確かめるため、モニタリングステーション及びモニタリングポストを施設周辺に設置し、環境中の空間放射線量率を連続して測定している。

（※ ナノは、10 のマイナス 9 乗）

### グレイ (Gy)

放射線のある物体に当たった場合、その物体が吸収した放射線のエネルギー量を吸収線量とよび、単位としてグレイ (Gy) が用いられる。

1 グレイは、放射線を受けた物体 1 キログラムあたり 1 ジュールのエネルギーを吸収したことに相当する。

この単位は放射線や物質の種類によらず適用されるもので、放射線が物質（人体を含む）に与える影響を評価するときの基本的な物差しになる。

### 警戒区域

災害対策基本法で、市町村長には、住民の生命又は身体に対する危険を防止するため、立入制限や退去等を命ずる区域を設定する権限が与えられている。この区域を警戒区域という。

### 警戒事態

⇒「EAL（緊急時活動レベル）」の項へ

### 警察災害派遣隊

東日本大震災における反省・教訓を踏まえ、大規模災害発生時において、全国警察から直ちに被災地へ派遣する部隊を拡充させるとともに、長期間にわたって警察活動を行う部隊として新たに編成されたもの（平成 24 年 5 月）。

全国から直ちに被災地へ派遣する即応部隊と、災害対応の長期化を見据え、概ね 2 週間以降において様々な警察活動を行うための一般部隊から構成される。

### 原子力規制委員会

東京電力福島第一原子力発電所の事故の反省を踏まえ、原子力規制委員会設置法が成立し、平成 24 年 9 月 19 日に環境省の外局として発足。

原子力規制委員会は、国家行政組織法第 3 条第 2 項に基づいて設置された独立性の高い委員会であり、国民の生命、健康及び財産の保護、環境の保全並びに国の安全保障を目的に活動する。原子力規制委員会は、任期 5 年の委員長及び 4 名の委員で構成されている。

### 原子力緊急事態

原子力発電所などの原子力施設より放射性物質又は放射線が異常に原子力施設の外へ放出あるいは政令で定められた事象が発生した事態。原災法に基づき、あらかじめ定められた異常な事態に至った場合には、直ちに内閣総理大臣に報告（原災法第15条第1項）し、内閣総理大臣は直ちに原子力緊急事態宣言を発出する（原災法第15条第2項）とともに、内閣総理大臣を本部長とする原子力災害対策本部を設置する（原災法第16条）こととしている。内閣総理大臣は、原子力緊急事態宣言及び緊急事態応急対策を実施すべき区域、原子力緊急事態の概要、区域内の居住者、滞在者その他の者及び公私の団体に対し周知させるべき事項の公示を行う。

### 原子力緊急事態宣言

原子力緊急事態が発生した場合、原災法第15条に基づき内閣総理大臣により行われる以下の公示のこと。（1）原子力緊急事態が発生した旨（2）緊急事態応急対策を実施すべき区域（3）原子力緊急事態の概要（4）緊急事態応急対策実施区域の区域内の居住者などに対して周知させるべき事項

### 原子力災害現地対策本部

原災法第17条第8項により、現地に原子力災害対策本部の事務の一部として事故・事象の情報収集、地方公共団体などとの連絡・調整などを行う組織としてオフサイトセンターに設置される組織。原災法第15条の原子力緊急事態宣言後に、現地事故対策連絡会議から移行される。

### 原子力災害合同対策協議会

内閣総理大臣から原子力緊急事態宣言があったとき、国と地方公共団体の連携強化のためオフサイトセンターに設けられる協議会。情報の共有化を図り、応急対策などを協議する組織。（原災法第23条による）

### 原子力災害対策指針

原災法第6条の2第1項に基づき、原子力事業者、指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長、地方公共団体、指定公共機関及び指定地方公共機関その他の者が原子力災害対策を円滑に実施するための指針。

従来は、「原子力施設等の防災対策について（防災指針）」として規定されていたが、東京電力福島第一原発事故の教訓を踏まえ、平成24年9月の原災法改正により、原子力災害対策指針として法定化された。

原子力規制委員会により、平成24年10月31日に策定されたが、緊急時モニタリングの在り方やPPAの導入等については今後検討を行うべき課題とされ、改定される予定。

### 原子力災害対策特別措置法（原災法）

平成11年9月30日に起きたJCO臨界事故の教訓から、原子力災害時の初期対応の迅速化、国・地方公共団体の連携強化、国の体制強化、事業者責務の確保などを図るため、平成11年12月に制定された法律。略して原災法という。

東京電力福島第一原発事故を受けて、平成24年9月に改正。

### 原子力災害対策本部

原子力災害時に臨時に内閣府に設置される本部。原災法第15条により、内閣総理大臣が原子力緊急事態宣言をしたときは、当該原子力緊急事態に係る緊急事態応急対策を総合的見地から迅速、的確かつ効果的に推進するため、閣議にかけて、臨時に内閣府に必ず設置される。内閣総理大臣が本部長を務める。

### 原子力事業者防災業務計画

原災法第7条により原子力事業者が作成する防災業務計画。原子力事業所における原子力災害予防対策、緊急事態応急対策・原子力災害事後対策、原子力災害拡大防止・原子力災害の復旧を図るための原子力防災管理者及び原子力防災要員、原子力防災組織、防災要員の教育訓練、放射線測定設備、防災資機材、防災訓練などを記載した計画。

本計画の作成、修正にあたっては、修正しようとする日の60日前までに立地県、市町村、関係周辺都道府県に協議しなければならない（原災法第7条第2項）。

### 原子力保安検査官

JCO臨界事故を踏まえて平成12年より設置された原子力規制庁の職員。

原子力保安検査官は、平常時においては、原子力施設に対して、保安規定の遵守状況、運転管理状況、及び教育訓練の実施状況の調査、定期自主検査等での立合いなどの保安検査を実施し、トラブル等発生時においては、原子力規制委員会への連絡、現場調査及び再発防止対策の確認等を実施する。

### 原子力防災管理者

原災法第9条により、原子力事業者が原子力事業所ごとに選任しなければならない管理者で、原子力事業者の原子力防災業務を統括・管理する責任者。副原子力防災管理者の選任も必要。選・解任時には、その旨を原子力規制委員会、所在都道府県知事、所在市町村長及び関係周辺都道府県知事に届け出なければならない。事故時には、異常事態が発生したときの通報・原子力防災要員の呼集・応急措置の実施、平常時には放射線防護器具・非常用通信その他の資機材の配置と保守点検・原子力防災訓練・原子力防災要員に対する防災教育などを行う。

### 原子力防災専門官

原災法第30条で定める原子力防災関連専門官の名称。JCO 臨界事故を踏まえて平成12年より設置。原子力防災専門官はオフサイトセンターに駐在し、原子力事業所に係る業務を担当する。平常時、原子力事業者防災業務計画などに関する指導・助言、オフサイトセンターにおける防災資機材の整備、地域防災計画の策定などに対する地方自治体への指導・助言、原子力防災訓練の企画調整と実施、原子力防災についての地元への理解促進活動などを行う。緊急事態発生時、初動においては現地事故対策連絡会議の議長を務め、当該施設の状況把握、オフサイトセンターの立ち上げ、原子力事業者や関係機関の対応状況に関する情報の集約、地方自治体などへの説明と助言などを行う。

### 原子炉格納容器

原子炉、原子炉冷却設備、及びその関連設備を格納する容器。原子炉冷却材喪失時などに圧力障壁となり、かつ放射性物質の放散に対する障壁を形成するもの。

### 原子炉冷却材

原子炉の通常運転時に炉心を冷却する流体（液体、気体）。軽水炉では水が使われる。主にBWRでよく使われる言葉である。

### 現地事故対策連絡会議

原子力施設で原災法第10条に規定された通報事象が発生した場合に、現地で情報共有や応急対策準備の検討を行って警戒体制を整えるための連絡会議。原子力防災専門官などの国の職員、自治体等の職員、警備当局、原子力事業者などで構成される。原子力緊急事態宣言の発出後は、原子力災害現地対策本部に移行する。

### 行動調査

救護所等において、居場所での空間放射線量率とその滞在時間を積算して避難住民等の被ばく線量を推定するために、事故発生後から救護所に来るまでの時間経過とともに居場所とその時の行動について調べること。

### 交流電源

発電所の多数の機器の駆動力として使用される電源。交流とは電流の強さと流れる向きが周期的に変化する電流のことで、外部電源は交流である。

### 国際原子力機関（IAEA）

⇒「IAEA（国際原子力機関）」の項へ

### 個人線量計

原子力施設などで管理区域に立入る者は放射線測定器を着用し、その立入り期間中の外部被ばく線量の測定が行われる。外部被ばく線量測定に利用される測定器を個人線量計という。

個人線量計には、蛍光ガラス線量計、熱ルミネッセンス線量計（TLD）、光刺激蛍光線量計（OSL）、フィルムバッジ及び電子式線量計等があり、使用目的、対象線種などによりそれぞれの機能に応じて使い分けられている。

### 固定式モニタリングポスト

⇒「モニタリングポスト」の項へ

### コンクリート屋内退避

原子力緊急時に取られる防護対策の1つでコンクリート製の建屋へ避難させること。コンクリートの遮へい効果により放射線による被ばくを低減させ、また建屋の気密性による放射性物質の呼吸により体内取り込みを少なくさせて、甲状腺被ばくなどの低減を行う。

## （3）さ行

### サーバイメータ

携帯用の放射線測定器の総称で、放射線量率測定用と放射性汚染測定用がある。アルファ線、ベータ線、ガンマ線用及び中性子線の線種に対して、電離箱式、GM計数管式、シンチレーション式などの検出方式が使い分けられる。

### 災害対策基本法（災対法）

防災に関する国、地方公共団体、その他公共機関の責任を明らかにし、防災計画の作成、災害予防、災害応急対策、災害復旧及び防災のための財政金融措置などの基本的事項を定めた法律。昭和36年制定。本法では、災害を「暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波、噴火、その他異常な自然現象」及び「大規模な火事若しくは爆発」及び政令で定めた原因による大規模災害も対象としており、「放射性物質の大量放出」などの原子力災害も含まれている。

### 災害対策本部

災害対策基本法第23条に基づき、災害が発生した時、防災の推進を図るために必要な場合は、地域防災計画の定めにより設置することができる組織。災害対策本部長は、都道府県知事又は市町村長が務める。

### 残留熱除去系

原子炉が停止した後に、炉心より発生する崩壊熱及び残留熱を除去・冷却するための系統（主として沸騰水型原子炉（BWR）での用語）である。

### 施設敷地緊急事態

⇒「EAL（緊急時活動レベル）」の項へ

### 施設敷地緊急事態要援護者

避難の実施に通常以上の時間がかかり、かつ、避難の実施により健康リスクが高まらない災害時要援護者等、安定ヨウ素剤を事前配布されていない者及び安定ヨウ素剤の服用が不適切な者のうち、施設敷地緊急事態において早期の避難等の防護措置の実施が必要な者をいう。

### 実効線量

臓器又は組織がある量の放射線を受けるとき、それぞれが受ける異なった影響を、全身的な共通の尺度で表した線量。生物学的な効果を考慮した値であり、単位はシーベルト（Sv）。

### シビアアクシデント

過酷事故。SAともいう。設計基準事象を大幅に上回る事象であり、安全設計の評価上想定された手段では適切な炉心の冷却又は反応度の制御ができず、結果として、炉心の重大な損傷に至る事象のこと。

### シーベルト（Sv）

被ばくによる確率的影響（がん、遺伝性影響など）の生じるリスクを推定するための尺度となる線量（等価線量及び実効線量）の単位である。等価線量は各組織・臓器の吸収線量（Gy）に放射線の種類及びエネルギーによる確率的影響の差を補正する放射線荷重係数を乗じて求められ、実効線量は各臓器・組織の等価線量にその組織・臓器の組織荷重係数（全体を1として規格化）を乗じて総和したもので求められる。

### 使用済燃料貯蔵プール（貯水槽）

原子炉で燃やした燃料（使用済燃料という）を貯蔵、保管するための水槽（プール）のことをいう。使用済燃料は、核分裂生成物の崩壊により発熱するため、放射能が弱まるまで冷却が必要である。

### 除染

身体や物体の表面に付着した放射性物質を除去する、あるいは付着した量を低下させることを除染という。除染対象物によりエリアの除染、機器の除染、衣料の除染、皮膚の除染などに分けられる。

物の除染には浸漬、洗浄、研磨などが行われ、除染剤には合成洗剤、有機溶剤などが用いられる。また、身体の皮膚の除染には、中性洗剤、オレンジオイルなどが用いられる。

### 深層防護

原子力施設の安全対策を多段的に設ける考え方。IAEAでは5層まで考慮されている。

### スクリーニング

原子力施設周辺の地域住民等が、原子力災害の際に放射能汚染の検査や、これに伴う医学的検査を必要とする事態が生じた場合は、救護所において、国の緊急被ばく医療派遣チームの協力を得て、身体表面に放射性物質が付着している者のふるい分けを実施する。

### 制御棒

原子炉内に出し入れして原子炉の出力を制御するためのもの。

### セシウム

元素記号はCs。銀白色の軟らかい金属。アルカリ金属のうち最も反応性に富む。同位体22のうち最も重要なものはセシウム（Cs-137）である。

### 全面緊急事態

⇒「EAL（緊急時活動レベル）」の項へ

## （4）た行

### 中性子（線）

⇒「放射線」の項へ

### 直流電源装置

無停電源を要求するプラントの監視制御装置への電源供給及び、交流電源が喪失した場合の、バックアップ用の非常用電源（非常用ディーゼル発電機）を起動する制御回路のための電源供給を行う装置。蓄電池、充電器、配電設備などから構成され、安全上重要な設備に給電する設備は多重化された設計となっている。

### 等価線量

放射線防護に用いる線量の1つ。

等価線量は、人体の各組織・臓器の確定的影響が発生しないしきい値未満の被ばくによる確率的影響の指標になる線量である。確率的影響の発生確率は、放射線の種類やエネルギーにより異なるため、放射線の種類・エネルギーによる違いを補正する放射線荷重係数を、組織・臓器の吸収線量に乗じて求めることができ、各組織・臓器の確率的影響を全ての放射線に対して、共通の尺度で評価することができる。単位にはシーベルト（Sv）が用いられる。

### 特定重大事故等対処施設

意図的な航空機衝突等のテロリズム等により、炉心の著しい損傷のおそれが生じたか、若しくは、炉心の著しい損傷が発生した場合において、格納容器の破損による多量の放射性物質の放出を抑制するための機能を有する施設をいう。

### 特定事象

原災法第10条に基づき、原子力防災管理者が政府、地方公共団体に通報しなければならない事象（基準）

- (1) 敷地境界付近に設置した放射線測定設備において1地点で10分以上、又は、2地点以上で同時に5マイクロシーベルト毎時（ $\mu\text{Sv/h}$ ）以上の放射線量の検出。
- (2) 排気筒などの通常放出場所において、拡散などを考慮して敷地境界で $5\mu\text{Sv/h}$ 以上相当の放射性物質を10分間以上検出。
- (3) 火災、爆発などが生じ、管理区域の外で $50\mu\text{Sv/h}$ 以上の放射線量の検出及び $5\mu\text{Sv/h}$ 以上に相当する放射性物質の検出。
- (4) 臨界事故の発生又はそのおそれのある状態
- (5) 制御棒の挿入による原子炉停止ができないこと。
- (6) その他、原子力緊急事態 に該当する事象。

### トリアージ

被災者の傷病の重症度や汚染拡大防止のために、被ばくや汚染によるものとそれ以外の損傷（外傷、熱傷など）の程度により、緊急度や必要な処置を見極め、被災者を振り分ける作業。

## （5）な行

### 内部被ばく

人体が放射線を受けることを放射線被ばくといい、身体内に取込んだ放射性物質に起因する特定臓器・組織の被ばくを内部被ばくという。

放射性物質を体内に取込む経路には、放射性物質を含む空気、水、食物などの吸入摂取、経口摂取、経皮吸収がある。

### 燃料被覆管

燃料ペレットを収納する薄肉の円管。軽水炉ではジルカロイの、また、高速増殖炉ではステンレス鋼の円管が用いられる。燃料被覆管は、燃料を密封して燃料や核分裂生成物の漏出を防ぐ役目を持つ。

**(6) は行****半減期**

放射性物質の量が初期量から半分になる時間。崩壊により減少する物理的半減期と、体内に取り込まれた放射性物質が排泄などによって減少する生物的半減期がある。

**非常用母線**

外部電源、非常用ディーゼル発電機から受電し、原子炉を安全に停止するのに必要な設備と工学的安全施設に電気を供給するための母線。

**非常用炉心冷却装置**

[ECCS : Emergency Core Cooling System]

原子炉に冷却材喪失が起こった時などに、炉心を冷却するための工学的安全施設。1次冷却系のいかなる大きさの配管が壊れた場合にも炉心を冷却できる容量を有している。BWRでは非常用炉心冷却系といい、高圧炉心スプレイ系、低圧炉心スプレイ系、低圧注水系、自動減圧系などから成る。PWRの場合には、高圧注入系、蓄圧注入系、低圧注入系などからなっている。なお、原子炉冷却材喪失が起こらなくても、PWRでの主蒸気管破断事故に対しては原子炉を停止させるようにほう酸水を注入することも行う。

**避難行動要支援者**

災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する者の総称。

**避難**

避難は、原子力施設から放射性物質の異常な放出が発生した場合に、周辺住民等の放射性プルームからの被ばくをできるだけ低減させるために実施する防護対策のうちの一つであり、避難が実施された場合、周辺住民等は地方公共団体が放射性プルームに遭遇する場所から離れた地区に開設した避難施設へ避難することになる。

避難は、放射性物質の大量の放出前に実施することが可能な場合には、被ばくの低減化の効果が最も大きい防護対策である。また、原子力施設から直接放出される中性子線及びガンマ線の影響が大きい場合においても、避難が検討される

**被ばく**

人体が放射線を受けることを被ばくという。その受け方によって外部被ばくと内部被ばくに分けられる。

### 被ばく経路

原子力施設から放出される放射性物質が直接または間接的に人の放射線被ばくをもたらす経路を被ばく経路という。大気中に放出された放射性物質からのガンマ線またはベータ線により外部被ばくをもたらす、また、放射線物質を含む空気の吸入、汚染した農作物などの摂取により内部被ばくをもたらす。

大気中に放出された放射性物質から人への被ばく経路のうち、緊急時の早期の段階での主要な被ばく経路は、放射性プルームからの直達放射線と呼吸による放射性物質の体内への取込みである。また、放射性物質が牧草や葉菜に沈着し、その牧草を食べた乳牛の牛乳を飲んだり、汚染した葉菜を採取して人間が被ばくする。

### 表面汚染

ある物体の表面に放射性物質が付着していることを表面汚染という。

表面汚染の形態には、放射性物質が固着して取れにくい固着性（固定性）汚染と、比較的取れやすい遊離性（非固定性）汚染とがある。ろ紙等で拭取ることのできる汚染を便宜上遊離性汚染として取扱っているが、固着性汚染であっても時間の経過とともに遊離性汚染に移行することがある。

### 復水器

蒸気タービンで使用した蒸気を、冷却水との熱交換によって冷却凝縮し、水にして体積を減らすことにより高い真空状態を作り、蒸気の流れをよくしてタービンの効率を高くする装置をいう。

### 沸騰水型原子炉（BWR）

[BWR ; Boiling Water Reactor]

減速材及び冷却材として普通の水（軽水）を用い、原子炉で水を沸騰させてできた蒸気を直接タービンに送って発電する原子炉。PWRにおける蒸気発生器がない代わりに、タービンに放射能を含んだ蒸気が送られることになる。

日本では2012年5月現在、26基が設置されている。

《参考》⇒ 「加圧水型原子炉（PWR）」

※ 志賀原子力発電所の原子炉は、沸騰水型原子（1号機）及び改良型沸騰水型原子炉（2号機）である。

### ○改良型沸騰水型原子炉（ABWR）

[ABWR ; Advanced Boiling Water Reactor]

従来の沸騰水型原子炉（BWR）の運転経験に基づく改善と、世界のBWRの実績ある最先端の技術を結集して、安全性、運転性、経済性の向上などを目指して開発されたもの

である。世界初の ABWR である東京電力柏崎刈羽原子力発電所第 6 号機と第 7 号機をはじめとして、日本では 4 機が稼働。

ABWR では、原子炉内の冷却材を循環させるポンプを原子炉圧力容器内に取り込んだインターナルポンプ、原子炉出力の制御を行う制御棒を出し入れする改良型制御棒駆動機構、建屋一体型鉄筋コンクリート製原子炉格納容器などを採用している。

### プルーム（放射性プルーム・放射性雲）

気体状（ガス状あるいは粒子状）の放射性物質が大気とともに煙突からの煙のように流れる状態を放射性プルームという。

プルームには放射性希ガス、放射性ヨウ素、ウラン、プルトニウムなどが含まれ、外部被ばくや内部被ばくの原因となる。放射性希ガスは、地面に沈着せず、呼吸により体内に取込まれても体内に留まることはないが、プルームが上空を通過中に、この中の放射性物質から出される放射線を受ける（外部被ばく）。放射性ヨウ素などは、プルームが通過する間に地表面などに沈着するため、通過後も沈着した放射性ヨウ素などからの外部被ばくがある。また、プルームの通過中の放射性ヨウ素などを直接吸入すること及び放射性ヨウ素などの沈着により汚染した飲料水や食物を摂取することによっても放射性ヨウ素などを体内に取込むことになり、体内に取込んだ放射性物質から放射線を受ける（内部被ばく）。

### プルーム通過時の被ばくを避けるための防護措置を実施する地域（PPA）

⇒「PPA（プルーム通過時の被ばくを避けるための防護措置を実施する区域）」の項へ

### ベータ線（ $\beta$ 線）

⇒「放射線」の項へ

### ベクレル（Bq）

放射能の量を表す単位のこと。1 ベクレルは、1 秒間に 1 個の原子核が壊れ、放射線を放出している放射性物質の放射能の強さ、または量を表す。

### ベント

格納容器圧力の異常上昇を防止し、格納容器を保護するため、放射性物質を含む格納容器内の気体（ほとんど窒素）を一部外部環境に放出し、圧力を降下させる措置をいう。

### 防護対策区域

放射性物質又は放射線の異常な放出が発生した場合に実施される防護対策（屋内退避、コンクリート屋内退避、避難等）を実施するために設定される区域を防護対策区域という。

## 防災基本計画

昭和38年、災害対策基本法に基づき中央防災会議により決定された防災に関する基本的な計画。災害予防、災害応急対策、災害復旧の段階ごとに、国、地方公共団体及び防災関係機関等の役割と責務を明確にしている。これを基に、都道府県・市町村において地域防災計画が定められている。

東京電力福島第一原発事故の反省を踏まえて、平成24年9月、原子力災害対策編が改定された。

## 防災行政無線

日本の防災通信網は、国、都道府県及び市町村の各階層から構成されている。中央防災無線、消防防災無線、都道府県防災行政無線、市町村防災行政無線、地域防災無線がある。

中央防災無線は、内閣府を中心に、指定行政機関、地方公共団体や指定公共機関等を結ぶネットワークである。

都道府県防災行政無線は、都道府県と市町村、防災関係機関等との間を結ぶ通信網で、防災情報の収集・伝達を行うネットワークである。衛星系を含めるとすべての都道府県に整備されている。

## 防災業務関係者

広報・指示伝達、避難誘導、交通整理、モニタリング、医療措置などの緊急事態応急対策及び原子力災害事後対策を実施する要員。

## 防災業務計画

災害対策基本法に基づき、関係省庁、原子力事業者、指定公共機関及び指定地方公共機関が作成する防災のための業務計画をいう。

原子力災害に係わる防災業務計画は、原子力災害対策特別措置法第7条第1項の規定に基づき、原子力事業者は当該原子力事業所における原子力災害予防対策、緊急事態応急対策及び原子力災害事後対策その他の原子力災害の発生及び拡大を防止し、並びに原子力災害の復旧をはかるために必要な業務を定め、原子力災害対策を円滑かつ適切に遂行することを目的として計画されている。

## 放射線

ウランなど、原子核が不安定で壊れやすい元素から放出される高速の粒子（アルファ粒子、ベータ粒子など）や高いエネルギーを持った電磁波（ガンマ線）、加速器などで人工的に作り出されたエックス線、電子線、中性子線、陽子線、重粒子線などのこと。

### ○アルファ線（ $\alpha$ 線）

アルファ線は、放射線の一種で、陽子2個と中性子2個からなるヘリウムの原子核と同じ構造の粒子である。物質を通り抜ける力は弱く、衝突した相手を電離する能力が高いため、自分の持つエネルギーを急速に失い空気中では数センチメートルしか進めず、紙一枚程度で止めることができる。

アルファ線を人体外部で受けた場合、アルファ線は皮膚の表面で止まってしまうため、人体への影響はほとんどない。しかし体内にアルファ線を放出する放射性物質を摂取した場合、その物質の沈着した組織の細胞が集中してアルファ線の全エネルギーを受けるため人体が受ける影響が大きい。

### ○ガンマ線（ $\gamma$ 線）

原子核の壊変によって原子核から放出される電磁波をガンマ線という。不安定な原子核がアルファ線やベータ線を放出した後に、さらにガンマ線を放出してより安定な原子核に移行する。

ガンマ線は物質を透過する力がアルファ線やベータ線に比べて強く、遮へいをするには、厚い鉛板やコンクリート壁が必要である。

### ○中性子（線）

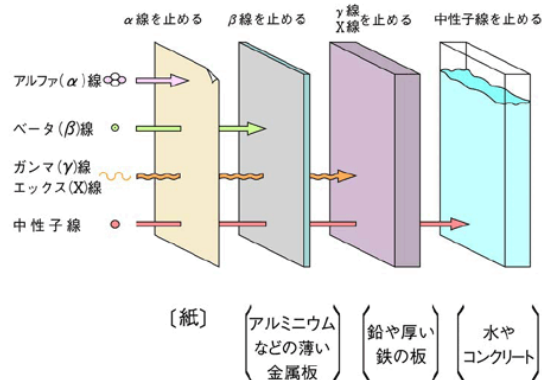
中性子は、原子核を構成する素粒子の一つで、電荷を持たず、質量が水素の原子核（陽子）の質量とほぼ等しい。中性子線は、水やパラフィン、厚いコンクリートで止めることができる。

中性子線は、ガンマ線のように透過力が強いので、人体の外部から中性子線を受けるとガンマ線の場合と同様に組織や臓器に影響を与える。吸収された線量が同じであれば、ガンマ線よりも中性子線の方が人体に与える影響は大きい。

### ○ベータ線（ $\beta$ 線）

ベータ線は原子核の壊変にともなって、原子核から飛び出す電子のことで、マイナスの電荷を持っているものと、プラスの電荷を持っているものがある。

ベータ線の物質を透過する力はアルファ線より大きいですが、ガンマ線より小さく、厚さ数ミリのアルミニウムやプラスチックで止めることができる。



出典：「原子力・エネルギー」図面集 2004-2005（財）日本原子力文化振興財団

## 放射能

不安定な原子核は放射線を放出してより安定な原子核に変わる。この時、原子核から放出される放射線の種類には、アルファ線（ $\alpha$ 線）、ベータ線（ $\beta$ 線）、ガンマ線（ $\gamma$ 線）などがある。原子核が放射線を出す能力を放射能という。放射能の単位はベクレル（Bq）で表される。

## 放出源情報

放出源情報とは、原子力施設の災害時に放出される放射性物質の種類と放出量または放出率、放出の継続時間とその経過状況の予測、放出位置と放出口高さなどに関する情報である。

## ホールボディカウンタ

ホールボディカウンタは、人の体内に沈着した放射性物質から放出されるガンマ線を人体の外側から検出する計測装置。測定の対象となる放射性核種はガンマ線放出核種であり、代表的なものに、マンガン-54、コバルト-60、セシウム-137 などがある。体内に存在する微量の放射能の定量分析あるいは人体内の放射能分布の測定に利用されている。

このほか、身体の特定の器官に着目してその器官に沈着している放射能（器官負荷量）の測定を目的とした甲状腺モニタや肺モニタなどの装置がある。

## （7）ま行

### モニタリングカー

空間放射線量率の連続測定記録装置、大気中の放射性ヨウ素及び粒子状放射性物質を連続採取し測定する装置、風向風速の連続測定記録装置等を搭載した特殊車両である。

環境モニタリング専用の特別な機能を持たせた特殊車両であり、一般に比較的大型で行動範囲の制約も受けるが、その特殊機能を生かし、定点における半固定的な連続測定を実施することができるほか、場合によっては移動式野外観測室（フィールド・ラボ）的な役割を果たすこともできる。

### モニタリングステーション

モニタリングステーションは、原子力発電所や再処理工場などの原子力施設からの放射線等を常時監視する目的で設置された、放射線機器・気象機器・無線機などの機器類を整備した放射線観測局のことをいう。

モニタリングステーションでは空気中の放射性物質濃度、放射線量率、積算線量などが測定される。空気中の放射性物質の濃度を測定、監視する設備を有することでモニタリングポストと区分される。

富山県においては、平成 25 年 4 月現在、氷見市内に 2 基整備されている（八代自治会館、西部清掃センター）。

### モニタリングポスト

放射線を定期的に、または連続的に監視測定することをモニタリングといい、原子力発電所等の周辺でモニタリングを行うために設置された装置をモニタリングポストという。

平常時の放射線レベルから緊急事態全般に渡る広範囲の放射線の変動を欠かすことなく連続測定監視できるようになっている。

#### ○可搬型モニタリングポスト

可搬型モニタリングポストは、固定式モニタリングポストの配置の不足を補い、モニタリング地点に臨時に配置する可搬型のガンマ線空間線量率測定器で、原子力災害時には最大線量率予測地点等に置かれる。

緊急時における放射性プルームの流れや汚染状況の把握のため、迅速に所定の場所に設置して線量率の経時変化を監視するものである。可搬型モニタリングポストは、広い線量率範囲の線量率データを収録することが可能である。

なお、野外の任意の場所に設置して測定を可能にするために、電源はバッテリーで供給され、構造的には全天候型（防.、防滴型）となっている。

#### ○固定式モニタリングポスト

原子力施設から放出された放射線のレベルを監視するため、原子力事業者や関係都道府県が、事業所周辺や居住域の適切な地点に空間放射線量率測定装置を備えた設備を設置している。これを固定式モニタリングポストという。

固定式モニタリングポストによる測定は、原子力施設から放射性物質又は放射線の異常な放出が生じた場合に、連続的に空間放射線量率の変動が把握でき、しかも集中的に監視できるという点で、第 1 段階のモニタリングにおいて有効な情報を提供する。

富山県においては、平成 25 年 4 月現在、モニタリングステーションとあわせて、9 基整備されている。

**(8) や行****予測線量**

予測線量とは、放射性物質又は放射線の放出量予測、気象情報予測等をもとに、何の防護対策も講じない場合に、その地点に留まっている住民が受けると予測される線量の推定値のことである。個々の住民が受ける実際の線量とは異なるものである。予測線量は、状況の推移とともに変更されることを考慮する必要がある。

緊急時における予測線量の推定を行うに当たっては、予測線量分布図等を有効に利用しつつ、空間線量率の実測結果と併せて総合的に判断することが望ましい。

**要配慮者**

高齢者、障害者、乳幼児その他の特に配慮を要する者の総称。

**(9) ら行****炉心損傷**

原子炉の炉心の冷却が不十分な状態が続き、あるいは炉心の異常な出力上昇により、炉心温度が上昇し、燃料被覆管が損傷する事故。炉心溶融を含む。

**(10) C****cpm(カウント・パー・ミニッツ)**

[cpm:Counts per Minute]

壊変によって、放出される放射線を放射線測定器が1分あたりどれだけ検出したかを示すもの。

**○壊変**

原子核が不安定な状態から、放射線を出して別の原子核、又は安定な状態の原子核に変わっていく現象。

**(11) D****DIG**

[Disaster Imaginatioin Game]

地図を使い、参加者（地域住民など）が議論しながら災害発生後の地域の被害状況や対応を予想することによって、地域の防災力を高め、被害を軽減するために有効な対策を自ら気付くようにする演習手法。

**(12) E****EAL（緊急時活動レベル）**

[EAL:Emergency Action Level]

原子力発電所において事故が発生した場合、緊急事態の深刻さを検知し、どの緊急事態区分に属するかを判断するために用いられる、特有の事前に定められた観測可能な基準と施設の状態をいう。

EAL レベルについては、各原子力発電所で発生し得る異常や事故を分類、整理し、緊急事態区分ごとの判断基準として、事業者が具体的に定める必要があるとされているが、平成25年2月に改定された原子力災害対策指針においては、当面の枠組みとして、原災法第10条、第15条等と連動させることとし、今後、原子力事業者が施設ごとの特性に合わせたEALを作成し、改定することとされた。

### ○警戒事態

警戒事態は、その時点では公衆への放射線による影響やそのおそれ緊急のものではないが、原子力施設における異常事象の発生又はそのおそれがあるため、情報収集や、緊急時モニタリングの準備、施設敷地緊急事態要避難者の避難等の防護措置の準備を開始する必要がある段階である。

この段階では、原子力事業者は、警戒事態に該当する事象の発生及び施設の状態について直ちに国に連絡しなければならない。国は、原子力事業者の情報を基に警戒事態の発生の確認を行い、遅滞なく、地方公共団体、公衆等に対する情報提供を行わなければならない。国及び地方公共団体は、PAZ内において、実施に比較的時間を要する防護措置の準備に着手しなければならない。

### ○施設敷地緊急事態

施設敷地緊急事態は、原子力施設において公衆に放射線による影響をもたらす可能性のある事象が生じたため、原子力施設周辺において緊急時に備えた避難等の主な防護措置の準備を開始する必要がある段階である。

この段階では、原子力事業者は、施設敷地緊急事態に該当する事象の発生及び施設の状態について直ちに国及び地方公共団体に通報しなければならない。国は、施設敷地緊急事態の発生の確認を行い、遅滞なく、地方公共団体、公衆等に対する情報提供を行わなければならない。国、地方公共団体及び原子力事業者は、緊急時モニタリングの実施等により事態の進展を把握するため情報収集の強化を行うとともに、主にPAZ内において、基本的にすべての住民等を対象とした避難等の予防的防護措置を準備し、また、施設敷地緊急事態要避難者を対象とした避難を実施しなければならない。

### ○全面緊急事態

全面緊急事態は、原子力施設において公衆に放射線による影響をもたらす可能性が高い事象が生じたため、確定的影響を回避し、確率的影響のリスクを低減する観点から、迅速な防護措置を実施する必要がある段階である。

この段階では、原子力事業者は、全面緊急事態に該当する事象の発生及び施設の状況について直ちに国及び地方公共団体に通報しなければならない。国は、全面緊急事態の発生の確認を行い、遅滞なく、地方公共団体、公衆等に対する情報提供を行わなければならない。国及び地方公共団体は、PAZ内において、基本的にすべての住民等を対象に避難や安定ヨウ素剤の服用等の予防的防護措置を講じなければならない。また、事態の規模、時間的な推移に応じて、UPZ内においても、PAZ内と同様、避難等の予防的防護措置を講じる必要がある。

**(13) I****IAEA(国際原子力機関)**

[IAEA: International Atomic Energy Agency]

原子力平和利用を通じて世界の平和と繁栄に貢献することを目的に1957年に設立された国連機関。主な業務は、原子力に関する技術協力及び安全確保、核燃料サイクル、アイソトープの利用などに関する情報交換である。国際原子力事象評価尺度 や国際原子力機関輸送規則などを策定した。

**(14) P****PAZ(予防的防護措置を準備する区域)**

[PAZ: Precautionary Action Zone]

急速に進展する事故を考慮し、重篤な確定的影響等を回避するため、緊急事態区分に基づき、直ちに避難を実施するなど、放射性物質の環境への放出前の予防的防護措置(避難等)を準備する区域をいう。実用原子力発電所の場合、この区域の範囲のめやすは「原子力施設から概ね5km」とされる。

**PPA(プルーム通過時の被ばくを避けるための防護措置を実施する地域)**

[PPA: Plume Protection Planning Area]

放射性物質を含んだプルーム(放射性プルーム)通過時における被ばくの影響を避けるため、自宅への屋内退避等を中心とした防護措置を実施する地域をいう。

平成25年2月に改定された原子力災害対策指針においては、今後、原子力規制委員会で検討を行うべき課題とされた。

**(15) O****OIL(運用上の介入レベル)**

[OIL: Operational Intervention Level]

防護措置導入の判断に用いられる測定器による測定値などより求めたレベルをいう。

一般的に、OILは包括的判断基準(個々の防護措置の実施によって予想される線量あるいは既に受けてしまった線量によって表わされる判断基準)に相当する計測可能な値として導

き出されるが、平成 25 年 2 月に改定された原子力災害対策指針においては、東京電力福島第一原発事故の際に実施された防護措置の状況や教訓を踏まえて、実効的な防護措置を実施する判断基準として適当か否かなどという観点から、当面運用できるものとして設定された。今後、IAEA 等の国際機関による防護措置の体系の検討状況も踏まえ、必要に応じて指針の改定を行うとされている。

《参考》

○避難のための判断基準

- ・ IAEA 1,000  $\mu$  Sv/h
- ・ 富山県 500  $\mu$  Sv/h

○防護措置を取るための最初の 7 日間の包括的判断基準

- ・ IAEA 100mSv/週
- ・ アメリカ合衆国 10～50mSv/週
- ・ フランス 50mSv/週
- ・ イギリス 30～300mSv/週
- ・ ドイツ 100mSv/週

(16) S

**SPEEDI ネットワークシステム**

[SPEEDI : System for Prediction of Enviromental Emergency Dose Information]

原子力施設から大量の放射性物質が放出、あるいは、そのおそれがある緊急時に、周辺環境における放射性物質の大気中濃度や被ばく線量などを、放出源情報、気象条件及び地形データをもとに迅速に予測するシステム。

原子力規制委員会、オフサイトセンター、地方公共団体及び日本気象協会とを原子力安全技術センターに設置された中央情報処理計算機を中心に専用回線により接続している。国、地方公共団体は SPEEDI ネットワークシステムが予測した情報により、周辺住民のための防護対策の検討を迅速に行うことができる。

(17) U

**UPZ (緊急時防護措置を準備する区域)**

[UPZ : Urgent Protective Action Planning Zone]

国際基準等に従って、確率的影響を実行可能な限り回避するため、環境モニタリング等の結果を踏まえた運用上の介入レベル (OIL)、緊急時活動レベル (EAL) 等に基づき、避難、屋内退避、安定ヨウ素剤の予防服用等を準備する区域をいう。原子力災害対策指針においては、実用原子力発電所の場合、この区域の範囲の目安は「原子力施設から概ね 30km」とされる。

富山県においては、IAEA や主要国の国際基準、石川県の基準及び原子力規制委員会が実施した放射性物質拡散シミュレーションの結果などを勘案して「原発から概ね 30km」を目安としている。

《参考》

○IAEA の国際基準

原発から 5～30km の間で設定

○主要国における防災対策を講じるべき範囲

- ・アメリカ合衆国 約 16km
- ・フランス 10km
- ・イギリス 3.5km
- ・ドイツ 2km
- ・スイス 5km
- ・オランダ 5km
- ・フィンランド 5km